

「環境の保全と創造に関する条例」に基づく

特定物質（温室効果ガス）排出抑制 計画書 特定物質（温室効果ガス）排出抑制 措置結果報告書 届出マニュアル（2025(令和7)年4月）

～ 工場・事業場用 ～

< 目次 >

はじめに

第1章 条例の概要

1	条例に規定する特定物質（温室効果ガス）の種類	2
2	特定規模排出事業者	2
3	エネルギー使用量（原油換算）の確認方法について	4
4	条例対象となった事業者の責務	5
5	特定物質排出抑制(変更)計画・特定物質排出抑制措置結果報告書の公表について	7
6	指導・勧告及び罰則等	7
7	特定物質排出抑制計画等に係る手続きフロー	8
8	特定物質排出抑制計画書、特定物質排出抑制措置結果報告書の提出方法	8

第2章 特定物質排出抑制(変更)計画書

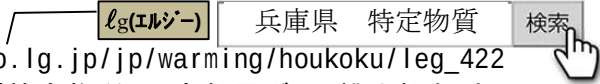
1	特定物質排出抑制(変更)計画書の作成	9
2	条例施行規則及び指針改正による計画書及び措置結果報告書の取扱いについて	10
3	エネルギー使用量1,500kL以上等の工場等に係る計画書(1号排出抑制(変更)計画)	12
4	エネルギー使用量1,500kL未満の工場等に係る計画書(2号排出抑制(変更)計画)	37
5	公表用特定物質排出抑制(変更)計画書(公表用排出抑制(変更)計画)	44

第3章 特定物質排出抑制措置結果報告書

1	特定物質排出抑制措置結果報告書の提出	46
2	エネルギー使用量1,500kL以上等の工場等に係る報告書(1号報告書)	47
3	エネルギー使用量1,500kL未満の工場等に係る報告書(2号報告書)	67
4	公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(公表用報告書)	72

第4章 資料編

1	環境の保全と創造に関する条例（抜粋）	76
2	環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）	78
3	提出方法	80

問い合わせ先	兵庫県 環境部 環境政策課 温暖化対策班 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_422 電話 078-362-3284 ファックス 078-382-1580 〒650-8567(神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館2階)
ホームページ	様式等は「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードが可能です。検索サイトで「兵庫県 特定物質」で検索していただくか、下記アドレスを入力してください。 
提出方法	→ https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_422 「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください（80ページ「提出方法」参照）。

はじめに

兵庫県では、2003（平成15）年10月1日から「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画及び措置結果報告制度」を施行し、環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」という。）第142条の2第1項に定める「特定規模排出事業者」は、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び計画に基づき講じた措置結果の報告が義務付けられています（以下「制度」という。）。）。。

この届出マニュアルは、事業者が、条例第142条の2第1項の規定に基づく「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」（以下「指針」という。）に従い計画書及び報告書を作成するための参考となる事項を取りまとめたものです。

県では2021（令和3）年3月に脱炭素社会の実現に向けて、長期的な将来像や取組の方向性を示すとともに、県民・事業者・団体・行政等が一体となった地球温暖化対策を推進するため、兵庫県地球温暖化対策推進計画（以下「県計画」という。）を改定しました。

その後、国が「地球温暖化対策計画」の改訂により2030年度の温室効果ガス削減目標を強化し、また、「第6次エネルギー基本計画」の策定により2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を引き上げるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況が変わりました。

そこで、2022（令和4）年3月に、再度県計画を改定し、2050年ネット・ゼロ達成に向け、2030（令和12）年度の削減目標を強化し、積極的な取組と削減を加速することとしております。

これら県計画の改定に合わせ、2021年3月に県計画の目標年度である2030（令和12）年度を目標年度として指針を改定するとともに、条例施行規則を改定し、制度を強化しました。

特定規模排出事業者の方々には、この届出マニュアルを参考に、脱炭素社会を実現するための長期的な方針を定めるなど、さらなる特定物質の排出抑制のための省エネの取組みと再生可能エネルギーの利用促進に努めていただくよう期待します。



本マニュアルにおいて、条例に基づく計画書や報告書は以下のとおり記載されます。

特定物質排出抑制計画書（様式第1号）	1号排出抑制計画
特定物質排出抑制計画書（様式第2号）	2号排出抑制計画
※特定物質排出抑制計画書（様式第3号）	3号排出抑制計画
公表用特定物質排出抑制計画書（様式第4号）	公表用排出抑制計画
特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第5号）	1号報告書
特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第6号）	2号報告書
※特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第7号）	3号報告書
公表用特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第8号）	公表用報告書
（※は自動車運送事業者用の様式です。）	

第1章 条例の概要

1 条例に規定する特定物質（温室効果ガス）の種類

条例に規定する特定物質は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条に定める「温室効果ガス」としています。条例では、これらの物質について、排出抑制に努めていただくこととしています。

- ・ 二酸化炭素
- ・ メタン
- ・ 一酸化二窒素
- ・ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ・ パーフルオロカーボン（PFC）
- ・ 六ふっ化硫黄（SF₆）
- ・ 三ふっ化窒素（NF₃）

2 特定規模排出事業者

条例に基づく計画及び報告書の作成・提出対象となる工場等や自動車運送事業者（特定規模排出事業者）の規模は、以下のとおりです。

(1) 対象となる工場等の基準

次の①～③のいずれかに該当する工場等

- ① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」といいます。）に規定する「エネルギー」のうち、「化石燃料、他人から供給された化石燃料由来の熱・電気」（以下このマニュアル内では「エネルギー」という。）の前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の合計使用量が、年間1,500kL以上（原油換算）の工場等※〔いわゆる「第1種エネルギー管理指定工場等」及び「第2種エネルギー管理指定工場等」として指定を受けている工場等〕

※ 条例では、事業所単位での規模になっています。

※ 省エネ法の改正（令和5年4月1日施行）により、エネルギーに非化石燃料及び非化石燃料由来の熱・電気が追加されますが、県条例の報告制度では従前どおり化石燃料及び化石燃料由来の電気・熱の量で対象事業者を算定します。

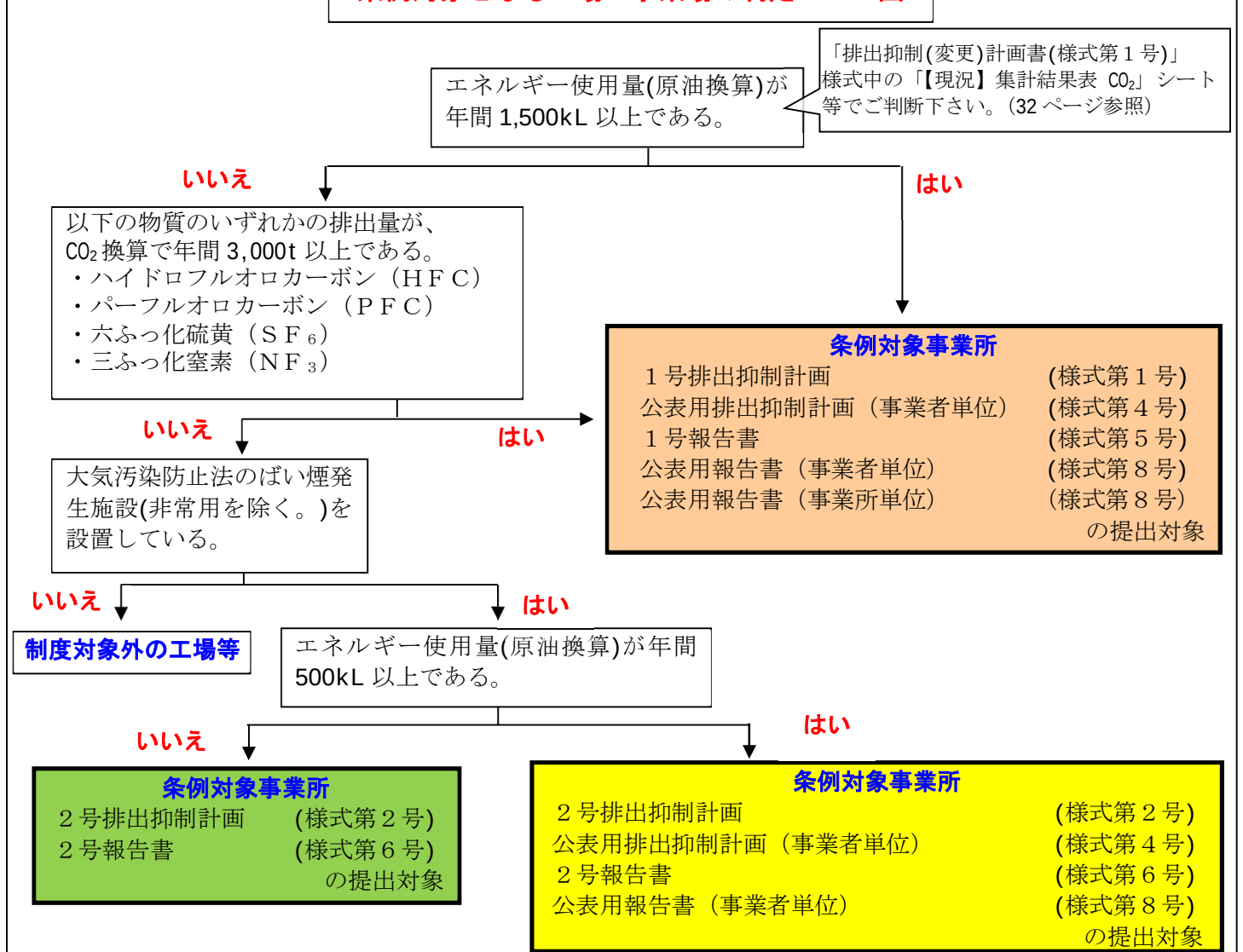
- ② エネルギーの前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の合計使用量が、1,500kL未満※¹であり、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等。ただし専ら非常用に用いられるものを除く。）を設置している工場等

- ③ 前年※²（1月1日から12月31日）に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が3,000トン以上である工場等

※1： テナントビル等におけるエネルギー使用量の報告について、ビル等のオーナーは、テナントがエネルギー管理権原（設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること）を有している設備以外のエネルギー使用量（全館の空調エネルギー・照明エネルギーなど）を報告して下さい。

※2： 集計期間は、①、②は年度（4月1日から翌年3月31日まで）、③は暦年（1月1日から12月31日まで）になります。

条例対象となる工場・事業場の判定フロー図



(参考) 対象となる自動車運送事業者の基準

→詳細は別冊「届出マニュアル(自動車運送事業者用)」をご覧ください。

前年度(4月1日から3月31日まで)の末日において、自動車運送事業の用に供する自動車の総数が以下の基準を超える自動車運送事業者

区 分		台 数
ア	①貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業に使用する自動車	100 台以上
	②貨物自動車運送事業法に基づく特定貨物自動車運送事業に使用する自動車	
イ	・道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業(ウを除く)に使用する自動車	100 台以上
ウ	・道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に使用する自動車	175 台以上

《自動車運送事業者の区分》

ア① 一般貨物自動車運送事業者

他人の需要に応じ、有償で、軽自動車、自動二輪を除く自動車を使用して貨物を運送する事業



ア② 特定貨物自動車運送事業者

特定の者の需要に応じ、有償で、軽自動車、自動二輪を除く自動車を使用して貨物を運送する事業



イ 一般旅客自動車運送事業(ウ除く)

- ・一般乗合旅客自動車運送事業…定期バス等
- ・一般貸切旅客自動車運送事業…観光バス等



ウ 一般乗用旅客自動車運送事業

- ・タクシー、ハイヤー等



3 エネルギー使用量（原油換算）の確認方法について

エネルギーの定義は省エネ法に準じています※ので、省エネ法の定期報告書記入要領等でご確認ください。（下記近畿経済産業局ホームページ参照）

(http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/20kaisei_youshiki.html)

※ 省エネ法の改正（令和5年4月1日施行）により、エネルギーに非化石燃料及び非化石燃料由来の熱・電気が追加されますが、県条例の報告制度では従前どおり化石燃料及び化石燃料由来の電気・熱の量で【対象事業者】を算定します。

エネルギーの算定は、省エネ法に基づく方法（以下①～③の合計値）で算定します。

- ① 前年度において使用した化石燃料（省エネ法施行規則第4条第1項に従い算定）
- ② 前年度において他人から供給された化石燃料由来の熱（省エネ法施行規則第4条第2項に従い算定）
- ③ 前年度において他人から供給された化石燃料由来の電気（省エネ法施行規則第4条第3項に従い算定）

◆ エネルギー使用量の計算式

$$\text{エネルギー使用量（原油換算）（kL）} = \Sigma \left(0.0258 \times \text{発熱量（GJ）} \right)$$

エネルギー使用量（原油換算）は、「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」に掲載の「条例対象判定シート.xls」で確認できます。

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_422



はじめての方へ サイトマップ 日本語/English

背景色 白 青 黒 文字サイズ 標準 拡大

大気 水・土壌汚染 地球温暖化 自然環境 環境アセスメント 環境学習 化学物質 廃棄物・リサイクル 環境白書・計画・条例 その他

カテゴリー一覧

計画・施策	+
融資・助成	+
報告・届出	+
再エネ	+

特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画

制度の概要

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、2003(平成15)年10月から、特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画・措置結果報告制度を実施しています。

対象事業者（一定規模以上の工場等又は自動車運送事業者）は、2020(令和2)年度の温室効果ガス排出目標量等を記載した特定物質排出抑制計画書を作成・提出する（計画書は変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）とともに、計画に基づき前年度に実施した措置結果を毎年報告する必要があります。

なお、計画及び報告書の概要（1,500kL未満の事業所を除く）については、兵庫県ホームページ等で公表されます。

③ タクシー
・ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

工場・事業場の規模要件の確認は[こちら](#)（EXCELファイル）

計画書・報告書の公表

県に提出された「特定物質排出抑制計画書」及び「特定物質排出抑制措置結果報告書」の概要は、事業者単位でとりまとめ、県ホームページで公表されます。

ただし、燃料、熱および電気の年間使用量が原油換算で1,500kL未満の事業所に係るものは公表の対象外です。

特定物質排出抑制計画書・措置結果報告書の公表は[こちら](#)

事業所のエネルギー使用量（原油換算）を確認する場合、「こちら」をクリックしてエクセルファイルを開いてください。

エクセルの「エネルギー使用量（原油換算用）」シートを開いて前年度に事業所で使用した燃料、他人から供給された熱及び電気の使用量を入力するとエネルギー使用量(原油換算)が算定されます。

	A	B	C	D	E	F	G	H		
1	エネルギー使用量(化石燃料、化石燃料由来の熱および電気)の原油換算表									
2				黄色セル	に数値を入力してください。					
3										
4	活動の区分					原油換算係数	単位換算量	原油換算量(kL)		
5	小分類	名称	名称	使用量	単位					
6	燃料の使用	燃料使用量	原油(コンデンセートを除く)		kg	0.988	38.3	0		
7			原油のうちコンデンセート(NGL)		kg	0.898	34.8	0		
8			揮発油(ガソリン)		kg	0.862	33.4	0		
9			ナフサ		kg	0.859	33.3	0		
10			ジェット燃料油		kg	0.937	36.5	0		
11			灯油		kg	0.942	36.5	0		
12			軽油		kg	0.980	38.0	0		
13			A重油		kg	1.004	38.9	0		
14			B・C重油		kg	1.078	41.8	0		
15			潤滑油(エンジン中で燃焼され全損するもの)		kg	1.037	40.2	0		
16			石油アスファルト		kg	1.032	40.0	0		
17			石油コークス、FCCコーク		kg	0.880	34.1	0		
18			液化石油ガス(LPG)		kg	1.293	50.1	0		
19			石油系炭化水素ガス		kg	1.189	46.1	0		
20			液化天然ガス(LNG)		kg	1.411	54.7	0		
21			その他可燃性天然ガス		kg	0.991	38.4	0		
22			輸入原料炭		kg	0.740	28.7	0		
23			吹込用原料炭		kg	0.730	28.3	0		
24			コークス用原料炭		kg	0.746	28.9	0		
25			国産一般炭		kg	0.624	24.2	0		
					kg	0.673	26.1	0		
					kg	0.717	27.8	0		
					kg	0.748	29.0	0		
					kg	0.962	37.3	0		
					kg	0.475	18.4	0		
					kg	0.083	3.23	0		
32					発電用高炉ガス		kg	0.089	3.45	0
33					軽炉ガス		kg	0.194	7.53	0
34					都市ガス(13A)		kg	1.032	40	0
35	他人から供給された熱の使用	熱使用量	産業用蒸気		kg	0.030	1.17	0		
36			産業用以外の蒸気		kg	0.031	1.19	0		
37			温水		kg	0.031	1.19	0		
38			冷水		kg	0.031	1.19	0		
39	他人から供給された電気の使用	電気事業者	発電		kgWh	0.223	8.64	0		
40		上記以外の買電	買電		kgWh	0.223	8.64	0		
41							合計	0		
判定結果: 数値を入力してください										
エネルギー使用量(原油換算用)										
HFC算定用										

事業所で前年度に使用した燃料、熱、電気の使用量を入力してください。

1年度間のエネルギー使用量 1,500kℓの目安

事業所の立地条件(所在地等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院)等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると以下のとおりです。

- 小売店舗(延べ床面積)
約3万㎡ 程度
- オフィス・事務所(電力使用量)
約600万kWh/年度 程度
- ホテル(客室数)
300~400室 程度
- 病院(病床数)
500~600床 程度
- コンビニエンスストア(店舗数)
30~40店舗 程度
- ファーストフード店(店舗数)
25店舗 程度
- ファミリーレストラン(店舗数)
15店舗 程度
- フィットネスクラブ(店舗数)
8店舗 程度

※「省エネ法の概要」(経済産業省資源エネルギー庁)パンフレットより引用

4 条例対象となった事業者の責務

条例に基づく特定規模排出事業者は、排出抑制計画の作成・提出や計画に基づき講じた措置結果の報告など、以下の義務があります。

(1) 特定物質排出抑制計画書の作成・変更及び提出

条例に基づく特定規模排出事業者になった事業者は、**2030（令和12）年度**を目標とした計画を作成し、提出する義務があります。（条例第142条の2第1項）

計画は、特定規模排出事業者になった年度の7月末日までに、県に提出しなければなりません。

また、計画が変更になった場合、変更後の計画を速やかに県に提出しなければなりません。（条例第142条の2第2項）

(2) 特定物質の排出の抑制

特定規模排出事業者は、自ら定めた計画に基づいて、排出抑制に努める義務があります。（条例第142条の3第1項）

(3) 特定物質排出抑制措置結果報告書の提出

特定規模排出事業者は、計画の目標を達成するために、毎年度実施した排出抑制措置の結果を報告する義務があります。（条例第142条の3第2項）

(4) 取組状況の公表

特定規模排出事業者は、排出抑制計画や排出抑制の取組の状況について公表するよう努める義務があります。（条例第142条の7）

5 特定物質排出抑制(変更)計画書・特定物質排出抑制措置結果報告書の公表について

県は排出抑制計画及び報告書の概要を公表します。(条例第 142 条の 4 第 2 項)

また、特定規模排出事業者から提出された計画及び報告の集計結果を公表します。(条例第 142 条の 4 第 1 項)

6 指導・勧告及び罰則等

(1) 指導又は助言

県は、特定規模排出事業者に対し、排出抑制計画の作成及び計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うことがあります。(条例第 142 条の 5)

(2) 勧告

県は、特定規模排出事業者が以下のことをしなかったときは、事業者に対し提出や報告すべきことについて勧告することができます。(条例第 142 条の 6)

ア 排出抑制計画の提出 (条例第 142 条の 2 第 1 項)

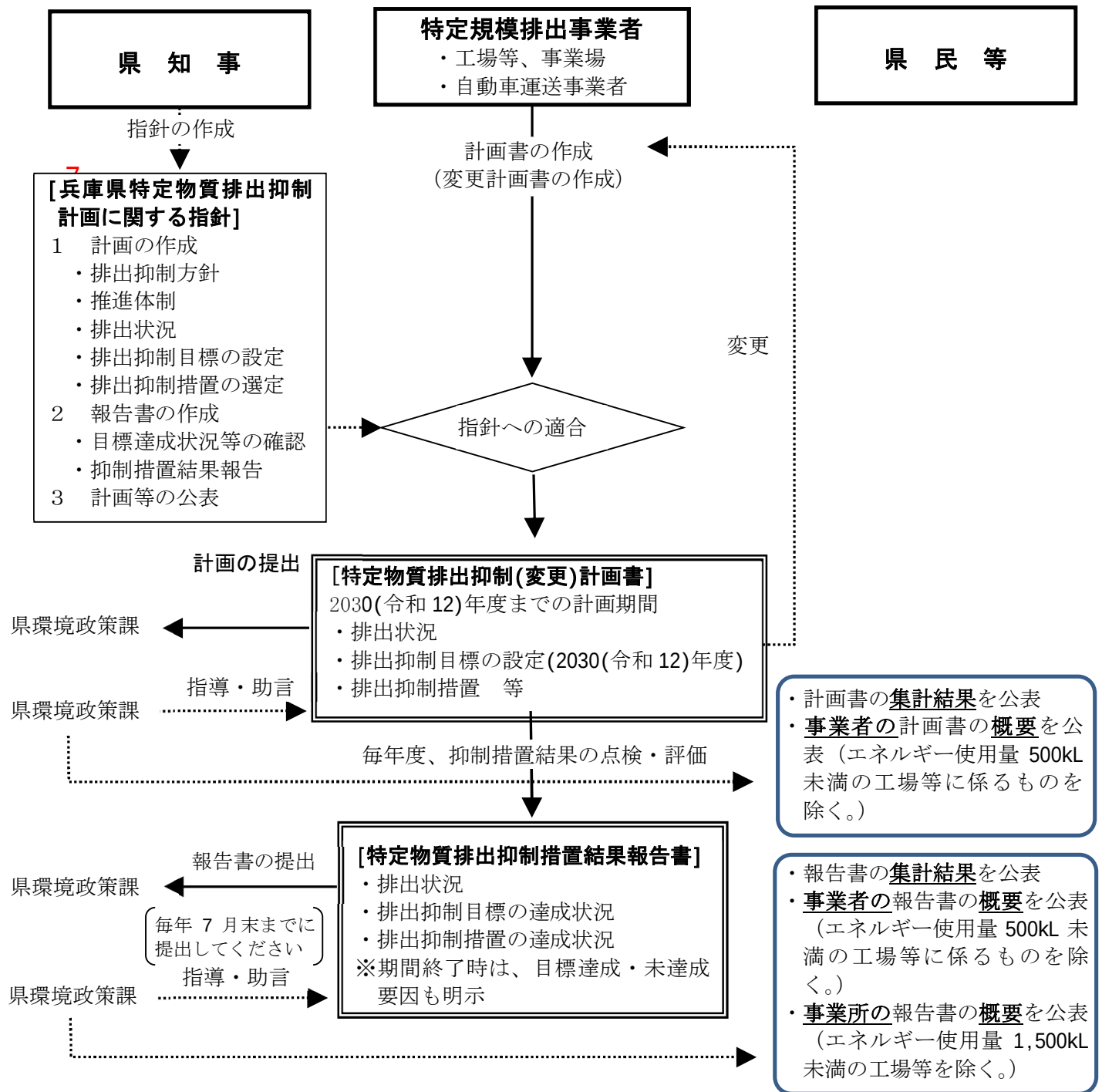
イ 排出抑制計画の変更 (条例第 142 条の 2 第 2 項)

ウ 措置結果の報告 (条例第 142 条の 3 第 2 項)

(3) 違反事業者名の公表

県は、上記の勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができます。(条例第 150 条第 2 項)

7 特定物質排出抑制計画等に係る手続きフロー



8 特定物質排出抑制計画書、特定物質排出抑制措置結果報告書の提出方法

- ・ 「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください(80ページ「提出方法」参照)。(集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。)
 - ・ 受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑(表紙)のみご郵送ください。
- ※ パソコン未設置などやむを得ない場合*のみ郵送もしくはファックスでご提出ください。

*やむをえず郵送等される場合の送付先
郵送: 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班
FAX: 078-382-1580

第2章 特定物質排出抑制(変更)計画書

1 特定物質排出抑制(変更)計画の作成

特定規模排出事業者は、2030（令和 12）年度を目標とした排出抑制計画を作成し、県（環境政策課）に提出する義務があります。

工場等の区分に応じ、1号計画書（様式第1号）又は2号計画書（様式第2号）のいずれかを作成します。

工場等の区分	計画書の種類	報告書の種類
前年度（4月1日から3月31日まで）エネルギーの合計使用量が、<u>1,500kL 以上の工場等</u>	新たに対象となった事業所、提出済の計画を変更した事業所は次の①、②の両方を提出。 （②は事業者単位で提出） ①1号排出抑制計画 （様式第1号） → 記入方法は、P12～参照 ②公表用排出抑制計画 （様式第4号） → 記入方法は、P44～参照	毎年、次の③④の両方を提出。 （④は事業者単位＋事業所で提出） ③1号報告書 （様式第5号） → 記入方法は、P47～参照 ④公表報告書 （様式第8号） → 記入方法は、P72～参照
前年（1月1日から12月31日）に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素の<u>いずれかの量を二酸化炭素に換算した量が 3,000 トン以上である工場等</u>	新たに対象となった事業所、提出済の計画を変更した事業所は次の⑤、②の両方を提出。 （②は事業者単位で提出） ⑤2号排出抑制計画 （様式第2号） → 記入方法は、P37～参照 ②公表用排出抑制計画 （様式第4号） → 記入方法は、P44～参照	毎年、次の⑥④の両方を提出。 （④は事業者単位で提出） ⑥2号報告書 （様式第6号） → 記入方法は、P67～参照 ④公表用報告書 （様式第8号） → 記入方法は、P72～参照
- 前年度（4月1日から3月31日まで）エネルギーの合計使用量が、<u>500kL 以上 1,500kL 未満の工場等</u> かつ - 大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を<u>設置している工場等（非常用を除く。）</u>	新たに対象となった事業所、提出済の計画を変更した事業所は次の⑤を提出。 （②は事業者単位で提出） ⑤2号排出抑制計画 （様式第2号） → 記入方法は、P37～参照	毎年、次の⑥④の両方を提出。 （④は事業者単位で提出） ⑥2号報告書 （様式第6号） → 記入方法は、P67～参照 ④公表用報告書 （様式第8号） → 記入方法は、P72～参照
- 前年度（4月1日から3月31日まで）エネルギーの合計使用量が、<u>500kL 未満の工場等</u> かつ - 大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を<u>設置している工場等（非常用を除く。）</u>	新たに対象となった事業所、提出済の計画を変更した事業所は次の⑤を提出。 ⑤2号排出抑制計画 （様式第2号） → 記入方法は、P37～参照	毎年、次の⑥を提出。 ⑥2号報告書 （様式第6号） → 記入方法は、P67～参照

※ 条例対象となる工場・事業場の判定フロー図は本マニュアルのP3 参照

2 条例施行規則及び指針改正による計画書及び措置結果報告書の取扱いについて

令和3年3月及び令和4年3月の指針改正、令和3年7月の条例施行規則改正により、令和4年度以降に提出する計画書等の取扱変更概要は、以下のとおりです。

(1) 制度対象者の拡充（条例施行規則の改正）

ア 計画並びに報告書提出の対象者の追加

【2020年度を目標とした計画（以下「旧制度」という）】

2号排出抑制計画等を提出する事業者

- ・ 前年度のエネルギー合計使用量が **500kL 以上 1,500kL 未満**かつ、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等（非常用を除く。）

【2030年度を目標とした計画（以下「新制度」という）】

2号排出抑制計画等を提出する事業者

- ・ 前年度のエネルギー合計使用量が **1,500kL 未満**かつ、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー※等）を設置している工場等（非常用を除く。）

※ ボイラーの対象規模の変更について

大気汚染防止法施行令が改正され、ボイラーの規模要件が見直されました（施行令別表第1 第1項）。

本施行令改正により制度対象外となる場合は、**計画等の提出は不要です**。

【改正前】

- 伝熱面積が 10 平方メートル以上
- または
- バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上

【改正後】

- 燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上

（ボイラーの対象規模に関する問い合わせ先）

工場等設置場所	問い合わせ先
神戸市	環境局環境保全課 (TEL : 078-595-6222)
姫路市	農林水産環境局環境政策室 (TEL : 079-221-2463)
尼崎市	経済環境局環境部環境保全課 (TEL : 06-6489-6305)
明石市	環境産業局環境保全課 (TEL : 078-918-5030)
西宮市	環境局環境総括室環境保全課 (TEL : 0798-35-3809)
加古川市(工場除く)	環境部環境保全課 (代表 TEL : 079-421-2000)
その他市町	各県民局環境課

※ 連絡先の詳細は

ひょうごの環境 HP (https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_310) 内

「1 ばい煙規制」の「法に基づく「ばい煙発生施設」及び条例に基づく「特定施設」に係る届出先」をご確認ください。

イ 計画並びに報告書の公表対象の拡充（条例施行規則、指針の改正）

【旧制度】

- ・ 1号排出抑制計画等を提出する事業者
 - － 計画書の概要（事業者単位）
 - － 報告書の概要（事業者単位）

【新制度】

- ・ 1号排出抑制計画等を提出する事業者
 - － 計画書の概要（事業者単位）
 - － 報告書の概要（事業者単位 + 事業所単位）
- ・ 2号排出抑制計画等を提出する事業者（前年度のエネルギー合計使用量が500kL以上のみ）
 - － 計画書の概要（事業者単位）
 - － 報告書の概要（事業者単位）

(2) 提出の取扱い

基準年度並びに目標年度の変更（指針の改正）

【旧制度】

基準年度：2005（平成17）年度
目標年度：2020（令和2）年度

【新制度】

基準年度：2013（平成25）年度
目標年度：2030（令和12）年度

3 エネルギー使用量 1,500kL 以上等の工場等に係る計画（1号排出抑制(変更)計画）

※エネルギー使用量年間 1,500kL 未満の事業所は P35 を参照

次のいずれかに該当する工場等は、1号排出抑制計画（様式第1号）及び公表用排出抑制計画（様式第4号）を作成し、県に提出してください。

- ・ 省エネ法に規定するエネルギーの前年度（4月1日から3月31日まで）の合計使用量が、原油換算で 1,500kL 以上の工場等
- ・ 前年（1月1日から12月31日）に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が 3,000 トン以上である工場等

(1) 特定物質排出抑制(変更)計画の作成

ア 特定物質排出抑制(変更)計画の内容

1号排出抑制計画は、「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」を参考に、工場等で取り組むことができる対策（排出抑制措置）を具体的に定めてください。

1号排出抑制計画の構成は、次のようになっています。内容の記載については、次ページ以降の記載例を参考に工場・事業場ごとに作成してください。

- (ア) 特定物質排出抑制方針
- (イ) 推進体制の整備
- (ウ) 特定物質排出状況
- (エ) 特定物質排出抑制目標
- (オ) 特定物質排出抑制措置

イ 添付資料

1号排出抑制計画には、次の資料を添付します。

- (ア) 算定を行う年度（算定年度）の特定物質排出量集計結果表
- (イ) 算定年度における月ごと及び用途ごとの燃料等の使用実績（必要に応じて）
※ 基準年度における操業が、生産水準等により通常状態を表していない場合等
- (ウ) 公表用計画（以下参照）
- (エ) その他添付資料（30～34ページ参照）

ウ 公表用特定物質排出抑制(変更)計画の内容

公表用計画は、事業者単位でとりまとめて作成してください。

44ページ～以降の取りまとめ方法・記入例を参照し、作成してください。

(2) 提出方法

- ・ 「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください（80ページ「提出方法」参照）。
※ 集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。
- ・ **Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。**
- ・ 受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑（表紙）のみご郵送ください。

(3) 提出期限

ア 新たに特定規模排出事業者となった工場等

その年の7月末日までに1号排出計画を作成し、県に届け出てください。

なお、1号排出抑制計画は、計画の変更がない限り、特定規模排出事業者となった年に1回提出していただければ毎年提出する必要はありません。

（→翌年以降は、1号報告書のみを毎年提出いただくことになります。（詳細は第3章（47、72ページ）参照））

イ 排出抑制計画を変更した事業者

排出抑制計画が変更になった場合は変更後の計画を速やかに県に提出してください。

新規計画の場合は「(変更)」を削除し、「～抑制計画書」としてください（本例は変更計画書の例）。

(4) 1号排出抑制(変更)計画の記入方法について（記載例）

様式第1号（条例第142条の2関係）

特定物質排出抑制変更計画書

2025年7月〇〇日

兵庫県知事 様

設置者又は管理者を記入します。事業者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記入します。管理者とは、設置者から工場等の管理を委任されている者（例 工場長、支社長など）のことです。この場合、工場等の所在地、名称、工場等の代表者の氏名を記入します。

なお、施設等の運転管理業務等を委託された管理会社は、管理者に該当しません。

提出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
神戸市中央区下山手通5-10-1
氏名（法人にあっては、
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇
担当者氏名
環境対策室 〇〇 〇〇
電話（078）341-7711

事業所番号（6桁：通知メールに記載）は必ず記載してください。不明な場合は、県にお問い合わせください。

県からの問い合わせに直接お答えいただける担当者名を記載下さい。役職は問いません。

工場・ビル等の名称を記入してください。

最新の日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と業種名を記入してください。

工場等の所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
業種	2661 金属工作機械製造業
事業の概要	金属塊から切削加工製品（旋盤、ボール盤等）を製造する。製造工程は別紙フローのとおり。
エネルギーの使用量	合計 2,554 kL/年（原油換算量）
	2,040 kL/年（原油換算量）
	2,000,000 kWh/年 （= 514 kL/年）
担当部署	〇〇部 環境対策室
連絡先	電話 078-341-7711（内線 3367） （ファクシミリ 078-382-1580） （電子メール kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp）
1 特定物質排出抑制方針	別紙のとおり
2 推進体制の整備	
3 特定物質排出状況	
4 特定物質排出抑制目標	
5 特定物質排出抑制措置	
備考	

県からの問い合わせ等に直接お答えいただける担当者のいる部署を記載してください。メールについても、県から内容の確認連絡をさせていただくことがあるので、できるだけ記入してください（メールには脱炭素にかかるセミナー等のご案内もいたします）。

記載方法は、次ページの解説参照

変更計画を提出する場合は「備考」欄に変更の概要を記入してください。

- （例1）工場増設に伴う、目標値の変更
（例2）目標年度変更に伴う、新計画の策定

《 1号排出抑制(変更)計画の記入方法 》

ア 業種の記載方法について

日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と業種名を記入してください。

複数の事業を行っている場合は、主として行われている業種について記入してください。
また、テナントビルの場合、ビル設置者の事業活動の業種（例 6911 貸事務所業）を記入してください。

日本標準産業分類の細分類番号と業種名は、以下のホームページから検索することができます。

【参考】日本標準産業分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

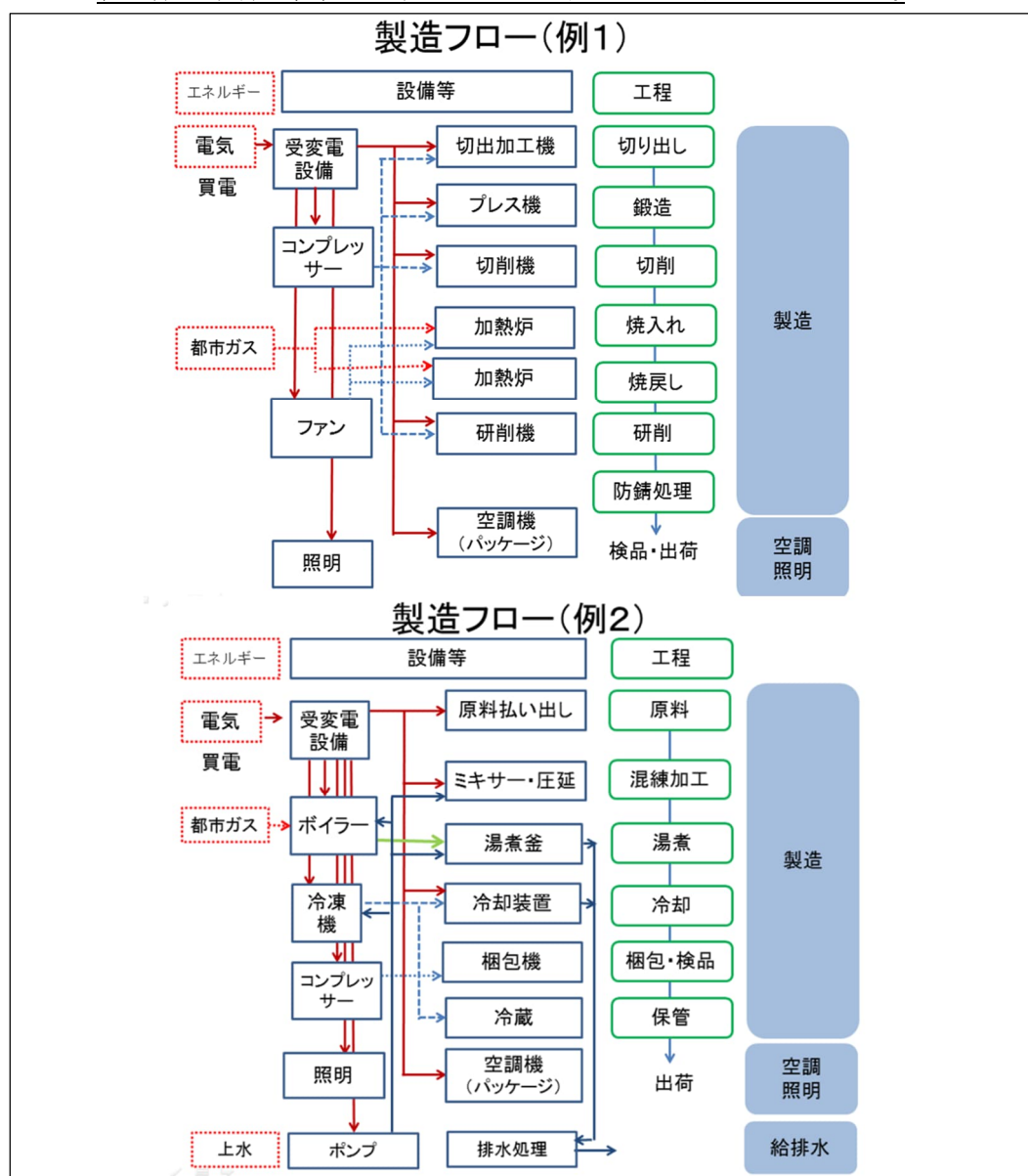
（上記ページを開いた後、分類項目表と進んでください）

※ 2023（令和5）年6月に日本標準産業分類の改定が行われましたので、全ての事業者は、最新の細分類番号及び業種名を確認してください。

イ 事業の概要の記載方法について

工場等の事業概要を簡潔に記入してください。

※ 製造業の場合は、製造工程フローを別紙として添付してください。



別紙

1 特定物質排出抑制方針

私たち株式会社〇〇〇〇は、「地域社会に貢献する」という企業理念のもと、製造業として、製品の生産からお客様の使用、廃棄・リサイクルまでの製品のライフサイクル全体での省資源、省エネルギーが可能となるよう、原料の調達段階から環境への配慮に努めてまいります。

また、環境保全活動を通じて地域の方々とのパートナーシップを育み、循環型社会の構築に寄与していきます。

- 1 事業活動を通じて、環境負荷を最小限にするよう努め、環境の保全と汚染の防止に取り組みます。
 - ① 環境に配慮した製品の提供に努めます。
 - ② 省エネルギー、省資源に努めます。
 - ③ 廃棄物の削減と再資源化に努めます。
 - ④ グリーン購入を積極的に推進します。
- 2 地域の方々との植樹、清掃活動など環境保全活動に取り組みます。
- 3 環境保全に関する法令を遵守します。
- 4 この方針を具現化し、全従業員に周知徹底します。
- 5 この方針を広く公開し、適切な情報提供に努めます。

計画等の公表の方法についても記載のこと（該当するところに○を記入してください）。

☐	1 ホームページ
☐	2 環境報告書
	3 求めがあれば公表
	4 公表無し
	5 その他（内容）：

脱炭素経営方針（カーボンニュートラルの目標等）

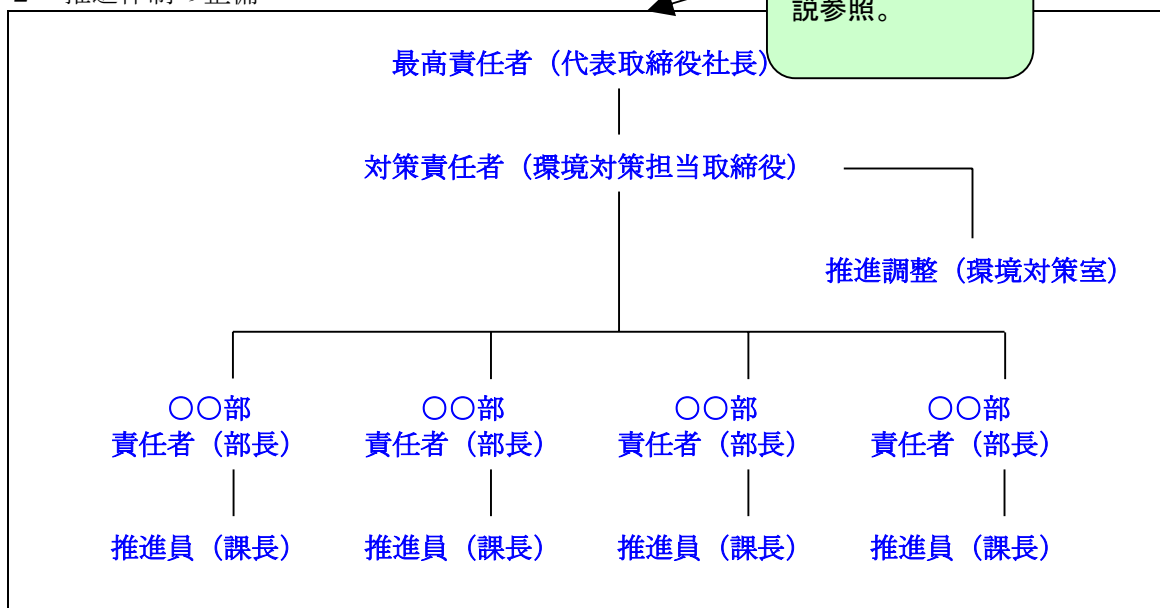
当社は脱炭素社会実現のために2050年までにカーボンニュートラル達成を目指します。また、RE100（または Re Action 宣言）に参画し、再生可能エネルギーの計画的な利活用を目指します。（目標：2030 年度 60%、2050 年度 100%）

カーボンニュートラルを表明している場合、県 HP での公表の可否

☐

記入方法は、次ページ以降の解説参照。

2 推進体制の整備



1 特定物質排出抑制方針

事業活動に伴う温室効果ガス（特定物質）の排出抑制計画を作成するにあたり、温室効果ガスの排出抑制のための対策を推進するため基本的な考え方を記入します。

内容については、事業活動における温室効果ガスの排出抑制対策のみに限らず、啓発活動、植林などを含めたより広い意味での地球温暖化対策全般、環境対策全般に関する表現でも構いません。省エネ法管理標準の「基本的な事項」や、環境マネジメントシステムの「環境方針」等を参考にしても結構です。その際、全社で環境方針等を策定し、各工場等に展開している場合は、全社の環境方針等を転記していただいても構いません。

また、脱炭素社会を実現していくための長期的な方針をあわせて定めるよう努めてください。

変更計画の場合、変更がないのであればその旨を記入してください。

◆ 公表について

特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置等の公表については、次の事項の公表に努めることとしています。

(1) 特定物質排出抑制計画

- ・ 事業者の概要
- ・ 特定物質の排出状況
- ・ 排出抑制目標
- ・ 排出抑制措置

(2) 特定物質排出抑制措置の結果

- ・ 事業者の概要
- ・ 特定物質の排出状況
- ・ 排出抑制目標の達成状況
- ・ 排出抑制措置の達成状況

具体的方法については、特に定めませんが、公表の方法の例としては、ホームページや環境報告書等、また、公表の内容の例としては、排出抑制計画、報告書そのものを公表することも考えられますので、各社において判断し、公表に努めてください。

2 推進体制の整備

計画を着実かつ的確に実施するために、推進責任者及び部署ごとの推進員など計画を推進する体制について記入します。また、環境対策全般の推進体制でも構いません。

変更計画の場合、変更がないのであればその旨を記入してください。

記入方法は、次ページ以降の解説参照

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量

基準年度(2013(平成 25)年度)

(二酸化炭素換算 kg-CO₂)

19 ページを参考に、基準年度を設定してください。

特定物質	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PF C	六ふっ化硫黄	三フッ化窒素	合計
燃料の使用	4,272,300							4,272,300
他人から供給された電気の使用	1,412,000							1,412,000
他人から供給された熱の使用	0							0
(以下、算定対象となる活動を記載)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)							
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用		0	3,285,000					3,285,000
合 計	5,684,300	0	3,285,000	0	0	0	0	8,969,300

集計結果表(「【基準年】集計結果表 CO₂」シート等)に入力すれば本シートに自動的に転記されますので、入力不要です。
(本マニュアル 32～34 ページ【集計結果表】欄参照)

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

記入方法は、次ページ以降の解説参照

(2) 特定物質排出量 現況(2024 年度)

(二酸化炭素換算 kg-CO₂)

特定物質 活動の区分	二酸化 炭 素	メ タ ン	一酸化 二窒素	HFC	PF C	六ふっ 化硫黄	三ふっ 化窒素	合計
燃料の使用	2,848,200							2,848,200
他人から供給された電気の使用	676,000							676,000
他人から供給された熱の使用	0							0
(以下、算定対象となる活動を記載)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)							
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用		0	3,311,000					3,311,000
合 計	3,524,200	0	3,311,000	0	0	0	0	6,835,200

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

集計結果表（「【現況】集計結果表 CO₂」シート等）に入力すれば本シートに自動的に転記されますので、入力不要です。
(本マニュアル 32～34 ページ【集計結果表】欄参照)

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量 基準年度

基準年度※について、温室効果ガスごとの「集計結果表」に入力すれば自動的に転記されます。入力すべき集計結果表は「【基準年】集計結果表 CO₂」シート等です。必要に応じ、【基準年】の CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃ シートも忘れずに入力願います。

集計結果表は添付書類となっていますので、排出抑制計画とあわせて提出してください。

※ 基準年度は、原則「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（2021（令和3）年3月策定）の基準年度である **2013(平成25)年度** としてください。

ただし、2013（平成25）年度時点ではエネルギー使用量が1,500kL未満である場合や、工場等の増設により2013（平成25）年度と業態が大きく変わっている場合は、初めてエネルギー使用量が1,500kLを超えた年度や、工場等の増設を行った翌年度等、任意の年度を基準としていただいて構いません。

その場合、基準年度を2013（平成25）年度としない理由を「4 特定物質排出抑制目標」の「(2) 目標設定の考え方」欄（本マニュアルの21ページ参照）に記入してください。

(2) 特定物質排出量 現況年度

2025(令和7)年度に排出抑制計画を提出する際の現況年度は、2024（令和6）年度（2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日）となります。

温室効果ガスごとの「集計結果表」に入力すれば、自動的に転記されます。入力すべき集計結果表のシート名は、「【現況】集計結果表 CO₂」等です。必要に応じ、【現況】の CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃ のシートについても忘れずに入力願います。

◆ 集計結果表を用いた算定の手順（基準年度、現況 共通）

1号排出抑制計画書様式の「【基準年】集計結果表 CO₂」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分（※）に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。（CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃ の各シートについても入力してください。）エネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（kg-CO₂）が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況基準年」シートに自動的に転記されます。

また、「【現況】集計結果表 CO₂」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分（※）に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。

（CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃ の各シートについても入力してください。）エネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（kg-CO₂）が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況現況」シートに自動的に転記されます。

ただし、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃ のシートについては、二酸化炭素換算で3,000t 未満のガスについては、報告不要です。

※ 活動の区分は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)（令和7年3月）環境省・経済産業省」に従って記入します。

※ 法制度は算定方法等に変更が生じているため注意してください（本書P6参照）。

※ CH₄、N₂O については、使用する設備、燃料の種類によって算定対象とならない場合がございますので、35、36ページの参考資料をご確認ください。

※ 他者から供給を受けた電力、都市ガス、熱の排出係数については、各供給事業者（及びプラン）に応じた基準年度、現況2024（令和6）年度報告用の調整後排出係数（国の温室効果ガス排出量に関する報告に準ずる年度）を記入してください。

詳細は次ページをご参照ください。

◆ 電力の排出係数について（基準年度、現況 共通）

電力の使用量（kWh）に、契約されている電気事業者別の排出係数（電力排出係数：kg-CO₂/kWh）を乗じて算出します。

電力排出係数は、電力を発電するために発生する 1kWh あたりの二酸化炭素量等から算出されており、年度毎、電気事業者毎によって変わります。

電力排出係数（kg-CO₂/kWh）は入力シートのセルからプルダウンで選択できますので、契約プランに応じたメニューを選択してください。

なお、電力排出係数は、環境省 HP（以下リンク先）にも公表されています（単位は t-CO₂/kWh）。（<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>）

※ 温室効果ガス排出量を算定する際に使用する電力排出係数は、国報告制度と合わせています。

そのため、温室効果ガス排出量を算定する期間（年度）の【前年度の実績を基にした電力排出係数】で算定されます。

例 1) 温室効果ガス排出量（令和 6 年度実績）を算定する場合は、令和 5 年度の電気事業者実績による係数により算出

例 2) 温室効果ガス排出量（平成 25 年度実績）を算定する場合は、平成 24 年度の電気事業者実績による係数により算出

※ 電力排出係数は【調整後排出係数】を用い、算定いただきます。

※ 選択いただくメニュー名は、「電気事業者が国に電力排出係数を報告する際のもの」ですので、実際に契約されているプランと名称は異なります。

不明な場合は契約している電気事業者にお問い合わせください。

◆ ガス供給事業者・熱供給事業者の排出係数について（基準年度、現況 共通）

2025 年 6 月に、2024 年度実績報告用のガス供給事業者・熱供給事業者の排出係数が公表されます。

各供給事業者が公表を希望する場合、公表されるため、契約している事業者の係数が必ずしも公表されるとは限りません。

法制度上は、契約をしているガス・熱供給事業者が係数を公表している場合は、当該係数で算定しなければなりません。

一方で、条例制度については、各事業者の公表した「調整後排出係数」を使用して算定しても問題ありませんが、公表されている場合であっても、従前の方法（係数は適宜見直し）で報告してもよいこととします。

なお、係数は環境省 HP（<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>）で公表される予定です。

可能な限り総排出量（t-CO₂）で記載してください。
 原単位目標の場合は、次のように単位を変更してください。
 ① 酸化炭素換算(t-CO₂)／製品生産量(t)
 なお、原単位を記載する場合であっても、下欄に各年度の
 排出量（t-CO₂）を記載してください。

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

集計結果表（本マニュアル P32～34 参照）に入力すれば、自動的に転記されます。

なお、原単位目標を採用する場合は、数式を上書きし、原単位の値を直接入力してください。その際、下の「(2) 目標設定の考え方」欄に、目標年度の「特定物質(温室効果ガス) 排出量」及び「エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」の両方を記入してください。

基準年度排出量	現況排出量	2030 年度	
2013(H25)年度 (a)	2024 年度(b)	抑制目標量(c)	抑制率(%)
5,684	3,524	3,979	30.0
3,285	3,311	3,050	7.2
8,969	6,835	7,029	21.6

以下の記載例や次ページを参考に目標を設定し、入力してください。(原単位目標の場合は、原単位の値を入力してください。)

$$\text{抑制率(}\%) = \{(a) - (c)\} / (a) \times 100$$

上段で原単位を記載している場合は、基準年度、現況排出量、目標年度（2030 年度）の総排出量（t-CO₂）を記載してください。

(2) 目標設定の考え方

(例1)総排出量目標

省エネ法の年平均1%削減をもとに、現況 2024(令和6)年度に対し、2030 年度まで年間で1%削減することとして目標を設定した。

(例2)総排出量目標

当社の今後の事業計画から予想される 2030 年度の特定物質の排出量は、何も対策を取らなかった場合 8,969t となる。これに当社が今後予定している特定物質排出抑制措置(詳細は「別紙-第5項措置」参照)の削減効果を見込んだ結果、2030 年度の特定物質排出量は 7,029t (対基準年度 2013(平成 25 年度)比で▲21.6%)となることから、これを目標とした。

(例3)原単位目標

2015(平成 27)年度途中に工場を増設したため、基準年度は 2016(平成 28)年度とした。当社では、製品生産量の単位あたりの特定物質の排出量の合計(原単位)を 2016(平成 28)年度比で〇〇%削減することを目指していることから、目標年度の生産量、当該年度の原単位の推計を基に、総排出量目標〇〇tを設定した。なお、基準年度 2015(平成 27)年度及び現況 2024(令和6)年度の特定物質排出量及び製品生産量の実績はそれぞれ次のとおりである。

2015(平成 27)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t

2024(令和6)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t

2030(令和 12)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t

(例4) 原単位目標

当社の所属している〇〇業界の低炭素社会実行計画では、製品生産量の単位あたりの特定物質の排出量の合計(原単位)を 2030 年度に 2013(平成 25)年度比で〇%削減することとしている。製品生産量の将来の見通しが立たず、総排出量目標は設定が困難であることから、原単位で〇%削減することを目指した。

2013(平成 25)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t

2024(令和6)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t

2030(令和 12)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t

(例5)総排出量目標

2014(平成 26)年度途中に工場を新設したため、基準年度は平成 27 年度とした。当社工場には既に最新の対策が施されており、これ以上の削減は費用対効果の観点から不合理であることから、現状維持とする計画とした。

記入方法は、次ページ以降の解説参照

4 特定物質排出抑制目標

本制度の根幹となる非常に重要なページ
ですので十分にご確認をお願いします。

(1) 排出抑制目標

計画の目標年度は、2030（令和 12）年度としてください。

特定物質の排出量、経年変化、今後の事業計画、選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮のうえ、事業者又は業界団体等において設定した目標値があれば、それを参考に、特定物質ごとの 2030(令和 12)年度の抑制目標を設定してください。

そのような目標値が無い場合は、県の「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の目標値を参考に設定、記載してください。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の温室効果ガス（エネルギー起源）削減目標

2030 年度に 2013 年度比で

○ 産業部門	39.2%
○ 業務部門	68.9%

また、基準年度からの抑制率（小数第 1 位まで）を算出して記載して下さい。

抑制率（%）＝〔（a）－（c）〕／（a）×100（小数第 1 位まで）

◆ 目標設定にあたっての注意事項

- ・ 2030（令和 12）年度目標については、原則として総排出量で設定してください。
これによりがたい場合はその理由を明記の上、原単位での目標設定としてください。
- ・ どのような考え方で 2030(令和 12)年度目標を設定したか、しっかりと記入してください。
- ・ 電気の CO₂ 排出係数について、CO₂フリー電気の利活用など 2030 年度に導入予定の電力排出係数がある場合は、その数値を用いて算出してください。
不明の場合は 0.25kg-CO₂/kWh※を用いて算出してください。
※ 2030 年度におけるエネルギー需要の見通し（令和 3 年 3 月 資源エネルギー庁）
※ 全電源平均の係数のため、現在の契約プランが 2030 年度に 0.25kg-CO₂ になるとは限りません。

(2) 目標設定の考え方

抑制目標量を設定するにあたり検討した事項、制約条件、算定の根拠等目標設定の考え方を記入してください。

どのような考え方により目標設定をしたかということは、目標年度到達時の達成状況確認や、期間途中で計画を見直す際等に非常に重要な要素となりますので、しっかりと記入をお願いします。（前ページ 例 1～4 参照。）

基準年度は、原則、2013（平成 25）年度としてください。

基準年度を 2013（平成 25）年度以外とした場合や、総排出量目標ではなく原単位目標を採用した場合は、その理由も本欄に記入してください。（前ページ例参照。）

5 特定物質排出抑制措置

措置の区分	具体的な措置の内容		措置の目標（数量的なもの）
	措置コード	詳細	
省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底	101	エネルギー使用危機管理台帳およびエネルギー使用量の把握	エネルギー機器管理台帳を整備済み 毎月主要設備のエネルギー使用量を把握する。
	102	環境マネジメントシステムの導入、従業員への教育	ISO14001取得済み 月1回省エネルギー（温室効果ガス）会議を実施する。
	103	二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの利用	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量を○年度に比べ、2030年度に○%削減する。 （CO ₂ 排出量○%削減）
	105	工程の削減	工程の見直しを随時行うことにより、燃料消費量を○年度までに、○トン削減する。（CO ₂ 排出量○t-CO ₂ 削減）
	107	室内温度管理の適正化	電力消費量を○年度比○%削減する。 （CO ₂ 排出量○%削減）
	1132	昼休みの一斉消灯	
	114	省エネ診断の受診および対策の検討	令和○年省エネ診断を受診し、具体的な対策を実施する。
製造設備や事務所ビルの低炭素化	204	製造工程における廃熱の利用	平成○年に○○工程にバイナリー発電を導入し、燃料消費量を○トン削減する。（CO ₂ 排出量○t-CO ₂ 削減）
	210	コージェネレーションシステムの導入	燃料消費量を○トン削減する。（CO ₂ 排出量○t-CO ₂ 削減） （令和○年度のボイラ設備の更新に合わせ、天然ガスコージェネレーション設備を導入）
再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用	301	太陽光発電システムの導入	平成○年に太陽光発電を導入し、購入電力量を○kWh削減する。 （CO ₂ 排出量○t-CO ₂ 削減）
	302	再生可能エネルギーの需給	令和○年に○○工程にバイナリー発電を導入し、燃料消費量を○トン削減する。（CO ₂ 排出量○t-CO ₂ 削減）
脱炭素社会の実現に向けた取り組み	905	再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブへの参画	令和○年RE100に参画し、2030年度までに工場等で使用する電力の60%を再エネ由来電力に切り替える。
脱炭素社会の実現に向けた取り組み	906	気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画	SBT2年以内のコミットを目指す。 年2.5%の削減を目指す。

兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針 別表1の内容を参考に、排出抑制を行うために講じることのできる措置の内容について、できるだけ漏れなく記載してください。なお、別表1の内容は、1号排出抑制計画様式（エクセル）の「コード表 A」シートにまとめていますので、そちらをご参照ください。

できるだけ、排出抑制措置ごとに数量的な目標（削減量/年、削減/年、原単位低減量/年など）を設定してください。

措置の実施の具体的なじきがかっている場合は、時期も記入します。

5 特定物質排出抑制措置

「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」の別表1「排出抑制措置の区分及び措置内容」を参照し、作成してください。

(兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針より抜粋)

※ 【2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化】以降は、指針又はエクセルシートをご確認ください。

別表1 排出抑制措置の区分及び措置内容（自動車運送事業者を除く。）

(「第2 5 排出抑制措置の選定」関係)

1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底	1 エネルギー使用設備の機器管理台帳、管理規定の整備とエネルギー使用量の把握 2 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と管理体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供 3 二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気の利用など） 4 原材料の変更による特定物質排出量の抑制 5 工程の削減・連続化・効率化（工程の削減・連続化・効率化（AI（人工知能）・IoT（Internet of Things）の導入やDX（デジタルトランスフォーメーション）等を含む。） 6 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備 (1) 燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検整備 (2) 廃熱回収設備における温度等の点検整備 (3) 蒸気利用設備における蒸気圧等の点検整備 (4) 熱利用設備（加熱設備）における炉壁外面温度、炉圧等の点検整備 (5) 熱利用設備（熱源設備）における効率の把握及び圧力、冷温水温度等の点検整備 (6) 熱媒体の配管・継ぎ手・バルブ等の保温・断熱、スチームトラップの点検整備 (7) ポンプ、ファン・ブロワー、コンプレッサー等の流体機器における圧力及び吐出量及び配管等の点検整備 (8) 電動力応用設備、電気加熱設備等における稼働台数・時間や電気の損失を低減するための点検整備 (9) その他生産設備の点検整備 7 空気調和設備等のエネルギー効率の良い運転手法の採用及び点検及び保守管理 (1) 空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検及び保守管理 (2) 空気調和設備の熱源設備における効率の把握及び冷温水温度等の点検及び保守管理 (3) 蒸気利用設備における蒸気圧等の点検及び保守管理 (4) 熱媒体の配管・継ぎ手・バルブ等の断熱の点検及び保守管理 (5) ポンプ、ファン等の流体機器における圧力及び吐出量等の点検及び保守管理 (6) その他の設備の点検及び保守管理 (7) 空気調和設備、熱源設備、換気設備の実態に応じた時間・区画を管理した運転手法の採用 (8) 外気導入量の適正化や外気温に応じた効率の良い運転手法の採用 (9) エレベーターの台数制御等利用状況に応じた運転手法の採用 (10) その他設備のエネルギー効率の良い運転手法の採用 8 受変電設備・配電設備における点検及び保守管理（不要な変圧器等の停止及び台数制御など総合的な効率の向上や進相コンデンサの管理等） 9 照明設備の照度、点灯時間等の点検及び保守管理 10 発電設備及びコージェネレーション設備等における高効率運転のための点検及び保守管理 11 エネルギー効率の良い事務用機器、業務用機器等の使用、点検及び保守管理 12 工場エネルギー管理システム（FEMS）、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の導入等によるエネルギーの総合的な管理と効率的な利用 13 小集団活動等を通じた省エネルギー活動 (1) 県の呼びかける冷暖房温度を勘案した室内温度管理の適正化 (2) 昼休みの一斉消灯 (3) 会議室などの冷房機器の使用後の運転停止 14 省エネ診断の受診及び対策の検討実施（ESCO 事業者（エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。）等の活用を含む。）
----------------------	---

6 自家用車（業務に使用するものに限る。）の使用に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を5台以上保有する場合のみ）

(1) 車両の台数（現況：2024年度）

- ① 乗用車 11 台
 ② 貨物車 3 台 道路運送車両法に基づく区分により内訳を記載
 ・内訳： 軽貨物車 台（総排気量0.660リットル以下、他）
 小型貨物車 台（総排気量2リットル以下、他）
 普通貨物車 3 台（軽・小型以外のもの）
 ③ バス 1 台（定員11人以上）
 ④ その他 台（内容： ）
 その他 台（内容： ）
 ⑤ 合計 15 台

(2) 燃料の使用の実績、社の基本方針等

① 燃料の使用の実績及びCO₂排出量（現況：2023年度）

燃料の種類	年間使用量 (概算)	排出係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	kL 12	2,322	27,864
軽油	kL 30	2,585	77,550
LPG	kg		
その他 ()			
合 計			105,414

② 社の基本方針・社内体制等

当社は、自家用車の使用にあたっては、地球温暖化防止その他の環境保全に努め、低公害車の導入を順次図ります。
 アイドリングストップなどエコドライブを推進するため、運転を行う社員向けに社内研修を年2回実施しています。
 また、エコドライブリーダーを定め、社員に対し日常的に指導を行っています。

6 自家用車（業務に使用するものに限る。）の使用に関する対策

工場等の敷地外を走行する業務用自家用車について記入します。（工場等の敷地内を走行する業務用自家用車については、集計結果表（「【基準年】集計結果表 CO₂」シート等）へ算入）
業務用自家用車の使用に関する対策については、現況として計画書を提出する年度の前年度分の実績を記入し、実施している対策及び実施しようとする対策を記入します。

(1) 車両の台数

対象となった前年度（報告対象年度）の3月31日時点で、工場、事業場等の敷地外を走行する業務用自家用車（白ナンバー）が5台以上ある場合、作成してください。

（5台未満である場合は「(1)車両の台数」のみ記載して提出してください。）

- ・ 工場、事業場等に所属する自家用貨物自動車、営業車、送迎バス等が対象です。
- ・ 従業員所有の通勤用の車両は対象外です。

(2) 燃料の使用の実績、社の基本方針等

① 燃料の使用の実績及びCO₂排出量

燃料の種類ごとに年間の総使用量を記載し（単位kl等）、以下の排出係数を用いてCO₂排出量を算出してください。

$$\text{年間使用量} \times \text{排出係数（下表参照）} = \text{CO}_2\text{排出量（kg-CO}_2\text{）}$$

○ 排出係数

燃料等	単位発熱量 a	排出係数(狭義) (kg-CO ₂ /MJ) b	/L→/kL /kg→/t /m ³ →/千 m ³ c	排出係数（トータル） a × b × c
ガソリン	33.4 (MJ/l)	0.0686	1,000	2,291 (kg-CO ₂ /kl)
軽油	38.0 (MJ/l)	0.0689	1,000	2,618 (kg-CO ₂ /kl)
L P G	50.1 (MJ/kg)	0.0598	1,000	2,996 (kg-CO ₂ / t)
C N G 車	40.0 (MJ/m ³)	0.0513	1,000	2,052 (kg-CO ₂ /千 m ³)

注： 工場等の敷地外を走行する車両の燃料使用量等については、本項でのみ算入します。
集計結果表（「【現況】集計結果表 CO₂」シート等）への算入は不要です。

他方、工場等の敷地内のみを走行する業務用自家用車（構内専用フォークリフト等）の使用燃料の量については、本項では算入不要で、集計結果表（「【現況】集計結果表 CO₂」シート等）には算入対象となります。

注2：電気自動車の場合は充電に使用した電気の排出係数を用いて算定してください。

② 社の基本方針・社内体制等

自家用車の使用における温室効果ガス削減計画を着実かつ的確に実施するために、推進責任者および部署ごとの推進員など計画を推進する体制について記入します。

(3) 実施している対策（2024年度）及び実施しようとする対策（2030年度まで）

具 体 的 な 措 置 の 内 容	導 入 状 況 及 び 導 入 の 目 標 (導入（予定）時期、台数などの内容説明)
① 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入	2024（令和6）年度の車両更新時に、ハイブリッド自動車を1台導入。 2025年までに全車両を電動車に更新する。
② 車両の大型化、トレーラー化	
③ 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化	関連会社の〇〇社との共同輸送について平成16年度から実施しているが、今後、拡大を図る。
④ 輸送ルート・輸送手段の工夫	帰り荷の確保に努める。
⑤ 適正車種選択	
⑥ 積載率の向上	
⑦ テレビ会議システム等の利用による交通量の削減	2019（令和元）年度から実施している。
⑧ 公共交通機関の利用による自動車使用の低減	営業において、公共交通機関の利用が可能な場合は、できるだけ利用を図る。
⑨ 自動車の性能維持のための定期的な点検整備	定期的な点検整備を実施中。
⑩ エコドライブ（アイドリングストップを含む。）など経済的な運転の励行	2013(平成25)年度から研修を実施している。
⑪ エコドライブ関連機器の導入	2025(令和7年)度中に貨物車について5台導入し、全車導入予定。
⑫ 燃料使用量等の把握	2025年までに全車両にデジタコを設置し、各車両の燃費等を把握し、燃費改善につとめる。
⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用	事業所の電力をCO2フリー電力にて購入し、電気自動車の排出係数ゼロを目指す。
⑭ その他 ()	

継続して実施している措置も含めて記載してください。

7 荷主としての対策

実施している対策（2024年度）及び実施しようとする対策（目標2030年度まで）

具 体 的 な 措 置 の 内 容 (台数、導入時期等)		導 入 状 況 及 び 導 入 の 目 標 (導入（予定）時期、その他内容説明)
荷主自ら行う対策	① 自家用貨物車から営業用貨物車への転換	自営転換を図り、2030年度において自家用による輸送率を50%から25%に引き下げる。
	(現状：2024年度) a 全貨物輸送量 (b+c) 2,000 t b 自家用による輸送量 (概算) 1,000 t (全体に占める割合 50%) b / a c 委託による輸送量 (概算) 1,000 t (全体に占める割合 50%) c / a (目標：2030年度の見込み) a 全貨物輸送量 (b+c) 2,200 t b 自家用による輸送量 (概算) 550 t (全体に占める割合 25 %) b / a c 委託による輸送量 (概算) 1,650 t (全体に占める割合 75 %) c / a	
	② 貨物列車、船舶の利用などのモーダルシフト	2025(令和7)年度からJR貨物の利用を行う予定。
	③ 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等	2017(平成29)年度から省エネ責任者を設置し、社員向けの研修を実施している。
	④ その他 ()	
委託先への要請事項	① 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等の要請	委託先へ2017(平成29)年度に要請し、実施中。
	② 貨物列車、船舶の利用などのモーダルシフトの要請	
	③ 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等使用の要請	天然ガス自動車による運送について2025(令和7)年度に要請予定。
	④ 車両の大型化、トレーラー化の要請	車両の大型化について、2025(令和7)年度に要請予定。
	⑤ 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化の要請	関連会社の〇〇社の貨物輸送と連携をとるよう2015(平成27)年度に要請し、実施中。
	⑥ 輸送ルート・輸送手段の工夫の要請	
	⑦ 適正車種選択の要請	
	⑧ 積載率向上の要請	
	⑨ 自動車の性能維持のために定期的な点検整備の要請	定期的な点検整備や法令遵守を条件として貨物輸送委託を行っている。
	⑩ エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行の要請	協力について2025(令和7)年度に要請予定
	⑪ エコドライブ関連機器の導入の要請	協力について2025(令和7)年度に要請予定。
	⑫ 燃料使用量等の把握の要請	
	⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用の要請	
	⑭ その他 ()	

7 荷主としての対策

◆ 荷主の定義

- ・ 荷物に対して所有権をもつ事業者
- ・ 廃棄物については排出者責任を負う事業者

◆ 報告対象外の貨物委託輸送

- ・ 一般貨物自動車運送事業（特別積み合わせ。いわゆる宅配便）への委託分及び郵便物
- ※ 輸出する貨物については、国内輸送（陸上）分のみが対象となります。
- ※ 貨物委託輸送を行っておらず、荷主に該当しない場合は、「荷主自らが行う対策 ① a 全貨物委託輸送量」の欄に、ゼロを記入してください。

(1) 実施している対策及び実施しようとする対策

ア 貨物輸送量については、把握できる範囲での概算や推計で構いませんので、現況（計画書を提出する年度の前年度）の輸送量及び2030（令和12）年度における予測輸送量を記入してください。（2030（令和12）年度における委託による輸送量は、自営転換を進めた結果の予測値を記入してください。）

※ 100%委託輸送している場合は、「荷主自らが行う対策①」の「c 委託による輸送量（概算）」欄の「全体に占める割合」の欄に100%と記載してください。（輸送量（t）の記入は不要です。）

イ 「導入状況及び導入の目標」欄には、対象となる年度の前年度に実施している措置も含めて記入してください。

できるだけ排出抑制を行うために、講じることのできる措置の内容について漏れなく記入してください。

できるかぎり数量的な目標（削減量／年、削減％／年、導入台数など）を設定します。

また、措置の実施の具体的な時期が分かっている場合は、時期も記入します。

ウ 委託先への要請事項については、自動車運送事業者への荷主の影響の大きさを考慮し、設けています。温室効果ガス削減のために委託先へできるだけ多くの項目について要望いただくようお願いします。

その他添付資料

【再生可能エネルギーの利用状況】

事業所におけるイニシアティブへの参画や再生可能エネルギーの利用状況を記入します。

※ 再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス

[別添] 再生可能エネルギーの利用状況			
1 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアチブ等への参画状況(導入目標と結果等)			
参画状況	導入目標	2024年度の結果	
RE100			
再エネ宣言ReAction	参画済	2024年度からCO ₂ フリー電力を約20%利用している	
その他(記入してください)	2030年までに使用電力の80%以上をCO ₂ フリー電気で賄う。		

再生可能エネルギーの利用に関するイニシアチブ等への参画状況と事業場の導入目標を記載してください。

2 再生可能エネルギー設備導入・利用状況					利用用途			
区分	No.	発電設備	運転開始年月日	設備容量(kW)	2024年度の発電量(kWh)	自家消費量(kWh)	他人への販売・供給量(kWh)	
						環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの	FIT電気
電気	例	太陽光発電設備	2017年4月15日	1,000	963,600	0	0	963,600
	例	木質バイオマス発電	2019年5月20日	2,000	14,016,000	0	0	14,016,000
	1	太陽光発電設備	2019年4月1日	300	289,080			289,080
	2	太陽光発電設備	2019年4月1日	300	289,080	289,080		
	3							
電気に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。								
1は太陽光発電設備を設置し、全量FIT売電の場合、2は太陽光発電設備を設置し、クレジット創出等せずに全量自家消費している場合の例です。					289,080	0	289,080	0
区分	No.	熱供給設備	運転開始年月日	設備容量(kW)	2024年度の製造熱エネルギー(MJ)	環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの	他者への供給熱量(MJ)
	例	木質バイオマスボイラー	2018年3月30日	300	3,592,000	3,592,000	0	0
	1	木質バイオマスボイラー	2019年4月1日	600	7,543,200	7,543,200		
	2							
熱に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。								
1は木質ボイラーを設置し、全量自家消費している場合の例です。								
	5							
合計				600	7,543,200	7,543,200	0	0

区分	No.	電気事業者の名称	プラン等	2024年度の当該電気事業者に係る利用電力量(kWh)	再生可能エネルギー利用率(%)	再エネ電気利用量(kWh)
	例	関西電力(株)	再エネECOプラン	500,000	100%	500,000
	1	関西電力(株)	再エネECOプラン	1,890,000	100.00%	1,890,000

電気に関する他社から供給を受けた再生可能エネルギーの利用状況を記載してください。

1は使用電力のうち、一部を100%CO₂フリープランを利用している場合の例です。

区分	No.	熱供給事業者	詳細	2024年度の当該熱供給事業者に係る使用熱量(MJ)
熱	例	〇〇エネルギー(株)	木質バイオマスボイラー	2,050,000
	1	〇〇ユーティリティ(株)	木質バイオマスボイラー	1,450,000
	2			
	3			

熱に関する他社から供給を受けた再生可能エネルギーの利用状況を記載してください。

1は蒸気供給のうち、木質バイオマスボイラーによって供給を受けている場合の例です。

化石燃料を混焼している場合は化石燃料分を除いて記載してください。

電気 (MWh)			熱 (MJ)		
2024年度		2030年度導入目標	2024年度		2030年度導入目標
再生可能エネルギー利用量	1,189	2,000	再生可能エネルギー利用量	8,993,200	10,000,000
Jクレジット(再エネ電力由来)	100	200	Jクレジット(再エネ熱由来)	3,000	50,000
グリーン電力証書	100	200	グリーン熱証書	3,000	50,000
工場等におけるエネルギー利用量	10,000	9,500	合計	8,999,200	10,100,000
再エネ利用率	12.0%	25.2%			

Jクレジット等の償却量を記載し、再エネ利用率を算出してください。
また、目標年度における再エネ利用量等を記載し、電気については再エネ利用率（目標）を直接記入してください。

自家発電にかかる電力利用量の状況

自家発電にかかる電力利用量の状況					
	発電設備	運転開始年月日	発電設備容量 (kW)	燃料種	年間燃料使用量 (単位記載L、kg、Nm ³ 等)
例	石炭ボイラー	1980年4月1日	10,000	①一般炭 ②木質ペレット	①27,500,000kg、 ②5000kg
例	ガスタービンコージェネレーション設備	2018年4月1日	1,000	都市ガス13A	1,489,200Nm ³ (うち発電分774,384Nm ³ として按分)

製造品出荷額等の状況

製造品出荷額(製造業のみ入力)		
事業所の製造品出荷額		
2024年 (暦年)		
備考	・単位は、「万円」ですので、ご注意願います。 令和7年6月実施の経産省経済構造実態調査等でご提出された数値がある場合は、その数値を記入してください。 出荷額が0円の場合は、その理由を記入してください。 例：加工賃収入のみであるため。 研究部門のみで、製造品を出荷していないため。	

年度末時点の延床面積(業務系事業所のみ入力)		
事業所の延床面積		
2024年度 (2025.3.31時点)		m ²

【自家発電にかかる電力利用量の状況】

事業場内で自家発電している場合は、設備概要と燃料種ごとの使用量を記入します。

【製造品出荷額、延床面積】

県が、県内の温室効果ガス総排出量の推計を行う際に使用しますので、記入にご協力をお願いします。

なお、製造業については製造品出荷額※のみを、業務系事業所については延床面積のみを記載してください。（「製造部門については製造品出荷額、事務所部分については延床面積」のように記入いただく必要はありません。）

※ 2024(令和6)年実績については、2025(令和7)年6月1日に実施の経産省経済構造実態調査(経済産業省)等で報告した製造品出荷額を転記してください。

【集計結果表】

1号排出抑制計画書様式の「【基準年】集計結果表 CO₂」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分(※)に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。(CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃の各シートについても入力してください。)エネルギー使用量(原油換算)及び温室効果ガス排出量(kg-CO₂)が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況基準年」シートに自動的に転記されます。

また、「【現況】集計結果表 CO₂」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分(※)に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。(CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃の各シートについても入力してください。)エネルギー使用量(原油換算)及び温室効果ガス排出量(kg-CO₂)が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況現況」シートに自動的に転記されます。

ただし、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃のシートについては、二酸化炭素換算で3,000t未満のガスについては、報告不要です。

※ 活動の区分は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0)(令和6年2月)環境省・経済産業省」に従って記入します。

※ 法制度は算定方法等に変更が生じているため注意してください(本書P6参照)。

※ CH₄、N₂Oについては、使用する設備、燃料の種類によって算定対象とならない場合がございますので、35、36ページの参考資料をご確認ください。

※ 他者から供給を受けた電力、都市ガス、熱の排出係数については、各供給事業者(及びプラン)に応じた基準年度、現況2024(令和6)年度報告用の調整後排出係数(国の温室効果ガス排出量に関する報告に準ずる年度)を記入してください。

◆ 電力の排出係数について(基準年度、現況 共通)

電力の使用量(kWh)に、契約されている電気事業者別の排出係数(電力排出係数: kg-CO₂/kWh)を乗じて算出します。

電力排出係数は、電力を発電するために発生する1kWhあたりの二酸化炭素量等から算出されており、年度毎、電気事業者毎によって変わります。

電力排出係数(kg-CO₂/kWh)は入力シートのセルからプルダウンで選択できますので、契約プランに応じたメニューを選択してください。

なお、電力排出係数は、環境省 HP(以下リンク先)にも公表されています(単位は t-CO₂/kWh)。(<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>)

※ 温室効果ガス排出量を算定する際に使用する電力排出係数は、国報告制度と合わせています。

そのため、温室効果ガス排出量を算定する期間(年度)の【前年度の実績を基にした電力排出係数】で算定されます。

例1) 温室効果ガス排出量(令和6年度実績)を算定する場合は、令和5年度の電気事業者実績による係数により算出

例2) 温室効果ガス排出量(平成25年度実績)を算定する場合は、平成24年度の電気事業者実績による係数により算出

※ 電力排出係数は【調整後排出係数】を用い、算定いただきます。

※ 選択いただくメニュー名は、「電気事業者が国に電力排出係数を報告する際のもの」ですので、実際に契約されているプランと名称は異なります。
不明な場合は契約している電気事業者にお問い合わせください。

◆ ガス供給事業者・熱供給事業者の排出係数について（基準年度、現況 共通）

2025年6月に、2024年度実績報告用のガス供給事業者・熱供給事業者の排出係数が公表されます。

各供給事業者が公表を希望する場合、公表されるため、契約している事業者の係数が必ずしも公表されるとは限りません。

法制度上は、契約をしているガス・熱供給事業者が係数を公表している場合は、当該係数で算定しなければなりません。

一方で、条例制度については、各事業者の公表した「調整後排出係数」を使用して算定しても問題ありませんが、公表されている場合であっても、従前の方法（係数は適宜見直し）で報告してもよいこととします。

なお、係数は環境省 HP（以下リンク先）にて公表予定です。

(<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>)

◆ 非化石エネルギーの入力（基準年度、現況 共通）

法制度改正によりエネルギーの定義が見直されたことから、当該シートには従前の化石燃料及び化石燃料由来の熱・電気（化石エネルギー）の他、非化石エネルギーについても記入いただきます。

なお、条例の対象規模や報告様式に影響する「エネルギー使用量（原油換算）」については、従前どおり「化石エネルギー」のエネルギー使用量で判定します。

また、非化石エネルギーのうち、廃棄物原燃料については温室効果ガスを排出するものではありませんが、法制度の調整後排出量を考慮し、自動で控除することとしています（控除はされますが、廃棄物原燃料を使用している場合は記載してください）。

廃棄物処理事業者等で廃棄物の燃焼により副次的にエネルギーを回収している場合は、回収したエネルギーに応じた排出量を控除しても構いません。その場合は手動で入力してください。

○ 集計結果表の記入例

※年度															
2013年度															
活動の区分	施設・製品等の種類	燃料・焼却物等の種類	使用量	単位	原油換算係数	原油換算量	単位	換算係数	排出量	温室化係数	換算合計				
小分類	名称	名称													
燃料の使用	化石燃料使用量	原油(コンデンセートを除く。)	728	kg	0.988	0	38.3	0.0697	0	1	0				
		原油のうちコンデンセート(NGL)	728	kg	0.898	0	34.8	0.0671	0	1	0				
		揮発油(ガソリン)	728	kg	0.862	0	33.4	0.0686	0	1	0				
		ナフサ	728	kg	0.859	0	33.3	0.0682	0	1	0				
		ジェット燃料油	728	kg	0.937	0	36.3	0.0682	0	1	0				
		灯油	728	kg	0.942	0	36.5	0.0686	0	1	0				
		軽油	728	kg	0.980	0	38.0	0.0689	0	1	0				
		A重油	728	kg	1.004	0	38.9	0.0708	0	1	0				

に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を記入する。

年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を記入する。

他入から供給された電力の使用	関西電力(ゼロカーボンメニューを除く)	買電	728	kWh	0.223	0	8.64	0.475	0	1	0	0			
	関西電力(ゼロカーボンメニュー)以外の電気事業者からの	買電	728	kWh	0.223	0	8.64	0.427	0	1	0	0			
	(株)エネット	買電	728	kWh	0.223	0	8.64			1		0			
	関西電力(ゼロカーボンメニュー)以外の電気事業者からの	買電	728	kWh	0.223	0	8.64			1		0			

副次的に利用する場合は、自ら計算

廃棄物原燃料分は自動控除

廃棄物原燃料の使用による調整	廃棄物原燃料の使用	-	-	-	-	-	-	-	-	-102,706	1	-102,706			
廃棄物の焼却による調整	年間エネルギー使用量(原油換算)が自動計算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0			
		合計	697	kg						合計	181,956	kg	合計	79,250	kg-CO ₂
		(参考)	728	kg						非化石エネルギー含む原油換算量					

温室効果ガス排出量が自動計算

○ 複数の電気事業者から供給された電気を使用している場合の記入例

自社の別工場で自家発電した電力を自営線やJEPXを通じた自己託送などで供給を受けている場合には「上記以外の電気」欄に使用量及び電力排出係数を記入する。

関西電力(株)(通常プラン)以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合は、電気事業者(プラン別)名称を選択し記入する。

他人から供給された電気の使用	関西電力(ゼロカーボンメニューを除く)	買電	12,000,000	kWh	0.223	2,675	8.64	0.475	5,700,000	1	5,700,000
	関西電力(ゼロカーボンメニュー) 以外の電気事業者名	買電									
	(株)エネット	買電	2,000,000	kWh	0.223	446	8.64	0.427	854,000	1	854,000
	関西電力(ゼロカーボンメニュー) 以外の電気事業者名	買電									
	関西電力(ゼロカーボンメニュー)	買電			0.223	0	8.64			1	
	関西電力(ゼロカーボンメニュー) 以外の電気事業者名	買電			0.223	0	8.64			1	
	上記以外の電気	自己託送(〇〇工場)	3,500,000	kWh	0.223	780	8.64	0.500	1,750,000	1	1,750,000
	燃料を用いず発電した電気(非排電力:P.P.A等)				0.093	0	3.60				
自家発電電量	化石燃料で発電し自家消費した量										
	燃料を用いず発電した電気(太陽光等)				0.093	0	3.60				
輸入・供給した電気(応答源使用分)			-450,000	kWh	0.223		8.64	1.000	-450,000	1	-450,000

販売量(単位に注意)をマイナスで記入し、自社で算出した排出係数を入力して自社のCO₂排出量から差し引く。

- 電力会社を選択すれば自動的に基準年度、現況年度の排出係数が抽出され、温室効果ガス排出量が算定されます。
- 選択欄にない電気事業者の電気を使用していた場合は、電気事業者の排出係数を確認し、直接入力してください。(令和7年度報告より、電力事業者メニューの一部のみプルダウンリストにしています。リストにないメニューについては直接入力していただく必要がありますので、兵庫県環境政策課までご連絡ください。)

○ ガス供給事業者・熱供給事業者が公表した係数を使用する場合の記入例

環境省HPから確認し、契約しているガス供給事業者とメニュー名を直接入力する。

	都市ガス(13A)			m3	1.032	0	40	0.0513	0	1	0
	〇〇ガス・メニューA	650,000	m3	1.032	671	40	0.0450	29,250	1	29,250	0
	事業者・メニュー名		m3	0.000	0			0	1	0	0

環境省HPから確認し、単位発熱量と排出係数を直接入力する。

環境省HPから確認し、契約している熱の種別、と供給事業者とメニュー名を直接入力する。

他人から供給された熱の使用	熱使用量	産業用蒸気		MJ	0.030	0	1.17	0.0654	0	1	0	
		産業用以外の蒸気		MJ	0.031	0	1.19	0.057	0	1	0	
		温水		MJ	0.031	0	1.19	0.057	0	1	0	
		冷水		MJ	0.031	0	1.19	0.057	0	1	0	
		産業用以外の蒸気	〇〇会社・メニューA	1,000,000	MJ	0.027	27	1.03	0.050	50,000	1	50,000
		熱名	事業者・メニュー名		MJ	0.000				0	1	0

環境省HPから確認し、単位発熱量と排出係数を直接入力する。

- 電力のように、プルダウンで選択する様式ではございません。環境省HPから係数を確認し、直接入力してください。

(参考1) CH₄に係る施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象の燃料

No	施設等の種類	燃料の種類
1	ボイラー	固体化石燃料、RDF、RPF、廃タイヤ、廃プラスチック類
2		原油、B・C重油
3		液体化石燃料（コンデンセート（NGL）、原油及びB・C重油を除く。）、廃油又は廃油から製造される燃料炭化水素油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）、廃プラスチック類から製造される燃料炭化水素油
4		気体化石燃料
5		木材、木質廃材（発電施設での使用）
6		木材、木質廃材（熱利用施設での使用）
9		木質廃材（発電施設又は熱利用施設以外での使用）
10		黒液
11		バイオガス
12		その他バイオマス燃料
13	金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）精錬用焼結炉	固体化石燃料、液体化石燃料、気体化石燃料
14	金属精錬用ペレット焼成炉	固体化石燃料、液体化石燃料、気体化石燃料
15	金属鍛造炉、金属圧延加熱炉、金属又は金属製品の熱処理用加熱炉	固体化石燃料 液体化石燃料及び気体化石燃料
16	石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用加熱炉、ガス加熱炉	固体化石燃料 液体化石燃料及び気体化石燃料
17	触媒再生塔	石炭コークス、石油コークス又はFCCコーク、コールタール、石油アスファルト
18	焼成炉（金属精錬用ペレット焼成炉を除く。）	固体化石燃料、液体化石燃料、気体化石燃料
19	セメント原料乾燥炉、レンガ原料乾燥炉、骨材乾燥炉、鋳型乾燥炉	固体化石燃料、液体化石燃料、気体化石燃料
20	その他の乾燥炉	固体化石燃料、液体化石燃料、気体化石燃料
21	その他工業炉	固体化石燃料、RPF、廃タイヤ、廃プラスチック類
22		液体化石燃料
23		気体化石燃料
24		液体化石燃料及び気体化石燃料
25	ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）	液体化石燃料及び気体化石燃料
26	ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く。）	液体化石燃料及び気体化石燃料 固体化石燃料 液体化石燃料 気体化石燃料
27	業務用のこま、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	固体化石燃料 液体化石燃料 気体化石燃料 バイオマス燃料（木材、木質廃材、黒液、バイオガス、その他バイオマス）

No	燃料の種類	燃料の区分
1	輸入原料炭	固体燃料
2	コークス用原料炭	固体燃料
3	吹込用原料炭	固体燃料
4	輸入一般炭	固体燃料
5	国産一般炭	固体燃料
6	輸入無煙炭	固体燃料
7	石炭コークス	固体燃料
8	石油コークス、FCCコーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素）	固体燃料
9	コールタール	固体燃料
10	石油アスファルト	固体燃料
11	コンデンセート（NGL）	液体燃料
12	原油（コンデンセート（NGL）を除く。）	液体燃料
13	揮発油	液体燃料
14	ナフサ	液体燃料
15	ジェット燃料油	液体燃料
16	灯油	液体燃料
17	軽油	液体燃料
18	A重油	液体燃料
19	B・C重油	液体燃料
20	潤滑油	液体燃料
21	液化石油ガス（LPG）	気体燃料
22	石油系炭化水素ガス	気体燃料
23	液化天然ガス（LNG）	気体燃料
24	天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	気体燃料
25	コークス炉ガス	気体燃料
26	高炉ガス	気体燃料
27	発電用高炉ガス	気体燃料
28	転炉ガス	気体燃料
29	都市ガス	気体燃料
30	ごみ固形燃料（RDF）	固体燃料
31	ごみ固形燃料（RPF）	固体燃料
32	廃タイヤ	固体燃料
33	廃プラスチック類（一般廃棄物）	固体燃料
34	廃プラスチック類（産業廃棄物）	固体燃料
35	廃油又は廃油から製造される燃料炭化水素油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）	液体燃料
36	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	液体燃料
37	木材	固体燃料
38	木質廃材	固体燃料
39	黒液	液体燃料
40	バイオガス	気体燃料
41	バイオマス（木材、木質廃材、黒液及びバイオガスを除く。）	—

産業廃棄物の合成繊維くずは、No.34 廃プラスチック類（産業廃棄物）に含めて算定

(参考2) N_2O に係る施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象の燃料

No	施設等の種類	燃料の種類
1	ボイラー	コンデンセート (NGL)、原油、B・C重油
2		液体化石燃料 (コンデンセート (NGL)、原油及びB・C重油を除く。)、廃油又は廃油から製造される燃料炭化水素油 (植物性のもの及び動物性のものを除く。)、廃プラスチック類から製造される燃料炭化水素油
3		気体化石燃料
4		木材、木質廃材 (発電施設での使用)
5		木材、木質廃材 (熱利用施設での使用)
6		黒液
7		バイオガス
8		その他バイオマス燃料
9	ボイラー (流動床式のものを除く。)	固体化石燃料、RDF、RPF、廃タイヤ、木質廃材
10	常圧流動床式ボイラー	固体化石燃料、廃プラスチック類
11	加圧流動床式ボイラー	輸入一般炭及び国産一般炭を除く固体化石燃料 輸入一般炭、国産一般炭
12	金属の精錬又は鑄造用溶鉱炉、転炉、平炉	コークス炉ガス、高炉ガス
13	石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用の加熱炉又はガス加熱炉	石油コークス又はFCCコーク及び石油アスファルトを除く固体化石燃料
14		石油コークス又はFCCコーク、石油アスファルト
15		液体化石燃料、気体化石燃料
16	触媒再生塔	石炭コークス、石油コークス又はFCCコーク、コールタール、石油アスファルト
17	コークス炉	液化石油ガス及び輸入天然ガスを除く気体化石燃料
18	その他工業炉	固体化石燃料、RPF、廃タイヤ、廃プラスチック類
19		液体化石燃料
20		気体化石燃料
21	ガスタービン (航空機又は船舶に用いられるものを除く。)	液体化石燃料、気体化石燃料
22	ディーゼル機関 (自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。)	液体化石燃料、気体化石燃料
23	ガス機関、ガソリン機関 (航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。)	液体化石燃料、気体化石燃料
24	業務用のこまろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	固体化石燃料
25		液体化石燃料
26		気体化石燃料
27		バイオマス燃料木材、木質廃材、その他のバイオマス

※ 上表の施設には廃棄物焼却施設は含みません。

No	燃料の種類	燃料の区分
1	輸入原料炭	固体燃料
2	コークス用原料炭	固体燃料
3	吹込用原料炭	固体燃料
4	輸入一般炭	固体燃料
5	国産一般炭	固体燃料
6	輸入無煙炭	固体燃料
7	石炭コークス	固体燃料
8	石油コークス、FCCコーク (流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素)	固体燃料
9	コールタール	固体燃料
10	石油アスファルト	固体燃料
11	コンデンセート (NGL)	液体燃料
12	原油 (コンデンセート (NGL) を除く。)	液体燃料
13	揮発油	液体燃料
14	ナフサ	液体燃料
15	ジェット燃料油	液体燃料
16	灯油	液体燃料
17	軽油	液体燃料
18	A重油	液体燃料
19	B・C重油	液体燃料
20	潤滑油	液体燃料
21	液化石油ガス (LPG)	気体燃料
22	石油系炭化水素ガス	気体燃料
23	液化天然ガス (LNG)	気体燃料
24	天然ガス (液化天然ガス (LNG) を除く。)	気体燃料
25	コークス炉ガス	気体燃料
26	高炉ガス	気体燃料
27	発電用高炉ガス	気体燃料
28	転炉ガス	気体燃料
29	都市ガス	気体燃料
30	ごみ固形燃料 (RDF)	固体燃料
31	ごみ固形燃料 (RPF)	固体燃料
32	廃タイヤ	固体燃料
33	廃プラスチック類 (一般廃棄物)	固体燃料
34	廃プラスチック類 (産業廃棄物)	固体燃料
35	廃油又は廃油から製造される燃料炭化水素油 (植物性のもの及び動物性のものを除く。)	液体燃料
36	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	液体燃料
37	木材	固体燃料
38	木質廃材	固体燃料
39	黒液	液体燃料
40	バイオガス	気体燃料
41	バイオマス (木材、木質廃材、黒液及びバイオガスを除く。)	—

産業廃棄物の合成繊維くずは、No.34 廃プラスチック類 (産業廃棄物) に含めて算定

4 エネルギー使用量 1,500kL 未満の工場等に係る計画（2号排出抑制（変更）計画）

※ エネルギー使用量年間 1,500kL 以上等の事業所は p 12 を参照

大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置しており、ばい煙発生施設に係るものも含め、事業所全体での電気や燃料の使用量を省エネ法の規定に基づき算定した原油換算エネルギー使用量が年間 1,500kL 未満である工場等は、2号排出抑制計画（様式第2号）を県に提出してください。

(1) 2号排出抑制(変更)計画の策定

ア 2号排出抑制(変更)計画（様式第2号）の内容

次ページの記載例を参考に、必要事項を記入してください。

なお、基準年度及び 2030（令和 12）年度目標値の設定は以下に従ってください。

- ・ 基準年度

基準年度は、原則「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（2017（平成 29）年 3 月策定、2022 年（令和 4）年改定）の基準年度である 2013（平成 25）年度としてください。

ただし、2013（平成 25）年度時点の燃料・熱・電気の使用量が不明な場合や、工場等の増設により 2013（平成 25）年度と業態が大きく変わっている場合は、2013（平成 25）年度以降で燃料・熱・電気の使用量が判明している最も古い年度や、工場等の増設を行った翌年度等、任意の年度を基準としていただいて構いません。

- ・ 2030（令和 12）年度目標値

特定物質の排出量、経年変化、今後の事業計画、選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮のうえ、事業者又は業界団体等において設定した目標値があれば、それを参考に、特定物質ごとの 2030(令和 12)年度の抑制目標を設定してください。

そのような目標値が無い場合は、県の「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の目標値を参考に設定、記載してください。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の温室効果ガス（エネルギー起源）削減目標

2030 年度に 2013 年度比で

○ 産業部門	39.2%
○ 業務部門	68.9%

◆ 目標設定にあたっての注意事項

- ・ 2030（令和 12）年度目標については、原則として総排出量で設定してください。
これによりがたい場合はその理由を明記の上、原単位での目標設定としてください。
- ・ どのような考え方で 2030(令和 12)年度目標を設定したか、しっかりと記入してください。
- ・ 電気の CO₂ 排出係数について、CO₂フリー電気の利活用など **2030 年度に導入予定の電力排出係数がある場合は、その数値**を用いて算出してください。

不明の場合は**0.25kg-CO₂/kWh**※を用いて算出してください。

※ 2030 年度におけるエネルギー需要の見通し（令和 3 年 3 月 資源エネルギー庁）
全電源平均の係数のため、現在の契約プランが 2030 年度に 0.25kg-CO₂になるとは限りません。

(2) 提出期限

新たに条例対象となった事業者は、その年の7月末日までに2号排出抑制計画を策定し、県に届け出てください。

なお、届出は、計画の変更がない限り1回提出していただければ結構です。(翌年以降は、報告書を毎年提出いただくことになります。(第3章(67ページ)参照))

2号排出抑制計画が変更になった場合は、2号計画書を速やかに県に提出してください。

(3) 提出方法

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画・報告書をExcelファイルで提出してください(78ページ「提出方法」参照)。(集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。)

Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。

受領印をご希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑(表紙)のみご郵送ください。

パソコン未設置などやむを得ない場合のみ郵送(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1)もしくはファックス(FAX: 078-382-1580)で提出してください。

排出抑制計画書

2025年〇月〇〇日

兵庫県知事様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通〇-〇-〇

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

株式会社 〇〇 〇〇 〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

工場等の名称	株式会社〇〇〇〇〇 神戸工場		
工場等の所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通〇-〇-〇		
業種	09 食料品製造業		
事業の概要	食パン、菓子パンなどのパン類の製造		
これまでに講じた温室効果ガス排出抑制措置	・ボイラーの設備を改善して燃焼効率を上げた。 ・蛍光灯を節電型蛍光灯に取り替えることにより、消費電力の節電を図った。 ・昼休みの消灯		
2030年度までに講じる予定の温室効果ガス排出抑制措置	・ボイラーの燃料転換（A重油→都市ガス） ・製造工程の見直しによる省エネ化 ・冷暖房温度の適正化（冷房：28度、暖房：20度） ・太陽光発電システムの導入		
二酸化炭素排出量	基準年度 (2013年度) [kg-CO ₂] (a)	目標年度 (2030年度) [kg-CO ₂] (b)	対基準年度比 (%) (b)/(a)
	2,526,000	2,178,400	△.△
連絡先	担当部署・担当者氏名 〇〇課・〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇.ne.jp		

プルダウンから
選択書ききれない場合は、
別紙に記入していただ
いても結構です。

別紙②を転記

別紙①を転記

県からの問い合わせ等に直接お答えいただける担当者のいる部署を記載してください。
メールについても、県から内容の確認連絡をさせていただくことがあるので、できるだけ記入してください（脱炭素にかかるセミナー等のご案内もいたします）。

使用の区分	燃料等の種類	使用量	単位	二酸化炭素 排出量	二酸化炭素 排出量	原油換算 係数(E)	原油換算 量(KL)	
2013 年度 (基準年度・実績)	揮発油(ガソリン)	600	L(ℓ)	2.29	1,374	0.86	1	
	灯油		L(ℓ)	2.50		0.94		
	軽油		L(ℓ)	2.62		0.98		
	A重油		L(ℓ)	2.75	3,303	1.00	1	
	B・C重油		L(ℓ)	3.10	1,083,796	1.08	377	
	液化石油ガス(LPG)		kg(㎏)	2.99		1.29		
	液化天然ガス(LNG)		kg(㎏)					
	都市ガス(13A)		kg(㎏)	0.05	513	1.03	10	
	事業者・メニュー名		m³					
	事業者・メニュー名		m³			1.03		
	非化石燃料の使用	廃棄物						
	廃棄物以外							
	他人から供給される熱の使用	産業用蒸気		MJ	0.057		0.0307	
	産業以外の蒸気、温水、冷水		MJ					
	熱名(事業者・メニュー名)		MJ			0.0351		
他人へ供給した熱	熱名(事業者・メニュー名)		MJ					
2030 年度 (目標年度・計画)	他人から供給される電気の使用	電気事業者名	700,000	kWh	0.475	332,500	0.223	156
	関西電力(株)							
	電気事業者名		kWh			0.223		
	燃料を用いず発電した電気(非系統電力PPA等)		kWh			0.093		
	化石燃料で発電し自家消費した量		kWh					
	燃料を用いず発電した電気(太陽光等)		kWh			0.093		
	他人へ供給した電気	化石燃料で発電し供給した量		kWh				
	温室効果ガス排出量合計(F)				1,421,286	原油換算量合計	546	
	別紙①							
	目標年度は2030年度							
2030 年度 (目標年度・計画)	揮発油(ガソリン)	400	L(ℓ)	2.29	916	0.86	0	
	灯油		L(ℓ)	2.50		0.94		
	軽油		L(ℓ)	2.62		0.98		
	A重油	1,000	L(ℓ)	2.75	2,753	1.00	1	
	B・C重油	300,000	L(ℓ)	3.10	928,796	1.08	324	
	液化石油ガス(LPG)		kg(㎏)	2.99		1.29		
	液化天然ガス(LNG)		kg(㎏)					
	都市ガス(13A)		kg(㎏)			1.03		
	事業者・メニュー名							
	事業者・メニュー名							
	非化石燃料の使用	廃棄物						
	廃棄物以外							
	他人から供給される熱の使用	単位に注意して記入してください。 例えばLPGやLNGの単位は、「kg」です。		MJ	0.065		0.0302	
	熱名(事業者・メニュー名)		MJ	0.057		0.0307		
	他人へ供給した熱	熱名(事業者・メニュー名)		MJ		0.0351		
2030 年度 (目標年度・計画)	他人から供給される電気の使用	600,000	kWh	0.250	150,000	0.223	134	
	クレジットによる削減を見込む場合は記載してください。		kWh	0.250				
	燃料を用いず発電した電気(非系統電力PPA等)		kWh			0.093		
	化石燃料で発電し自家消費した量		kWh					
	燃料を用いず発電した電気(太陽光等)		kWh			0.093		
	他人へ供給した電気	化石燃料で発電し供給した量		kWh				
	温室効果ガス排出量合計(F)				1,082,978	原油換算量合計	469	
	クレジットによる削減量				100,000	<参考>非化石エネルギー含む原油換算量	469	
	差し引き後排出量				982,978			
	別紙②							

当該計画書・報告書は、ばい煙発生施設に係るものだけでなく、事業所全体での前年度(4月～翌年3月末まで)の電気や燃料の使用量を記入してください。
主に工場等の敷地外で走行する自動車等の移動体の燃料使用量は算入不要です。
一方、工場等の敷地内のみを走行する移動体(例えば構内専用フォークリフト)の燃料使用量は算入対象となります。

2023		年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量					
使用の区分	燃料等の種類						
	揮発油(ガソリン)	600	L(リットル)	2.29	1,374	0.86	
	灯油		L(リットル)	2.50		0.94	
	軽油		L(リットル)	2.62		0.98	
		1,200	L(リットル)	2.75	3,303	1.00	1
		50,000	L(リットル)	3.10	1,083,595	1.08	377
			kg(キログラム)	2.99		1.29	
			kg(キログラム)	2.79		1.41	
		10,000	m ³ (立方メートル)	0.05	513	1.03	10
			m ³ (立方メートル)			1.03	
			m ³ (立方メートル)			1.03	
非化石燃料の使用	廃棄物						
	廃棄物以外						
他人から供給される熱の使用	産業用蒸気		MJ	0.065		0.0302	
	産業以外の蒸気、温水、冷水		MJ	0.057		0.0307	
	熱名 事業者・メニュー名		MJ				
	熱名 事業者・メニュー名		MJ			0.0351	
他人へ供給した熱			MJ				
他人から供給される電気の使用	買電	700,000	kWh	0.434	303,800	0.223	156
	開国電力(セロガーホムメニューを除く)						
	関西電力(株)(旧:(株)Kenesエネルギーサービス)メニュー(残差)						
	電気事業者名						
	電気事業者名						
	燃料を用いた発電した電気(非系統電力PPA等)		kWh			0.093	
	化石燃料で発電した電気(自家消費)量		kWh			0.093	
		温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量(非化石エネルギー起源のものを除く)が算出されます。					
						1,392,586	原油換算量合計
							546

クレジットによる削減量		区分	償却量	単位	参考	単位
県内	J-クレジット等	再エネ電力由来		kWh		kWh
		再エネ熱由来		MJ		MJ
		省エネ由来・森林由来		kg-CO ₂		kg-CO ₂
		グリーン電力証書	100,000	kg-CO ₂		kWh
		グリーン熱証書	100,000	kg-CO ₂		MJ
その他		合計(G1)	200,000	kg-CO ₂		
	J-クレジット等	再エネ電力由来		kg-CO ₂		kWh
		再エネ熱由来		kg-CO ₂		MJ
		省エネ由来・森林由来		kg-CO ₂		kg-CO ₂
		グリーン電力証書		kg-CO ₂		kWh
		グリーン熱証書		kg-CO ₂		MJ
		合計(G2)	0	kg-CO ₂		
総計(G1+G2)			200,000	kg-CO ₂		
調整後温室効果ガス排出量(F-G1-G2)			1,192,586	kg-CO ₂		

この例はグリーン電力証書等を購入して償却した場合です。
調整後温室効果ガス排出量は $1,392,586 - 200,000 = 1,192,586 \text{ kg-CO}_2$ になります。

単位に注意して記入してください。例えば LPG や LNG の単位は、「kg」です。
m³ しか分からない場合は、LPG 1m³=2.18kg、LNG 1m³=0.714kg として計算してください。

【再生可能エネルギーの利用状況】

事業所におけるイニシアティブへの参画や再生可能エネルギーの利用状況を記入します。

※ 再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス

[別添] 再生可能エネルギーの利用状況			
1 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアチブ等への参画状況(導入目標と結果等)			
参画状況	導入目標	2024年度の結果	
RE100			
再エネ宣言ReAction	参画済	2030年までに使用電力の80%以上をCO ₂ フリー電気で賄う。	
その他(記入してください)		2024年度からCO ₂ フリー電力を約20%利用している	

再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画状況と事業場の導入目標を記載してください。

2 再生可能エネルギー設備導入・利用状況									
区分	No.	発電設備	運転開始年月日	設備容量 (kW)	2024 年度の発電量 (kWh)	利用用途			
						自家消費量 (kWh)		他人への販売・供給量 (kWh)	
						環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの	FIT電気	その他
電気	例	太陽光発電設備	2017年4月15日	1,000	963,600	0	0	963,600	0
	例	木質バイオマス発電	2019年5月20日	2,000	14,016,000	0	0	14,016,000	0
	1	太陽光発電設備	2019年4月1日	300	289,080			289,080	
	2	太陽光発電設備	2019年4月1日	200	289,080	289,080			
	3								
電気に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。									
1 は太陽光発電設備を設置し、全量FIT売電の場合、2 は太陽光発電設備を設置し、クレジット創出等せずに全量自家消費している場合の例です。									
					289,080	0	289,080		0
区分	No.	熱供給設備	運転開始年月日	設備容量 (kW)	2024年度の製造熱エネルギー (MJ)	自家消費量 (MJ)		他者への供給熱量 (MJ)	
						環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの		
						環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの		
熱	例	木質バイオマスボイラー	2018年3月30日	300	3,592,000	3,592,000	0	0	
	1	木質バイオマスボイラー	2019年4月1日	600	7,543,200	7,543,200			
	2								
	3								
熱に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。									
1 は木質ボイラーを設置し、全量自家消費している場合の例です。									
	5								
合計				600	7,543,200	7,543,200	0		

熱に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。
1 は木質ボイラーを設置し、全量自家消費している場合の例です。

3 他者から供給を受けた再生可能エネルギー利用量(※再生可能エネルギー利用率は契約電気事業者から把握できる分のみ記載してください。)						
区分	No.	電気事業者の名称	プラン等	2023年度の当該電気事業者に係る利用電力量 (kWh)	再生可能エネルギー利用率 (%)	再エネ電気利用量 (kWh)
電気	例	関西電力(株)	再エネECOプラン	500,000	100%	500,000
	1	関西電力(株)	再エネECOプラン	1,000,000	100.00%	1,000,000
	2					
	3					
	4					
合計				1,000,000		1,000,000

電気に関する他社から供給を受けた再生可能エネルギーの利用状況を記載してください。
1 は使用電力のうち、一部を100%CO₂フリープランを利用している場合の例です。

区分	No.	熱供給事業者	詳細	2023年度の当該熱供給事業者に係る使用熱量 (MJ)
熱	例	〇〇エネルギー(株)	木質バイオマスボイラー	2,050,000
	1	〇〇ユーティリティ(株)	木質バイオマスボイラー	1,450,000
	2			
	3			
	4			

熱に関する他社から供給を受けた再生可能エネルギーの利用状況を記載してください。
1 は蒸気供給のうち、木質バイオマスボイラーによって供給を受けている場合の例です。
化石燃料を混焼している場合は化石燃料分を除いて記載してください。

電気 (MWh)			熱 (MJ)		
2024年度		2030年度導入目標	2024年度		2030年度導入目標
再生可能エネルギー利用量	1,189	2,000	再生可能エネルギー利用量	8,993,200	10,000,000
Jクレジット(再エネ電力由来)	100	200	Jクレジット(再エネ熱由来)	3,000	50,000
グリーン電力証書	100	200	グリーン熱証書	3,000	50,000
工場等におけるエネルギー利用量	10,000	9,500	合計	8,999,200	10,100,000
再エネ利用率	13.9%	25.3%			

Jクレジット等の償却量を記載し、再エネ利用率を算出してください。
また、目標年度における再エネ利用量等を記載し、電気については再エネ利用率（目標）を直接記入してください。

5 公表用特定物質排出抑制(変更)計画書(公表用排出抑制(変更)計画)

県は、1号排出抑制計画及び1号報告書の概要並びに2号排出抑制計画及び2号報告書の概要（エネルギー使用量500kL未満を除く）を県ホームページで公表することとしています。

対象事業者は、公表用排出抑制計画（様式第4号）を、事業者単位で作成し、県に提出してください。

※ 県は、事業者から提出のあった公表用排出抑制計画（様式第4号）をそのまま県ホームページ等にて公表しますので、各事業者はその点を踏まえて公表用排出抑制計画（様式第4号）を作成してください。

特に、総排出量と原単位を併記しますと、原単位に設定した情報が算出され、明らかになる場合があります。

例）総排出量＝1,000（t-CO₂）、原単位＝1（t-CO₂/製造品出荷額（万円））とした場合、製造品出荷額＝1,000万円

◇ 公表用排出抑制計画（様式第4号）の取りまとめ方法

・ 公表の対象となるのは、条例対象事業所のうち、以下の工場等について作成した報告書です。

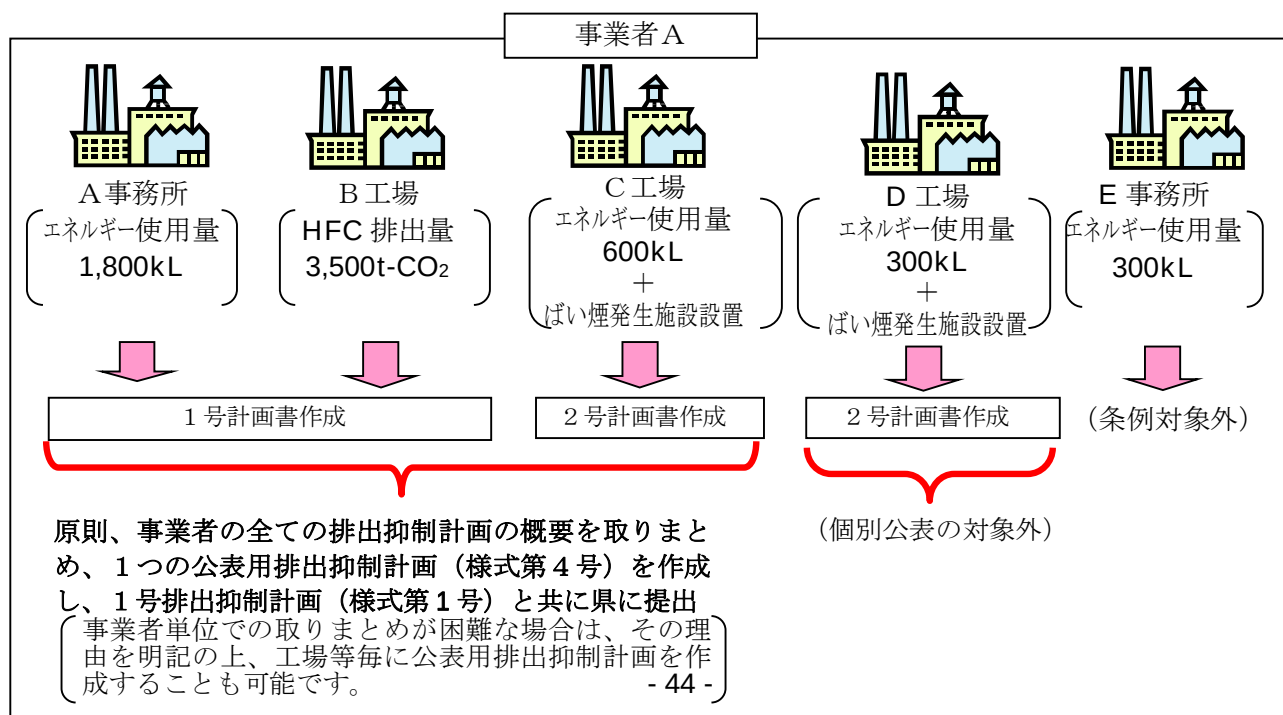
- ① エネルギー使用量（原油換算）が年間1,500kL以上の工場等
- ② エネルギー使用量（原油換算）が年間500kL以上かつ大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設（非常用を除く。）を設置する工場等
- ③ HFC等の排出量がCO₂換算で3,000t以上の工場等

条例対象事業所であっても、エネルギー使用量（原油換算）が500kL未満の工場等については、公表の対象外となります。（下図参照。）

また、県外の工場等も全て公表の対象外となります。

- ・ 計画期間中に、公表対象となる事業所の1号排出抑制計画に変更が生じた場合や、公表対象となる工場等の増減があった場合は、その都度、公表用排出抑制計画を提出してください。
- ・ 公表用排出抑制計画は、工場等单位で作成した排出抑制計画の概要を、事業者単位で取りまとめて作成してください。
- ・ 事業者単位での取りまとめが困難な場合は、その理由を明記の上、工場等单位で公表用排出抑制計画を作成していただいても結構です。

< 公表用排出抑制計画の取りまとめ（例） >



新規提出の場合は(新規)、計画変更の場合は(変更)としてください。

様式第4号(条例第142条の4関係)

公表用特定物質排出抑制計画書(変更)

E123456

123456

事業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇

事業者の主たる業種

2661 金属工作機械製造業

事業者番号

事業者番号
(1社)

事業の概要

金属塊から切削加工製品(旋盤、ボール盤等)を製造する。

公表対象となる事業所の名称及びその事業所数を記入してください。

A工場、B工場、C事務所(計3事業所)

単位: t-CO₂(CO₂換算量) 原単位: (t-CO₂/t(生産量))

県内対
室効果
出量等

原単位を目標としている場合は、
「t-CO₂(CO₂換算量)/製品生産量(t)」
のように単位を変更してください。総排
出量目標の場合は、変更不要です。

基準年度(実績)

現状(実績)

目標年度(計画)

2013年度

(2023年度)

(2030年度)

6,104

4,849

対基準年度比 12.4%

対基準年度比 30%

削減率

欄外に、事業者番号並びに公表に係る全ての工場等の事業所
番号を入力してください(それぞれ郵送の封筒に記載)。
(本番号を元にリストを作成しますので、必ず入力してください。)

(例1) 省エネ法の年平均1%削減
2030年度の17%削減する。ま
低い電気を購入し、あわせて30%削減する目標を設定した。

(例2) 2014(平成26)年度途中に工場を増設したため、基準年度は2015(平成27)
年度とした。当社生産量の将来見通しが立ちにくいいため、総排出量目標とあわ
せて、原単位目標を設定し、製品生産量単位当たりの特定物質排出量合計を
〇年度比〇%削減する。

(例3) A工場、B事務所、C工場各々で、対基準年度比で毎年2%削減する。本公表
用計画書では2016(平成28)~2030年度の15年間で2015(平成27)年度比29%と
対基準年度比で毎年2%削減ではない。これは、公表用計画書は事業者単位で
とりまとめる必要があり、便宜上、基準年度を2015(平成27)年度としたため。個
別の事業所で見ると対基準年度比で毎年2%削減している。各事業所の実際の
基準年度は次のとおり。
・A工場:2013(平成25)年度
・B事務所:2015(平成27)年度(2014(H26)年度途中に事務所を移転、1年
分のデータが揃った2015(H27)年度とした。)
・C工場:2015(H27)年度(2014(H26)年度から試験稼働していたが、工場が
本格稼働した2015(平成27)年度とした。)

基準年度が2013(平成
25)年度で無い場合
は、その理由もここに
記入してください。
(例:2015(平成27)年
度途中に工場を増設
したため、基準年度は
2015(平成27)年とし
た等)

温室効果ガスの排出
抑制措置の内容
(主な計画)

(例1)表形式で記載する場合

措置の区分

具体的な措置の内容

措置の目標

燃料転換

二酸化炭素原単位の低いエネルギーへ
切替え(A重油→天然ガス)(2024年度)

燃料の使用に伴うCO₂排出
量を〇t削減

製造工程に
おける廃熱
利用

製造工程での廃熱回収(2025年度)

A重油の消費量を年間約〇
t削減

再生可能エ
ネルギーの
利用

自家消費用の太陽光発電システムの導
入

購入電力量〇kWh/年削減

※詳細は弊社H

全角21文字(半角42
文字)以内で簡潔に

〇)

社会貢献活動等

CSRの一環とし

記載してください。

「ちエコ診断」を受診します。

気候変動対策に取り組むイ
ニシアティブ等の参画状況

カーボンニュート
ラル宣言

CDP

SBT

RE100

再エネ宣言
REAction

WMB その他コミット

2050年まで
に実現

2019A

認定済み

参画

対象外

GX リーグ

原単位の公表にかかる注意点について
※ブルダウンから選択してください
(排出量のみ記載いただいている場合不要)

右欄注意事項につい
て、確認し、

公表について、
支障はない

【総排出量】と【原単位】を併記しますと、『原単位に設定した単位』の値(経済活動量
等)が算出できます。
例) 総排出量=1,000(t-CO₂)、原単位=1(t-CO₂/製造品出荷額(万円))とした場
合、製造品出荷額=1,000万円と判明する
【総排出量】と【原単位】を併記する場合は、原単位に設定した単位の値が明らか
になっても支障のない単位で設定していただくか、【総排出量】のみ記載してくだ
さい。
なお、公表用様式(4号・8号)には、原則として【総排出量】を記載いただきますが、
やむを得ない事情がある場合は原単位のみ記載ください
※ 公表用以外の様式には総排出量は必ず記載いただきます。

第3章 特定物質排出抑制措置結果報告書

1 特定物質排出抑制措置結果報告書の提出

特定規模排出事業者は、2030（令和12）年度を目標とした排出抑制計画に基づき毎年度実施した排出抑制措置の結果について、県（温暖化対策課）に報告する義務があります。工場等の区分に応じ、1号報告書（様式第5号）又は2号報告書（様式第6号）のいずれかを作成してください。

工場等の区分	計画書の種類	報告書の種類
前年度（4月1日から3月31日まで）エネルギーの合計使用量が、<u>1,500kL 以上の工場等</u>	新たに対象となった事業所、提出済の計画を変更した事業所は次の①、②の両方を提出。 （②は事業者単位で提出） ①1号排出抑制計画（様式第1号） → 記入方法は、P12～参照 ②公表用排出抑制計画（様式第4号） → 記入方法は、P44～参照	毎年、次の③④の両方を提出。 （④は事業者単位＋事業所で提出） ③1号報告書（様式第5号） → 記入方法は、P47～参照 ④公表報告書（様式第8号） → 記入方法は、P72～参照
前年（1月1日から12月31日）に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が <u>3,000 トン以上である工場等</u>	新たに対象となった事業所、提出済の計画を変更した事業所は次の⑤、②の両方を提出。 （②は事業者単位で提出） ⑤2号排出抑制計画（様式第2号） → 記入方法は、P37～参照 ②公表用排出抑制計画（様式第4号） → 記入方法は、P44～参照	毎年、次の⑥④の両方を提出。 （④は事業者単位で提出） ⑥2号報告書（様式第6号） → 記入方法は、P67～参照 ④公表用報告書（様式第8号） → 記入方法は、P72～参照
- 前年度（4月1日から3月31日まで）エネルギーの合計使用量が、<u>500kL 以上 1,500kL 未満の工場等</u>かつ - 大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等（非常用を除く。）	新たに対象となった事業所、提出済の計画を変更した事業所は次の⑤を提出。 （②は事業者単位で提出） ⑤2号排出抑制計画（様式第2号） → 記入方法は、P37～参照	毎年、次の⑥④の両方を提出。 （④は事業者単位で提出） ⑥2号報告書（様式第6号） → 記入方法は、P67～参照 ④公表用報告書（様式第8号） → 記入方法は、P72～参照
- 前年度（4月1日から3月31日まで）エネルギーの合計使用量が、<u>500kL 未満の工場等</u>かつ - 大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等（非常用を除く。）	新たに対象となった事業所、提出済の計画を変更した事業所は次の⑤を提出。 （②は事業者単位で提出） ⑤2号排出抑制計画（様式第2号） → 記入方法は、P37～参照	毎年、次の⑥を提出。 ⑥2号報告書（様式第6号） → 記入方法は、P67～参照

※ 条例対象となる工場・事業場の判定フロー図は①本マニュアルの3ページ 参照

2 エネルギー使用量 1,500kL 以上等の工場等に係る報告書（1号報告書）

※ エネルギー使用量年間 1,500kL 未満の事業所は P67 を参照

(1) 特定物質排出抑制措置結果報告の提出

1号排出抑制計画を提出した工場等（本マニュアルの 12 ページ参照）は、同計画に基づき実施した温室効果ガスの排出抑制措置の結果について、1号報告書により毎年県に提出してください。

ア 1号報告書(様式第5号)の内容

1号報告書の構成は、次のようになっています。内容の記載については、次ページ以降の記載例を参考に工場・事業場ごとに作成してください。

- (ア) 特定物質排出状況
- (イ) 特定物質排出抑制措置の結果及び評価
- (ウ) 自家用車(業務に使用するものに限る。)の使用に関する対策
- (エ) 荷主としての対策

イ 添付資料

報告書には、その根拠となる資料を添付します。

- (ア) 算定を行う年度（算定年度）の特定物質排出量集計結果表
- (イ) 排出抑制措置の結果、目標達成状況等について参考となる資料
- (ウ) 公表用報告書（以下参照）※2015（平成 27）年から提出
- (エ) その他添付資料（62ページ参照）

ウ 公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(様式第8号)の内容

公表用報告書は、事業者単位でとりまとめて作成してください。

また、公表対象工場等※を複数設置している事業者は、エネルギー使用量 1,500kL 以上等の工場等について、事業所単位でも作成してください。

72 ページ以降の取りまとめ方法・記入例を参照し、作成してください。

(2) 提出方法

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcel ファイルで提出してください（80 ページ「提出方法」参照）。（集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。）

Excel ファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。

受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑（表紙）のみご郵送ください。

(3) 提出期限

毎年度 7 月末日まで

《排出抑制措置結果報告書の記載方法》

計画期間中、毎年度、特定物質ごとの排出量を算定してください。

また、排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果について点検及び評価を行ってください。

さらに、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行ってください。その際には、変更計画書を提出してください。

事業所番号(6桁:送付の封筒に記載)は必ず記入してください。不明な場合は、県にご照会ください。

(4) 1号報告書の記入方法(記入例)

様式第5号(条例第142条の3関係)

(1号報告書:エネルギー使用量(原油換算)年間1,500kL以上等の工場等用)

市町村コード

事業所番号

123456

特定物質排出抑制措置結果報告書

2025年7月○日

兵庫県知事様

設置者又は管理者を記入します。事業者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記入します。管理者とは、設置者から工場等の管理を委任されている者(例 工場長、支社長など)のことです。この場合、工場等の所在地、名称、工場等の代表者の氏名を記入します。
なお、施設等の運転管理業務等を委託された管理会社は、管理者に該当しません。

報告者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

神戸市中央区下山手通

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇

担当者氏名

環境対策室 〇〇 〇〇

電話(078) 341-7711

県からの問い合わせに直接お答えいただける担当者名を記入してください。役職は問いません。

工場・ビル等の名称を記入してください。

工場等の名称 株式会社〇〇〇〇 神戸工場

工場等の所在地 〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1

業 種 2661 金属工作機械製造業

最新の日本標準産業分類の細分類番号(4桁)と業種名を記入してください。

集計結果表(「【現況】集計結果表 CO₂」シート)に入力すれば本シートに自動的に転記されますので、入力不要です。(本マニュアルのP64参照)

合計 1,537 kL/年(原油換算量)
燃料及び熱 1,040 kL/年(原油換算量)
電 気 2,000,000 kWh/年
(= 514 kL/年)

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

別紙のとおり

県からの問い合わせ等に直接お答えいただける担当者のいる部署を記載してください。担当部署連絡先(メールについても、県から内容の確認連絡をさせていただくことがあるので、できるだけ記入してください(メールには脱炭素にかかるセミナー等のご案内もいたします)。

称 〇〇部 環境対策室

電話 078-341-7711

(ファクシミリ 078-362-3966)

(電子メール kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp)

考

必要事項があれば適宜記入してください。

A4

≪ 1 号報告書の記載方法 ≫

業種の記載方法について

日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と業種名を記入してください。

複数の事業を行っている場合は、主として行われている業種について記入してください。

また、テナントビルの場合、ビル設置者の事業活動の業種（例 6911 貸事務所業）を記入してください。

日本標準産業分類の細分類番号と業種名は、以下のHP から検索することができます。

【参考】日本標準産業分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

（上記ページを開いた後、分類項目表と進んでください）

※ 2023（令和5）年6月に日本標準産業分類の改定が行われましたので、全ての事業者は、最新の細分類番号及び業種名を確認してください。

別紙

1 特定物質排出状況
特定物質排出量 (2024 年度)

(二酸化炭素換算 kg-CO₂)

活動の区分 \ 特定物質	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	六ふっ化硫黄	三ふっ化窒素	合計
燃料の使用	2,848,200							2,848,200
他人から供給された電気の使用	676,000							676,000
他人から供給された熱の使用	0							0
(以下、算定対象となる活動を記載)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)							
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用		0	3,113,000					3,113,000
合 計	3,524,200	0	3,113,000	0	0	0		6,637,200

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

集計結果表（「【現況】集計結果表 CO₂」シート等）に入力すれば本シートに自動的に転記されますので、特別の事情がない場合は、入力不要です。（本マニュアル 64～66 ページ参照）

2 特定物質
(1)

可能な限り総排出量（t-CO₂）で記載してください。
 原単位目標の場合は、次のように単位を変更してください。
二酸化炭素換算(t-CO₂)/製品生産量(t)
 なお、原単位を記載する場合であっても、下欄に各年度の排出量（t-CO₂）を記載してください。

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

特定物質	基準年度 排出量 (2013)年度 (a)	現況排出量 (2024)年度 (b)	目標（2030）年度	
			抑制目標量 (c)	達成率（%）
二酸化炭素	5,684	3,524	3,979	126.7
メタン				
一酸化二窒素	3,285	3,311	3,050	▲11.1
H F C				
P F C				
六ふっ化硫黄				
三ふっ化窒素				
合 計	8,969	6,835	7,029	110.0

備考 1：達成率 $\{(a) - (b)\} / \{(a) - (c)\} \times 100$

1号排出抑制計画書から、単位、基準年度、基準年度排出量 及び 抑制目標量をそのまま(原単位の場合は原単位のまま)転記してください。

集計結果表(本マニュアルP64～66参照)に入力すれば自動的に転記されます。
 なお、原単位目標を採用する場合は、数式を上書きし、原単位の値を直接入力してください。

達成率は、2030年度目標値に対する進捗になっています。

基準年度（2013(平成 25)年度）及び現況（2024(令和 6)年度）の特定物質排出量及び製品生産量の実績はそれぞれ次のとおりである。

2013（平成 25）年度・・・特定物質排出量 ○t、製品生産量 ○t
 2024（令和 6）年度・・・特定物質排出量 ○t、製品生産量 ○t
 2030（令和 12）年度・・・特定物質排出量 ○t、製品生産量 ○t

原単位目標を採用している場合に限り、基準年度現況年度、目標年度 について、「特定物質(温室効果ガス)排出量」及び「エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」の両方を記入してください。
 なお、2030年度目標とする特定物質排出量も記載してください。
 （総排出量目標を採用している場合は、空欄のままで結構です。）

(2) クレジットによる削減量

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

クレジット種			基準年度 排出量 (2013年度)	クレジット 償却量 (2024年度)	目標（2030）年度		参考			
					抑制目標量	達成率	償却量	単位		
			(a)	(b)	(c)	(%)				
県内	J-クレジット等	再エネ電気由来		600				当該年度に償却した量を記入してください。 クレジットを償却した場合はプラスの値、売却した場合は－（マイナス）の値にして計算してください。	MWh	
		再エネ熱由来								
		省エネ由来・森林由来								
	グリーン電力証書							MWh		
	グリーン熱証書							GJ		
合 計 (B)										
その他	J-クレジット等	再エネ電気由来		600					MWh	
		再エネ熱由来								GJ
		省エネ由来・森林由来								t -CO ₂
	グリーン電力証書			4			4	MWh		
	グリーン熱証書							GJ		
	JCM (二国間クレジット)									
	合 計 (C)									
差し引き後排出量 (A)－(B) －(C)										

当該年度に償却した量を記入してください。
クレジットを償却した場合はプラスの値、売却した場合は－（マイナス）の値にして計算してください。

記載できるクレジット種は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0) (令和7年3月)環境省・経済産業省」に記載のある国内認証制度並びに海外認証制度のみです。

備考1：達成率(%) = {(a) - (b)} / {(a) - (c)} × 100

備考2：事業所における削減量をクレジット化し、他の事業者に譲渡した場合は、当該クレジット相当量をマイナスの値として計上すること。

備考3：償却量が他事業所の報告と重複しないようにすること。

(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項

① J-クレジットの取得について

- ・「CO₂削減協力事業」を活用し、県内産J-クレジットを取得し、2021(令和3)年3月に償却

- ・プロジェクト実施場所：〇〇株式会社（兵庫県〇〇市）

- ・2024(令和6)年度クレジット量：600t-CO₂

② グリーン電力証書の取得について：〇〇発電所（兵庫県〇〇市）

- ・2024(令和6)年度

- ・発電所名

グリーン電力証書取得量：1万kWh

- ・二酸化炭素換算根拠：10,000kWh × 0.311（調整後排出係数）＝3.1t-CO₂

③ 上記の他、全社として10万t-CO₂のJ-クレジットを取得し、低炭素社会実行計画の目標達成のために2026(令和8)年度に償却予定。

記入方法は、次ページの解説参照

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

(2) クレジットによる削減量

国内認証・海外認証の削減プロジェクトにより創出されたクレジットについては、報告書に計上可能としています（県内・その他を分けて記載）。

報告書に計上可能なクレジット種、量は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)（令和7年3月）環境省・経済産業省」に準じたもの及び非化石証書です。

- ・ J-クレジット
- ・ 国内クレジット
- ・ オフセット・クレジット（J-V E R）
- ・ グリーン電力証書（削減量として計上する場合は、CO₂換算が必要です）
- ・ グリーン熱証書（削減量として計上する場合は、CO₂換算が必要です）
- ・ 上記の他、環境大臣及び経済産業大臣が認めるものにおいて認証されたもの
- ・ 二国間クレジット

取得したクレジットは、当該年度に償却（無効化）した量を記載してください。（クレジットを購入した状態で償却していないものは計上できません。）

また、他事業所の報告と重複しないようにしてください。

なお、当該事業所でプロジェクトを実施し、他者へクレジットを売却した場合は、「クレジット償却量」の欄にマイナスの値として計上してください。（排出量は、クレジット売却分は上がることになります。）

但し、クレジットの売却により目標値を超過することがないようにご注意ください。

また、控除量については、以下のとおり上限があります。

- ・ 電気
令和6年4月以降に認証された【グリーン電力証書由来の量】と【非化石証書による二酸化炭素削減相当量】は、「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量」を上限
- ・ 熱
令和6年4月以降に認証された【グリーン熱証書由来の量】は、「他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量」を上限

クレジットに係る具体的な情報(プロジェクトの実施場所、プロジェクトの実施によるクレジット量、CO₂換算の根拠等)については、記載可能な範囲において、(3)に記載するよう努めてください。

◆ クレジットのCO₂換算について

クレジットの種類によっては、発行単位が「t-CO₂」になっていないものがありますので、条例の報告に反映するためには、CO₂換算をする必要があります。

換算が必要なクレジットのCO₂換算方法は以下のとおりです。

ア グリーン電力証書

グリーン電力証書の発行単位は「kWh」であるため、電力排出係数をかけて換算してください。排出係数は、最新の契約電力排出係数を使用してください。

（例）10,000 kWh のグリーン電力証書を購入した場合

- ・ グリーン電力証書の取得量 10,000kWh
- ・ 電力排出係数 0.423kg-CO₂/kWh

$$10,000\text{kWh} \times 0.423\text{kg-CO}_2/\text{kWh} = 4,230\text{kg-CO}_2$$

イ グリーン熱証書

グリーン熱証書の発行単位は「MJ」であるため、当該年度の排出係数で換算してください。排出係数は、温対法のエネルギー起源 CO₂ の換算係数（他人から供給された熱の使用（産業用以外の蒸気、温水、冷水））である 0.057kg-CO₂/MJ を用います。

（例）10 万 MJ のグリーン熱証書を購入した場合

- ・グリーン熱証書の取得量 10 万 MJ
- ・排出係数 0.057kg-CO₂/MJ

$$100,000\text{MJ} \times 0.057\text{kg-CO}_2/\text{MJ} = 5,700\text{kg-CO}_2$$

ただし、国が実施している「グリーンエネルギーCO₂削減量認証制度」で認証されたCO₂排出量がある場合にはそちらを記載してください。

ウ 非化石証書

非化石証書の発行単位は「kWh」です。

算定にあたっては、非化石証書の量に「全国平均係数」及び「補正率（FIT 補正率）」を乗じて算出してください。

全国平均係数及び補正率は、環境省 HP (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>) から最新のものを利用してください。

（例）100 万 kWh の非化石証書を購入した場合

- ・非化石証書の量 100 万 kWh
- ・全国平均係数 0.423kg-CO₂/kWh
- ・補正率 （令和 7 年 7 月に公表予定）

$$1,000,000\text{kWh} \times 0.423\text{kg-CO}_2/\text{kWh} \times 1.02 (\text{※}) = 431,460\text{kg-CO}_2$$

※1.02 は昨年度報告用の補正率です。最新の補正率は上記 HP をご確認ください。

(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項

この欄には、特定物質の排出量に関して特に報告したい事項を記入してください（自由記載です）。

また、(2)で記載したクレジット量に関する情報等についても、下記の項目例を参考に記入するよう努めてください。

クレジットに関する情報については、可能であれば、クレジットを償却したことを示す書類も添付してください。

◆ クレジットに関する情報の記入項目例

- ・ クレジット種別
- ・ プロジェクト実施場所
- ・ クレジット償却量（取得量）
- ・ 換算後のクレジット償却量（取得量）
- ・ クレジット償却日（取得日）
- ・ 使用した CO₂換算係数（換算の必要なクレジットのみ）

計画で定めた措置の内容について、当該年度にどのような措置を実施したかを記入してください。

(4) 排出抑制措置の達成状況

措置の区分	具体的な措置の内容			措置の結果		
	措置の内容		措置の目標	措置の内容		措置の目標
	措置コード	詳細		措置コード	詳細	
省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底	101	エネルギー使用危機管理台帳およびエネルギー使用量の把握	エネルギー機器管理台帳を整備済み 毎月主要設備のエネルギー使用量を把握する。	101	〇月から実施した	達成済み。
	103	二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの利用	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量を〇年度に比べ、2030年度に〇%削減する。 (CO ₂ 排出量〇%削減)	103	燃料をA重油から液化天然ガスに転換	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量は、〇年度比〇%削減となった(達成率〇%)。
	105	工程の削減	工程の見直しを随時行うことにより、燃料消費量を〇年度までに、〇トン削減する。(CO ₂ 排出量〇t-CO ₂ 削減)	105	〇月から実施した。	電力消費量は、〇年度比〇%削減となった(達成率〇%)。 (CO ₂ 排出量〇%削減)
製造設備や事務所ビルの低炭素化	210	コージェネレーションシステムの導入	燃料消費量を〇トン削減する。(CO ₂ 排出量〇t-CO ₂ 削減) (〇年度のボイラ設備の更新に合わせ、天然ガスコージェネレーション設備を導入)	210	コージェネレーションシステムの導入	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量は、〇年度に比べ〇%削減となった(達成率〇%)。
再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用	301	太陽光発電システムの導入	〇年に自家消費用の太陽光発電を導入し、購入電力量を〇kWh削減する。(CO ₂ 排出量〇t-CO ₂ 削減)	301	実施していない。〇月に導入可能性調査を実施した。	実施していない。
	302	再生可能エネルギーの需給	〇年に〇〇工程にバイナリー発電を導入し、燃料消費量を〇トン削減する。(CO ₂ 排出量〇t-CO ₂ 削減)	302	実施していない。〇月から設備改良工事に着手した。	実施していない。

対比させて記載する。

計画に記載されている内容を転記してください。

計画内容と大きな変更(目標値、前提条件(機械の台数等)など)が生じた場合は、変更計画を別途提出してください。

当該年度に実施した措置に基づく数値的な結果を記入してください。また、その数値的な結果により、1号排出抑制計画で定めた措置の数値的な目標がどの程度達成されたかを記入します。

(4) 排出抑制措置の達成状況

計画で定めた排出抑制措置について、報告の対象である年度に行った措置の内容、目標に対する当該年度の結果（数量的な結果）を記入します。

ア 「計画の内容」欄（左頁の左半分）には、既に提出している計画書に記載している内容を転記します。

イ 「措置の結果」欄（左頁の右半分）の「措置の内容」欄には、計画で定めた措置の内容について、当該年度にどのような措置を実施したかを記入します。

ウ 「措置の結果」の「措置の目標」欄には、当該年度に実施した措置に基づく数値的な結果を記入します。また、その数値的な結果により、計画で定めた措置の数値的な目標がどの程度達成されたかを記入します。

（参考）別表１の「４ 自動車等に関する対策」は措置結果報告書中の項３に、「５ 荷主としての対策」は措置結果報告書中の項４に記載するため省略

3 業務用自家用車の使用に関する対策（工場等の敷地外を走行する業務用自家用車を5台以上保有する場合のみ）

(1) 車両の台数（2024年度）

- ① 乗用車 11 台
- ② 貨物車 3 台 道路運送車両法に基づく区分により内訳を記載
 内訳： 軽貨物車 台（総排気量0.660リットル以下、他）
 小型貨物車 台（総排気量2リットル以下、他）
 普通貨物車 3 台（軽・小型以外のもの）
- ③ バス 1 台（定員11人以上）
- ④ その他 台（内容： ）
 その他 台（内容： ）
- ⑤ 合計 15 台

(2) 燃料の使用の実績、社の基本方針等

① 燃料の使用の実績及びCO₂排出量

燃料の種類	年間使用量 (概算)	排出係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	kL 12	2,322	27,864
軽油	kL 30	2,585	77,550
LPG	kg		
CNG（天然ガス）	m ³		
電気	kWh 100,000	0.351	35,100
その他 ()			
合 計			140,514

② 社の基本方針・社内体制等

当社は、自家用車の使用にあたっては、地球温暖化防止その他の環境保全に努め、低公害車の導入を順次図っています。

2024(令和6)年度は、アイドリングストップなどエコドライブを推進するため、運転を行う社員向けに社内研修を年2回実施しました。

また、エコドライブリーダーを定め、社員に対し日常的に指導を行いました。

3 自家用車(業務に使用するものに限る。)の使用に関する対策

(1) 車両の台数

前年度(報告対象年度)の3月31日時点で、工場等、事業場の敷地外を走行する業務用自家用車(白ナンバー)が5台以上ある場合、作成してください。

(5台未満である場合は「(1)車両の台数」のみ記入して提出してください。)

- ・ 従業員所有の通勤用の車両は対象外です。
- ・ 工場、事業場等に所属する自家用貨物自動車、営業車、送迎バス等が対象です。

(2) 燃料の使用の実績

① 燃料の使用の実績及びCO₂排出量

工場等の敷地外を走行する業務用自家用車について記入します。

燃料の種類ごとに年間の総使用量を記載し、CO₂の排出量を算定してください。

自動車の燃料種別ごとの排出係数は以下のとおりです。以下の計算式に従ってCO₂排出量を算定してください。

【燃料種別ごとのCO₂排出量計算式】

$$\text{年間使用量} \times \text{排出係数(下表参照)} = \text{CO}_2\text{排出量 (kg-CO}_2\text{)}$$

排出係数

燃料等	単位発熱量 a	排出係数(狭義) (kg-CO ₂ /MJ) b	/L→/kL /kg→/t /m ³ →/千 m ³ c	排出係数 (トータル) a × b × c
ガソリン	33.4 (MJ/l)	0.0686	1,000	2,291 (kg-CO ₂ /kl)
軽油	38.0 (MJ/l)	0.0689	1,000	2,618 (kg-CO ₂ /kl)
L P G	50.1 (MJ/kg)	0.0598	1,000	2,996 (kg-CO ₂ /t)
CNG車	40.0 (MJ/m ³)	0.0513	1,000	2,052 (kg-CO ₂ /千 m ³)

注：工場等の敷地外を走行する車両の燃料使用量等については、本項でのみ算入します。集計結果表(「【現況】集計結果表 CO₂」シート等)への算入は不要です。他方、工場等の敷地内のみを走行する業務用自家用車(構内専用フォークリフト等)の使用燃料の量については、本項では算入不要で、集計結果表(「【現況】集計結果表 CO₂」シート等)には算入対象となります。

② 社の基本方針・社内体制等

自家用車の使用における温室効果ガス削減計画を着実かつ的確に実施するために、推進責任者および部署ごとの推進員など計画を推進する体制について記入します。

(3) 実施した対策

具体的な措置の内容	計 画 の 内 容 (導 入 の 目 標)	導 入 状 況 (導入時期、台数などの内容説明)
① 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の導入	2025年度の車両更新時に、燃料電池自動車を5台導入する。	2024(令和6)年度にハイブリッド自動車1台を導入した。
② 車両の大型化、トレーラー化		
③ 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化	関連会社の〇〇社との共同輸送について2004(平成16)年度から実施しているが、今後、拡大を図る。	未実施 (2025(令和7)年度実施予定)。
④ 輸送ルート・輸送手段の工夫	帰り荷の確保に努めるようにしている。	継続実施中。
⑤ 適正車種選択		
⑥ 積載率の向上		
⑦ テレビ会議システム等の利用による交通量の削減	2019(令和元)年度から実施している。	継続実施中。
⑧ 公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減	営業において、公共交通機関の利用が可能な場合は、できるだけ利用を図るようにしている。	継続実施中。
⑨ 自動車の性能維持のための定期的な点検整備	定期的な点検整備を実施中。	継続実施中。
⑩ エコドライブ(アイドリングストップを含む。)など経済的な運転の励行	2004(平成16)年度から研修を実施している。	継続実施中。
⑪ エコドライブ関連機器の導入	2025年度にまでに貨物車について5台導入する。 (現在1台に導入)	2024(令和6)年度に3台導入した。 (現在計4台に導入)
⑫ 車両の燃料使用量等の把握		
⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用		
⑭ その他 ()		

1号排出抑制計画に記載されている内容を転記してください。

対象となる年度に実施した措置内容について、過去の年度に実施している措置も含めて左欄と対比させる形で記入してください。

既に提出している1号排出抑制計画に記載されている内容を転記してください。

対象となる年度に実施した措置内容について、過去の年度に実施している措置も含めて左欄と対比させる形で記入してください。

4 荷主としての対策
実施した対策 (2024年度)

具体的な措置の内容 (台数、導入時期等)		計 画 の 内 容 (導 入 の 目 標)	導 入 状 況 (導入時期、台数などの内容説明)									
荷主 自 ら が 行 う 対 策	① 自家用貨物車から営業用貨物車への転換	自営転換を図り、2030年度において自家用による輸送率を50%から25%に引き下げます。	委託範囲を広げて、自家用による輸送率を引き下げました。									
	<table><tr><td>a 全貨物輸送量 (b+c)</td><td>2,010 t</td><td></td></tr><tr><td>b 自家用による輸送量 (概算)</td><td>610 t</td><td>(全体に占める割合 30.3%) b / a</td></tr><tr><td>c 委託による輸送量 (概算)</td><td>1,400 t</td><td>(全体に占める割合 69.7%) c / a</td></tr></table>			a 全貨物輸送量 (b+c)	2,010 t		b 自家用による輸送量 (概算)	610 t	(全体に占める割合 30.3%) b / a	c 委託による輸送量 (概算)	1,400 t	(全体に占める割合 69.7%) c / a
	a 全貨物輸送量 (b+c)	2,010 t										
	b 自家用による輸送量 (概算)	610 t	(全体に占める割合 30.3%) b / a									
	c 委託による輸送量 (概算)	1,400 t	(全体に占める割合 69.7%) c / a									
(2030年度の見込み)												
<table><tr><td>a 全貨物輸送量 (b+c)</td><td>2,200 t</td><td></td></tr><tr><td>b 自家用による輸送量 (概算)</td><td>550 t</td><td>(全体に占める割合 25%) b / a</td></tr><tr><td>c 委託による輸送量 (概算)</td><td>1,650 t</td><td>(全体に占める割合 75%) c / a</td></tr></table>			a 全貨物輸送量 (b+c)	2,200 t		b 自家用による輸送量 (概算)	550 t	(全体に占める割合 25%) b / a	c 委託による輸送量 (概算)	1,650 t	(全体に占める割合 75%) c / a	
a 全貨物輸送量 (b+c)	2,200 t											
b 自家用による輸送量 (概算)	550 t	(全体に占める割合 25%) b / a										
c 委託による輸送量 (概算)	1,650 t	(全体に占める割合 75%) c / a										
② 貨物列車、船舶の利用などのモーダルシフト	2024(令和6)年度からJR貨物の利用を行う予定。	2024(令和6)年度は実施せず。										
③ 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等	2018年度から省エネ責任者を設置し、社員向けの研修を実施中。回数を増やしていく。	省エネ責任者を設置し、社員向けの研修を実施。										
④ その他 ()												
委 託 先 へ の 要 請 事 項	① 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等の要請	委託先へ2009(平成21)年度に要請し、実施してもらっている。	継続実施中。									
	② 貨物列車、船舶の利用などのモーダルシフトの要請											
	③ 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等使用の要請	天然ガス自動車による運送について2011(平成23)年度に要請。	2012(平成24)年度から一部導入。									
	④ 車両の大型化、トレーラー化の要請	車両の大型化について、2010(平成22)年度に要請。	要請したが、車両更新の関係ですぐには無理との返答を得た。									
	⑤ 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化の要請	関連会社の〇〇社の貨物輸送と連携をとるよう2009(平成21)年度に要請し、実施中。	継続実施中。									
	⑥ 輸送ルート・輸送手段の工夫の要請											
	⑦ 適正車種選択の要請											
	⑧ 積載率向上の要請											
	⑨ 自動車の性能維持のために定期的な点検整備の要請	定期的な点検整備や法令遵守を条件として貨物輸送委託を実施。	継続実施中。									
	⑩ エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行の要請	協力について2023(令和5)年度に要請予定。	要請し、実施するとの返答を得た。									
	⑪ エコドライブ関連機器の導入の要請	協力について2023(令和5)年度に要請予定。	要請し、実施するとの返答を得た。									
	⑫ 燃料使用量等の把握の要請											
	⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用の要請											
	⑭ その他 ()											

4 荷主としての対策について

【荷主の定義】

- ・ 荷物に対して所有権をもつ事業者
- ・ 廃棄物については排出者責任を負う事業者

【報告対象外の貨物委託輸送】

- ・ 一般貨物自動車運送事業（特別積み合わせ。いわゆる宅急便）への委託分及び郵便物
- ※ 輸出する貨物については、国内輸送（陸上）分のみが対象となります。
- ※ 貨物委託輸送を行っておらず、荷主に該当しない場合は、「荷主自らが行う対策 ①a 全貨物委託輸送量」の欄に、ゼロを記入してください。

(1) 実施した対策

ア 貨物輸送量については、把握できる範囲での概算や推計値で構いませんので、現況（前年度実績）の輸送量を記入してください。

- ・ 2030（令和12）年度の見込みについては現計画書に記入した「2030（令和12）年度の見込み」を転記してください。
- ・ 100%委託輸送している場合は、「荷主自らが行う対策①」の「c 委託による輸送量（概算）」欄の「全体に占める割合」の欄に100%と記入してください。（輸送量（t）の記入は不要です。）

イ 「計画の内容（導入の目標）」欄には、現計画書に記載した内容を転記してください。

ウ 「導入状況」欄には、対象となる年度に実施した措置内容について、過去の年度に実施している措置も含めて記入してください。

その他添付資料

【再生可能エネルギーの利用状況】

事業所におけるイニシアティブへの参画や再生可能エネルギーの利用状況を記入します。

※ 再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス

[別添] 再生可能エネルギーの利用状況			
1 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアチブ等への参画状況(導入目標と結果等)			
参画状況	導入目標	2024年度の結果	
RE100			
再エネ宣言ReAction	参画済	2030年までに使用電力の80%以上をCO ₂ フリー電気で賄う。	
その他(記入してください)		2024年度からCO ₂ フリー電力を約20%利用している	

再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画状況と事業場の導入目標を記載してください。

2. 再生可能エネルギー設備導入・利用状況									
区分	No.	発電設備	運転開始年月日	設備容量(kW)	2024年度の発電量(kWh)	利用用途			
						自家消費量(kWh)		他人への販売・供給量(kWh)	
						環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの	FIT電気	その他
電気	例	太陽光発電設備	2017年4月15日	1,000	963,600	0	0	963,600	0
	例	木質バイオマス発電	2019年5月20日	2,000	14,016,000	0	0	14,016,000	0
	1	太陽光発電設備	2019年4月1日	300	289,080			289,080	
	2	太陽光発電設備	2019年4月1日	200	289,080	289,080			
	2								
電気に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。									
1は太陽光発電設備を設置し、全量FIT売電の場合、2は太陽光発電設備を設置し、クレジット創出等せずに全量自家消費している場合の例です。						289,080	0	289,080	0

区分	No.	熱供給設備	運転開始年月日	設備容量(kW)	2024年度の製造熱エネルギー(MJ)	自家消費量(MJ)		他者への供給熱量(MJ)
						環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの	
熱	例	木質バイオマスボイラー	2018年3月30日	300	3,592,000	3,592,000	0	0
	1	木質バイオマスボイラー	2019年4月1日	600	7,543,200	7,543,200		
	2							
	3							
熱に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。 1は木質ボイラーを設置し、全量自家消費している場合の例です。								
	5							
合計				600	7,543,200	7,543,200	0	0

3 他者から供給を受けた再生可能エネルギー利用量(※再生可能エネルギー利用率は契約電気事業者から把握できる分のみ記載してください。)

区分	No.	電気事業者の名称	プラン等	2023年度の当該電気事業者に係る利用電力量(kWh)	再生可能エネルギー利用率(%)	再エネ電気利用量(kWh)
電	例	関西電力(株)	再エネECOプラン	500,000	100%	500,000
	1	関西電力(株)	再エネECOプラン	1,000,000	100.00%	1,000,000
	2					
	3					
電気に関する他社から供給を受けた再生可能エネルギーの利用状況を記載してください。 1は使用電力のうち、一部を100%CO ₂ フリープランを利用している場合の例です。						
	5					
合計				1,000,000		1,000,000

区分	No.	熱供給事業者	詳細	2024年度の当該熱供給事業者に係る使用熱量(MJ)
熱	例	〇〇エネルギー(株)	木質バイオマスボイラー	2,050,000
	1	〇〇ユーティリティ(株)	木質バイオマスボイラー	1,450,000
	2			
	3			

熱に関する他社から供給を受けた再生可能エネルギーの利用状況を記載してください。
1は蒸気供給のうち、木質バイオマスボイラーによって供給を受けている場合の例です。
化石燃料を混焼している場合は化石燃料分を除いて記載してください。

電気 (MWh)			熱 (MJ)		
2024年度		2030年度導入目標	2024年度		2030年度導入目標
再生可能エネルギー利用量	1,189	2,000	再生可能エネルギー利用量	8,993,200	10,000,000
Jクレジット(再エネ電力由来)	100	200	Jクレジット(再エネ熱由来)	3,000	50,000
グリーン電力証書	100	200	グリーン熱証書	3,000	50,000
工場等におけるエネルギー利用量	10,000	9,500	合計	8,999,200	10,100,000
再エネ利用率	13.9%	25.3%			

Jクレジット等の償却量を記載し、再エネ利用率を算出してください。
また、目標年度における再エネ利用量等を記載し、電気については再エネ利用率（目標）を直接記入してください。

自家発電にかかる電力利用量の状況

自家発電にかかる電力利用量の状況					
	発電設備	運転開始年月日	発電設備容量 (kW)	燃料種	年間燃料使用量 (単位記載L、kg、Nm ³ 等)
例	石炭ボイラー	1980年4月1日	10,000	①一般炭 ②木質ペレット	①27,500,000kg、 ②5000kg
例	ガスタービンコージェネレーション設備	2018年4月1日	1,000	都市ガス13A	1,489,200Nm ³ (うち発電分774,384Nm ³ として按分)

製造品出荷額等の状況

製造品出荷額(製造業のみ入力)	
	事業所の製造品出荷額
2024年 (暦年)	
備考	

・単位は、「万円」ですので、ご注意願います。
令和6年6月実施の経産省経済構造実態調査等でご提出された数値がある場合は、その数値を記入してください。

出荷額が0円の場合は、その理由を記入してください。
例：加工賃収入のみであるため。研究部門のみで、製造品を出荷していないため。

年度末時点の延床面積(業務系事業所のみ入力)	
	事業所の延床面積
2024年度 (2025.3.31 時点)	m ²

【自家発電にかかる電力利用料の状況】

事業場内で自家発電している場合は、設備概要と燃料種ごとの使用量を記入します。

【製造品出荷額、延床面積】

県が、県内の温室効果ガス総排出量の推計を行う際に使用しますので、記入にご協力をお願いします。

なお、製造業については製造品出荷額※のみを、業務系事業所については延床面積のみを記載してください。（「製造部門については製造品出荷額、事務所部分については延床面積」のように記入いただく必要はありません。）

※ 2024(令和6)年実績については、2025(令和7)年6月1日に実施の経産省経済構造実態調査（経済産業省）等で報告した製造品出荷額を転記してください。

【集計結果表】

1号排出抑制計画書様式の「【基準年】集計結果表 CO₂」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分（※）に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。（CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃の各シートについても入力してください。）エネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（kg-CO₂）が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況基準年」シートに自動的に転記されます。

また、「【現況】集計結果表 CO₂」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分（※）に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。（CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃の各シートについても入力してください。）エネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（kg-CO₂）が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況現況」シートに自動的に転記されます。

ただし、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃のシートについては、二酸化炭素換算で3,000t 未満のガスについては、報告不要です。）

※ 活動の区分は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)（令和7年3月）環境省・経済産業省」に従って記入します。

※ 法制度は算定方法等に変更が生じているため注意してください（本書P6参照）。

※ CH₄、N₂O については、使用する設備、燃料の種類によって算定対象とならない場合がございますので、35、36ページの参考資料をご確認ください。

※ 他者から供給を受けた電力の排出係数については、電気事業者（及びプラン）に応じた基準年度、現況2024（令和6）年度報告用の調整後排出係数（国の温室効果ガス排出量に関する報告に準ずる年度）を記入してください。

◆ 電力の排出係数について（基準年度、現況 共通）

電力の使用量（kWh）に、契約されている電気事業者別の排出係数（電力排出係数：kg-CO₂/kWh）を乗じて算出します。

電力排出係数は、電力を発電するために発生する1kWhあたりの二酸化炭素量等から算出されており、年度毎、電気事業者毎によって変わります。

電力排出係数（kg-CO₂/kWh）は入力シートのセルからプルダウンで選択できますので、契約プランに応じたメニューを選択してください。

なお、電力排出係数は、環境省 HP（以下リンク先）にも公表されています。

（単位は t-CO₂/kWh）

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_denki_coefficient.pdf

※ 温室効果ガス排出量を算定する際に利用する電力排出係数は、国報告制度と合わせています。

そのため、温室効果ガス排出量を算定する期間（年度）の【前年度の実績を基にした電力排出係数】で算定されます。

例 1) 温室効果ガス排出量（令和6年度実績）を算定する場合は、令和5年度の電気事業者実績による係数により算出

例 2) 温室効果ガス排出量（平成25年度実績）を算定する場合は、平成24年度の電気事業者実績による係数により算出

※ 電力排出係数は【調整後排出係数】を用い、算定いただきます。

※ 選択いただくメニュー名は、「電気事業者が国に電力排出係数を報告する際のもの」ですので、実際に契約されているプランと名称は異なります。

不明な場合は契約している電気事業者にお問い合わせください。

◆ ガス供給事業者・熱供給事業者の排出係数について（基準年度、現況 共通）

2025年6月に、2024年度実績報告用のガス供給事業者・熱供給事業者の排出係数が公表されます。

各供給事業者が公表を希望する場合、公表されるため、契約している事業者の係数が必ずしも公表されるとは限りません。

法制度上は、契約をしているガス・熱供給事業者が係数を公表している場合は、当該係数で算定しなければなりません。

一方で、条例制度については、各事業者の公表した「調整後排出係数」を使用して算定しても問題ありませんが、公表されている場合であっても、従前の方法（係数は適宜見直し）で報告してもよいこととします。

なお、係数は環境省HP（<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/>）で公表される予定です。

◆ 非化石エネルギーの入力（基準年度、現況 共通）

法制度改正によりエネルギーの定義が見直されたことから、当該シートには従前の化石燃料及び化石燃料由来の熱・電気（化石エネルギー）の他、非化石エネルギーについても記入いただきます。

なお、条例の対象規模や報告様式に影響する「エネルギー使用量（原油換算）」については、従前どおり「化石エネルギー」のエネルギー使用量で判定します。

また、非化石エネルギーのうち、廃棄物原燃料については温室効果ガスを排出するものではありませんが、法制度の調整後排出量を考慮し、自動で控除することとしています（控除はされますが、廃棄物原燃料を使用している場合は記載してください）。

廃棄物処理事業者等で廃棄物の燃焼により副次的にエネルギーを回収している場合は、回収したエネルギーに応じた排出量を控除しても構いません。その場合は手動で入力してください。

○ 集計結果表の記入例

※年度															
2023 年度															
活動の区分	施設・製品等の種類	燃料・焼却物等の種類	使用量	単位	換算係数	原油換算量	単位	換算係数	排出係数	排出量	単位	換算係数	換算合計		
小分類	名称	名称		kg	0.988	0	38.3	0.0697	0	1	0				
燃料の使用	化石燃料使用量	原油(コンデンセートを除く。)	kg	0.988	0	34.8	0.0671	0	1	0					
		原油のうちコンデンセート(NGL)	kg	0.862	0	33.4	0.0686	0	1	0					
		揮発油(ガソリン)	kg	0.859	0	33.3	0.0682	0	1	0					
		ナフサ	kg	0.937	0	36.3	0.0682	0	1	0					
		ジェット燃料油	kg	0.942	0	36.5	0.0686	0	1	0					
		灯油	kg	0.980	0	38.0	0.0689	0	1	0					
		軽油	kg	1.004	0	38.9	0.0708	0	1	0					
		A重油	kg												

に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を記入する。

年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を記入する。

他人から供給された電気の使用	別居電力(ばりーデン・ニュー・エー)	買電	12,000,000	kWh	0.223	2,675	8.64	0.434	5,208,000	1	5,208,000
	別居電力(ばりーデン・ニュー・エー)	買電	2,000,000	kWh	0.223	446	8.64	0.000	0	1	0
	(株)エネネット メニエーA	買電		kWh	0.223	0	8.64			1	
	別居電力(ばりーデン・ニュー・エー)	買電		kWh	0.223						

副次的に利用する場合は、自ら計算

廃棄物原燃料分は自動控除

廃棄物原燃料の使用による調整	廃棄物原燃料の使用		-	-	-	-	-	-102,706	1	-102,706
廃棄物の焼却による調整	年間エネルギー使用量(原油換算)が自動計算		-	-	-	-	-		1	0
		合計	697	kL	合計	181,956	kg	合計	78,250	kg-CO ₂
		(参考)	728	非化石エネルギー含む原油換算量						

温室効果ガス排出量が自動計算

○ 複数の電気事業者から供給された電気を使用している場合の記入例

自社の別工場で自家発電した電力を自営線やJEPXを通じた自己託送などで供給を受けている場合には「上記以外の電気」欄に使用量及び電力排出係数を記入する。

関西電力(株)(通常プラン)以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合は、電気事業者(プラン別)名称を選択し記入する。

他人から供給された電気の使用	関西電力(北九州電力・中部電力・東部電力)	買電	12,000,000	kWh	0.223	2,675	8.64	0.434	5,208,000	1	5,208,000
	関西電力(北九州電力・中部電力・東部電力)	買電	2,000,000	kWh	0.223	446	8.64	0.000	0	1	0
	(株)エネネット メニューA	買電		kWh	0.223	0	8.64			1	
	関西電力(北九州電力・中部電力・東部電力)	買電		kWh	0.223	0	8.64			1	
	上記以外の電気	自己託送(〇〇工場)	3,500,000	kWh	0.223	780	8.64	0.500	1,750,000	1	1,750,000
	燃料を併用して発電した電気(東部電力・中部電力)			kWh	0.093	0	3.60				
自家発電量	化石燃料で発電した電気(東部電力・中部電力)			kWh	0.093	0	3.60				
他人へ供給した電気(化石燃料使用分)			-450,000	kWh	0.223		8.64	1.000	-450,000	1	-450,000

販売量(単位に注意)をマイナスで記入し、自社で算出した排出係数を入力して自社のCO₂排出量から差し引く。

- 電力会社を選択すれば自動的に基準年度、現況年度の排出係数が抽出され、温室効果ガス排出量が算定されます。
- 選択欄にない電気事業者の電気を使用していた場合は、電気事業者の排出係数を確認し、直接入力してください。(令和7年度報告より、電力事業者メニューの一部のみプルダウンリストにしています。リストにないメニューについては直接入力していただく必要がありますので、兵庫県環境政策課までご連絡ください。)

○ ガス供給事業者・熱供給事業者が公表した係数を使用する場合の記入例

環境省HPから確認し、契約しているガス供給事業者とメニュー名を直接入力する。

都市ガス(13A)		m3	1.032	0	40	0.0513	0	1	0
〇〇ガス・メニューA	650,000	m3	1.032	671	40	0.0450	23,250	1	23,250
事業者・メニュー名		m3	0.000	0			0	1	0

環境省HPから確認し、単位発熱量と排出係数を直接入力する。

環境省HPから確認し、契約している熱の種別、と供給事業者とメニュー名を直接入力する。

熱使用量	産業用蒸気		MJ	0.030	0	1.17	0.0654	0	1	0	
	産業用以外の蒸気		MJ	0.031	0	1.19	0.057	0	1	0	
	温水		MJ	0.031	0	1.19	0.057	0	1	0	
	冷水		MJ	0.031	0	1.19	0.057	0	1	0	
	産業用以外の蒸気	〇〇会社・メニューA	1,000,000	MJ	0.027	27	1.03	0.050	50,000	1	50,000
	熱名	事業者・メニュー名		MJ	0.000				0	1	
	他人から供給された熱の使用										

環境省HPから確認し、単位発熱量と排出係数を直接入力する。

- 電力のように、プルダウンで選択する様式ではございません。環境省HPから係数を確認し、直接入力してください。

3 エネルギー使用量1,500kL 未満の工場等に係る報告書（2号報告書）

※ エネルギー使用量年間1,500kL 以上等の事業所は p 47を参照

(1) 特定物質排出抑制措置報告の提出

2号排出計画を提出した工場等（ばい煙発生施設に係るものも含め、事業所全体での電気や燃料の使用量を省エネ法の規定に基づき算定した原油換算エネルギー使用量が年間500kL 以上1,500kL 未満であり、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等）は、同計画に基づき実施した温室効果ガスの排出抑制措置の結果について、2号報告書（様式第6号）により毎年県に提出してください。

次ページを参考に、必要事項を記入してください。なお、根拠となる別紙を添付してください。

(2) 提出期限

毎年度7月末日まで

(3) 提出方法

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください（82ページ「提出方法」参照）。（集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。）

Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。

受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑（表紙）のみご郵送ください。

パソコン未設置などやむを得ない場合のみ郵送（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1）もしくはファックス（FAX：078-382-1580）でご提出ください。

(4) 目標年度について

2024（令和6）年に提出する報告書の目標年度は2030（令和12）年度です。

《2号報告書(様式第6号)の記載方法》

計画期間中、毎年度、温室効果ガスの排出量を算定してください。

また、2号排出抑制計画(様式第2号)に定めた排出抑制措置の結果について点検及び評価を行ってください。

さらに、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行ってください。その際には、2号排出抑制計画(様式第2号)を提出してください。

事業所番号(6桁：通知メールに記載)を入力してください。不明な場合は、県にお問い合わせください。(条例第142条の3関係)

市町コード

事業所番号

234567

排出抑制措置結果報告書

2025 年〇月〇〇日

兵庫県知事 様

報告者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

神戸市中央区下山手通〇-〇-〇

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

工場等の名称	株式会社〇〇〇〇〇 神戸工場	
工場等の所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通〇-〇-〇	
業種	09 食料品製造業	
2024 年度に実施した温室効果ガス排出抑制措置の状況	・ ボイラーの設備を改善して燃焼効率を上げた。 ・ 蛍光灯を節電型蛍光管に取り替えることにより、消費電力の節電を図った。 ・ 昼休みの消灯	
2024 年度における二酸化炭素	1,984,000 (kg-CO ₂)	
別紙の調整後排出量を自動で転記		
連絡先	担当部署・担当者氏名 総務課 〇〇	
	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス *****@〇〇〇〇.〇〇.jp	

プルダウンから選択

書ききれない場合は、別紙に記入いただいても結構です。

県からの問い合わせ等に直接お答えいただける担当者のいる部署を記載してください。メールについても、県から内容の確認連絡をさせていただくことがあるので、できるだけ記入してください(メールには脱炭素にかかるセミナー等のご案内もいたします)。

別紙

2023 年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の算出

年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を記入してください。

使用の区分	燃料等の種類	使用量 (C)	単位	換算係数 (D)	排出量 (kg-CO ₂) (C)×(D)	原油換算係数 (E)	原油換算量 (KL) (C)×(E)/1000	
燃料の使用	揮発油(ガソリン)	600	L(リットル)	2.29	1,374	0.86	1	
	軽油		L(リットル)	2.50		0.94		
	灯油		L(リットル)	2.62		0.98		
	液化石油ガス(LPG)	1,000	L(リットル)	2.75	3,303	1.00	1	
	液化天然ガス(LNG)	350	L(リットル)	3.10	1,083,595	1.08	377	
	都市ガス(13A)	10,000	m ³	0.05	513	1.03	10	
	事業者・メニュー名		m ³			1.03		
	事業者・メニュー名		m ³			1.03		
	非化石燃料の使用	廃棄物			0		0	
	廃棄物以外			0		0		
他人から供給される熱の使用	産業用蒸気		MJ	0.065		0.0302		
	産業以外の蒸気、温水、冷水		MJ	0.057		0.0307		
	熱名 事業者・メニュー名		MJ			0.0351		
	熱名 事業者・メニュー名		MJ					
他人へ供給した熱			MJ					
他人から供給される電気の使用	買電	700,000	kWh	0.434	303,800	0.223	156	
	関西電力(ゼロカーボンメニューを除く)		kWh			0.223		
	関西電力(株)(旧:(株)Kenexエネルギーサービス)メニュー(残差)		kWh			0.223		
	電気事業者名		kWh			0.223		
自家発電量	温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量(非化石エネルギー起源のものを除く)が算出されます。					0.093		
	他人へ供給した電気					0.093		
					1,392,586	原油換算量合計	546	
<参考>非化石エネルギー起源を含む								

クレジットによる削減量

種類	区分	償却量	単位	参考	単位
県内	J-クレジット等				kWh
	省エネ電力		kg-CO ₂		MJ
	省エネ熱		kg-CO ₂		kg-CO ₂
	グリーン電力証書	100,000	kg-CO ₂		kWh
	グリーン熱証書	100,000	kg-CO ₂		MJ
その他	合計(G1)	200,000	kg-CO ₂		
	J-クレジット等		kg-CO ₂		kWh
	再エネ電力由来		kg-CO ₂		MJ
	再エネ熱由来		kg-CO ₂		kg-CO ₂
	省エネ由来・森林由来		kg-CO ₂		kg-CO ₂
	グリーン電力証書		kg-CO ₂		kWh
	グリーン熱証書		kg-CO ₂		MJ
合計(G2)	0	kg-CO ₂			
総計(G1+G2)	200,000	kg-CO ₂			
調整後温室効果ガス排出量(F-G1-G2)	1,192,586	kg-CO ₂			

この例はグリーン電力証書等を購入して償却した場合です。
調整後温室効果ガス排出量は 1,392,586-200,000=1,192,586kg-CO₂ になります。

単位に注意して記入してください。例えば LPG や LNG の単位は、「kg」です。
m³ しか分からない場合は、LPG 1m³=2.18kg、LNG 1m³=0.714kg として計算してください。

その他添付資料

【再生可能エネルギーの利用状況】

事業所におけるイニシアティブへの参画や再生可能エネルギーの利用状況を記入します。

※ 再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス

[別添] 再生可能エネルギーの利用状況			
1 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアチブ等への参画状況(導入目標と結果等)			
参画状況	導入目標	2024年度の結果	
RE100			
再エネ宣言ReAction	参画済	2030年までに使用電力の80%以上をCO ₂ フリー電気で賄う。	
その他(記入してください)		2024年度からCO ₂ フリー電力を約20%利用している	

再生可能エネルギーの利用に関するイニシアチブ等への参画状況と計画書に記載した事業場の導入目標を記載してください。

2 再生可能エネルギー設備導入・利用状況									
区分	No.	発電設備	運転開始年月日	設備容量 (kW)	2023年度の発電量 (kWh)	利用用途			
						自家消費量 (kWh)		他人への販売・供給量 (kWh)	
						環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの	FIT電気	その他
電 気	例	太陽光発電設備	2017年4月15日	1,000	963,600	0	0	963,600	0
	例	木質バイオマス発電	2019年5月20日	2,000	14,016,000	0	0	14,016,000	0
	1	太陽光発電設備	2019年4月1日	300	289,080			289,080	
	2	太陽光発電設備	2019年4月1日	200	289,080	289,080			
	3								

電気に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。

1は太陽光発電設備を設置し、全量FIT売電の場合、2は太陽光発電設備を設置し、クレジット創出等せずに全量自家消費している場合の例です。

区分	No.	熱供給設備	運転開始年月日	設備容量(kW)	2023年度の製造熱エネルギー(MJ)	自家消費量(MJ)		他者への供給熱量(MJ)
						環境価値の創出・移転のないもの	環境価値を創出・移転したもの	
熱	例	木質バイオマスボイラー	2018年3月30日	300	3,592,000	3,592,000	0	0
	1	木質バイオマスボイラー	2019年4月1日	600	7,543,200	7,543,200		
	2							
	3							
	4							
	5							
合計				600	7,543,200	7,543,200	0	0

熱に関する再生可能エネルギー設備の導入状況を記載してください。

1は木質ボイラーを設置し、全量自家消費している場合の例です。

3 他者から供給を受けた再生可能エネルギー利用量(※再生可能エネルギー利用率は契約電気事業者から把握できる分のみ記載してください。)						
区分	No.	電気事業者の名称	プラン等	2023年度の当該電気事業者に係る利用電力量(kWh)	再生可能エネルギー利用率(%)	再エネ電気利用量(kWh)
電気	例	関西電力(株)	再エネECOプラン	500,000	100%	500,000
	1	関西電力(株)	再エネECOプラン	1,000,000	100.00%	1,000,000
	2					
	3					
	4					
	5					
合計				1,000,000		1,000,000

電気に関する他社から供給を受けた再生可能エネルギーの利用状況を記載してください。

1は使用電力のうち、一部を100%CO₂フリープランを利用している場合の例です。

区分	No.	熱供給事業者	詳細	2023年度の当該熱供給事業者に係る使用熱量(MJ)
熱	例	〇〇エネルギー(株)	木質バイオマスボイラー	2,050,000
	1	〇〇ユーティリティ(株)	木質バイオマスボイラー	1,450,000
	2			
	3			
	4			

熱に関する他社から供給を受けた再生可能エネルギーの利用状況を記載してください。
1は蒸気供給のうち、木質バイオマスボイラーによって供給を受けている場合の例です。
化石燃料を混焼している場合は化石燃料分を除いて記載してください。

電気(MWh)			熱(MJ)		
2023年度		2030年度導入目標	2023年度		2030年度導入目標
再生可能エネルギー利用量	1,189	2,000	再生可能エネルギー利用量	8,993,200	10,000,000
Jクレジット(再エネ電力由来)	100	200	Jクレジット(再エネ熱由来)	3,000	50,000
グリーン電力証書	100	200	グリーン熱証書	3,000	50,000
工場等におけるエネルギー利用量	10,000	9,500	合計	8,999,200	10,100,000
再エネ利用率	13.9%	25.3%			

Jクレジット等の償却量を記載し、再エネ利用率を算出してください。
また、計画書に記載した目標年度における再エネ利用量等を記載し、電気については再エネ利用率（目標）を直接記入してください。

4 公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(公表用報告書)

県は、1号報告書(様式第5号)の概要を県ホームページで公表することとしています。
対象事業者は、公表用報告書(様式第8号)を作成し、県に提出してください。

※ 県は、事業者から提出のあった公表用報告書(様式第8号)をそのまま県ホームページ等にて公表しますので、各事業者はその点を踏まえて公表用報告書(様式第8号)を作成してください。

特に、総排出量と原単位を併記しますと、原単位に設定した情報が算出され、明らかになる場合があります。

例) 総排出量=1,000(t-CO₂)、原単位=1(t-CO₂/製造品出荷額(万円))とした場合、
製造品出荷額=1,000万円

◇ 公表用報告書(様式第8号)の作成方法

・ 公表の対象となるのは、条例対象事業所のうち、以下の工場等について作成した報告書の概要です。

- ① エネルギー使用量(原油換算)が年間1,500kL以上の工場等
- ② エネルギー使用量(原油換算)が年間500kL以上かつ大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用を除く。)を設置する工場等
- ③ HFC等の排出量がCO₂換算で3,000t以上の工場等

条例対象事業所であっても、エネルギー使用量(原油換算)が500kL未満の工場等については、公表の対象外となります。(下図参照。)

また、県外の工場等も全て公表の対象外となります。

・ 公表報告書は事業者単位と事業所単位で作成してください。

【事業者単位】

工場等单位で作成した上記①から③の報告書の概要を、事業者単位で取りまとめて作成してください。

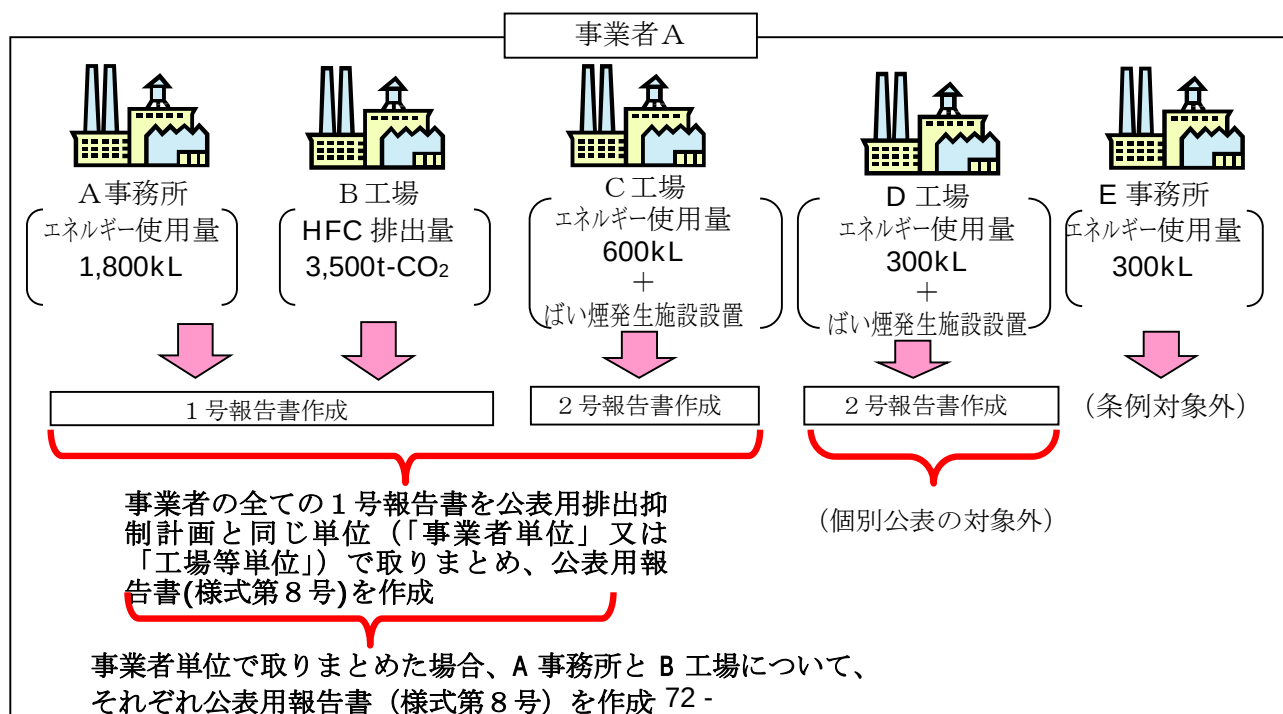
【事業所単位】(①、③を設置する事業者のみ)

公表対象の事業所を複数設置する事業者は、上記①と③の概要を、事業所単位でも作成してください。

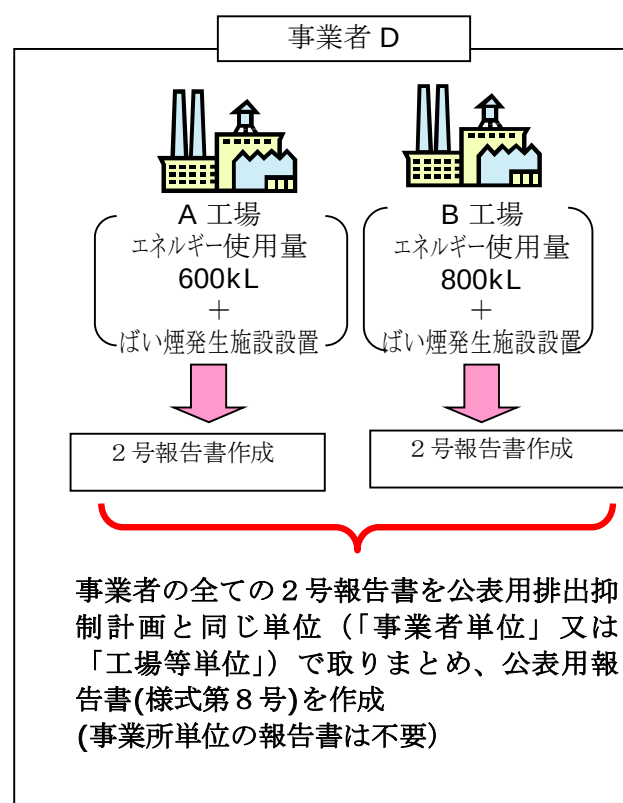
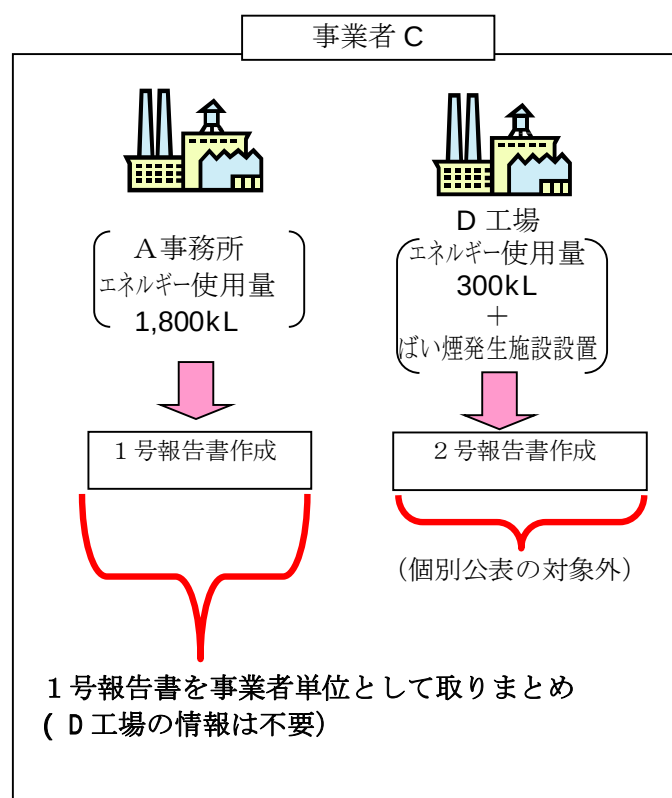
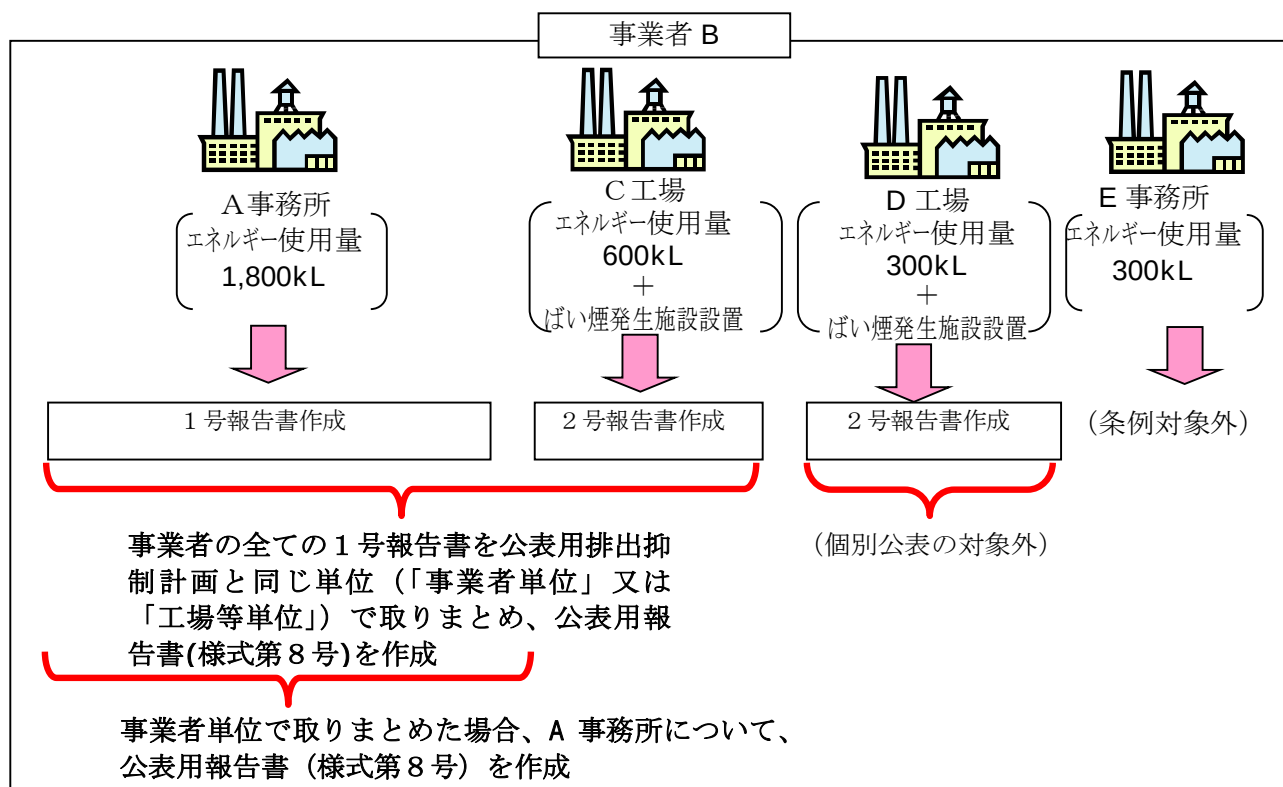
なお事業所単位で作成した公表用報告書には、目標値を記載する必要はありません。

・ 公表用計画(様式第4号)の作成が事業者単位での取りまとめが困難で、事業所毎に公表用計画(様式第4号)を提出した場合は、公表用報告書(様式第8号)も同じ単位で作成してください。その場合は目標値等について記載する必要があります。

< 公表用報告書の作成(例) >



事業者単位で取りまとめた場合、A 事務所と B 工場について、
それぞれ公表用報告書(様式第8号)を作成 72 -



事業者単位

様式第8号（条例第142条の4関係）

公表対象となる事業所全ての名称及びその事業所数を記入してください。		排出抑制措置結果報告書（事業者・事業所）		E123456	123456												
事業所の主たる業種		兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1		↑	↑												
事業の概要		株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇		事業者番号	事業所番号（1社目）												
県内対象工場等の名称		2661 金属工作機械製造業															
県内対象工場等の温		金属塊から切削加工製品（旋盤、ボール盤等）を製造する。															
		A工場、B工場、C事務所（計3事業所）															
		(単位：t-CO ₂ (CO ₂ 換算量) 原単位：(t-CO ₂ /t (生産量))															
		基準年度（実績） (2013年度)	現況（実績） (2024年度)	目標年度（計画） (2030年度)													
総排出量		6,969	6,104	4,849													
公表用計画書を元に記載してください。原単位を目標としている場合は、「t-CO ₂ (CO ₂ 換算量)/製品生産量(t)」のように単位を変更してください。総排出量目標の場合は、変更不要です。		—	対基準年度比 12.4%	対基準年度比 30%													
		欄外に、事業者番号並びに公表に係る全ての工場等の事業所番号を入力してください(それぞれ郵送の封筒に記載)。(本番号を元にリストを作成しますので、必ず入力してください。)															
温室効果ガスの排出抑制措置の内容 (主な措置結果)		(例1) 文章で記載する場合 2014(平成26)年度に製造工程における廃熱回収を行い、A重油の消費量を年間約〇t削減した。 2022(令和4)年度に自家消費用の太陽光発電設備(〇kW)を導入し、購入電力量を年間約〇kWh削減した。 - 詳細は弊社HP参照 (http://〇〇〇〇〇〇) (例2) 表で記載する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置の区分</th> <th>具体的な措置の内容</th> <th>措置の結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料転換</td> <td>二酸化炭素原単位の低いエネルギーへ切替え(A重油→天然ガス)(2024年度)</td> <td>燃料の使用に伴うCO₂排出量を〇t削減</td> </tr> <tr> <td>製造工程における廃熱利用</td> <td>製造工程での廃熱回収(2025年度)</td> <td>A重油の消費量を年間約〇t削減</td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギーの導入</td> <td>自家消費用の太陽光発電システムの導入(〇kW)(2025年度)</td> <td>購入電力量〇kWh/年削減</td> </tr> </tbody> </table> ※詳細は弊社HP参照				措置の区分	具体的な措置の内容	措置の結果	燃料転換	二酸化炭素原単位の低いエネルギーへ切替え(A重油→天然ガス)(2024年度)	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量を〇t削減	製造工程における廃熱利用	製造工程での廃熱回収(2025年度)	A重油の消費量を年間約〇t削減	再生可能エネルギーの導入	自家消費用の太陽光発電システムの導入(〇kW)(2025年度)	購入電力量〇kWh/年削減
措置の区分	具体的な措置の内容	措置の結果															
燃料転換	二酸化炭素原単位の低いエネルギーへ切替え(A重油→天然ガス)(2024年度)	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量を〇t削減															
製造工程における廃熱利用	製造工程での廃熱回収(2025年度)	A重油の消費量を年間約〇t削減															
再生可能エネルギーの導入	自家消費用の太陽光発電システムの導入(〇kW)(2025年度)	購入電力量〇kWh/年削減															
社会貢献活動等		CSRの一環として、エコ診断を受診。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>カーボンニュートラル宣言</th> <th>CDP</th> <th>SBT</th> <th>RE100</th> <th>再エネ宣言 REAction</th> <th>WMB その他コミット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2050年までに実現</td> <td>2019A</td> <td>認定済み</td> <td>参画</td> <td>対象外</td> <td>GXリーグ</td> </tr> </tbody> </table>				カーボンニュートラル宣言	CDP	SBT	RE100	再エネ宣言 REAction	WMB その他コミット	2050年までに実現	2019A	認定済み	参画	対象外	GXリーグ
カーボンニュートラル宣言	CDP	SBT	RE100	再エネ宣言 REAction	WMB その他コミット												
2050年までに実現	2019A	認定済み	参画	対象外	GXリーグ												
原単位の公表にかかる注意点について ※ プルダウンから選択してください (排出量のみ記載いただいている場合不要)		【総排出量】と【原単位】を併記しますと、『原単位に設定した単位』の値(経済活動量等)が算出できます。 例) 総排出量=1,000(t-CO₂)、原単位=1(t-CO₂/製造品出荷額(万円))とした場合、製造品出荷額=1,000万円と判明する 【総排出量】と【原単位】を併記する場合は、原単位に設定した単位の値が明らかになっても支障のない単位で設定していただくか、【総排出量】のみ記載してください。 なお、公表用様式(4号・8号)には、原則として【総排出量】を記載いただきますが、やむを得ない事情がある場合は原単位のみ記載ください ※ 公表用以外の様式には総排出量は必ず記載いただきます。															
右欄注意事項について、確認し、		公表について、支障はない															

事業所単位

欄外に、事業者番号並びに公表に係る全ての工場等の事業所番号を入力してください(それぞれ郵送の封筒に記載)。
(本番号を元にリストを作成しますので、必ず入力してください。)

様式第8号(条例第142条の4関係)

公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(事業者・事業所)

E123456 123456

公表対象となる事業所の名称を記入してください。

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇

事業者番号 事業所番号(1社目)

事業者の主たる業種

2661 金属工作機械製造業

事業の概要

金属塊から切削加工製品(旋盤、ボール盤等)を製造する。

県内対象工場等の名称

A工場

県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等

(単位: t-CO₂ (CO₂換算量) 原単位: (t-CO₂/t (生産量))

	基準年度(実績) (2013年度)	現況(実績) (2024年度)	目標年度(計画) (2030年度)
総排出量	6,969	6,104	—
削減率	—	対基準年度比 12.4%	—
原単位			
削減率			

1号報告書(様式第5号)の情報を基に記載してください。

事業所単位の公表用報告書には目標年度の数値の記載は不要です。
“—”を記入してください。

温室効果ガスの排出抑制措置の内容(主な措置結果)

(例1) 文章で記載する場合

- ・2014(平成26)年度に製造工程における廃熱回収量を年間約〇t削減した。
- ・2022(令和4)年度に自家消費用の太陽光発電設備を導入し、購入電力量を年間約〇kWh削減した。
- ・詳細は弊社HP参照(<http://〇〇〇〇〇〇>)

(例2) 表で記載する場合

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の結果
燃料転換	二酸化炭素原単位の低いエネルギーへ切替え(A 重油→天然ガス)(2024年度)	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量を〇t削減
製造工程における廃熱利用	製造工程での廃熱回収(2025年度)	A 重油の消費量を年間約〇t削減
再生可能エネルギーの利用	自家消費用の太陽光発電システムの導入(〇kW)(2025年度)	購入電力量〇kWh/年削減

1号報告書(様式第5号)の情報を基に記載してください。

※詳細は弊社HP参照

全角21文字(半角42文字)以内で簡潔に記載してください。

社会貢献活動等

CSRの一環として、環境省「エコ診断」を受診。

気候変動対策に取り組むイニシアティブ等の参画状況

カーボンニュートラル宣言	CDP	SBT	RE100	再エネ宣言 REAction	WMB その他コミット
2050年までに実現	2019A	認定済み	参画	対象外	EV100

原単位の公表にかかる注意点について
※ プルダウンから選択してください
(排出量のみ記載いただいている場合不要)

右欄注意事項について、確認し、

公表について、支障はない

【総排出量】と【原単位】を併記しますと、『原単位に設定した単位』の値(経済活動量等)が算出できます。

例) 総排出量=1,000(t-CO₂)、原単位=1(t-CO₂/製造品出荷額(万円))とした場合、製造品出荷額=1,000万円と判明する

【総排出量】と【原単位】を併記する場合は、原単位に設定した単位の値が明らかになっても支障のない単位で設定していただくか、【総排出量】のみ記載してください。

なお、公表用様式(4号・8号)には、原則として【総排出量】を記載いただきますが、やむを得ない事情がある場合は原単位のみ記載ください

※ 公表用以外の様式には総排出量は必ず記載いただきます。

第4章 資料編

1 環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

第6章 地球環境の保全等

第1節 地球環境の保全等に関する施策の推進

第141条 県は、地球環境の保全等を図るため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する調査研究並びに環境の状況の監視、観測及び測定並びに環境の保全と創造に関する情報及び技術の提供等に関する施策を推進するものとする。

第2節 地球の温暖化の防止

（地球の温暖化の防止に関する施策の計画的な実施）

第142条 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第142条の2 大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの（以下この節において「特定物質」という。）を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、若しくは管理している者又は特定物質を相当程度多量に排出するものとして規則で定める道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車運送事業者（以下「特定規模排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画（以下「特定物質排出抑制計画」という。）を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

（特定物質の排出の抑制）

第142条の3 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

（特定物質排出抑制計画等の公表）

第142条の4 知事は、第142条の2第1項又は第2項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第2項の規定による報告（次項において「特定物質排出抑制計画等」という。）の内容を取りまとめ、集計した結果を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特定物質排出抑制計画等（規則で定める特定規模排出事業者から提出及び報告をされたものに限る。）の概要を公表するものとする。

（指導又は助言）

第142条の5 知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

(勧告)

第 142 条の 6 知事は、特定規模排出事業者が第 142 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

(特定規模排出事業者による取組状況の公表)

第 142 条の 7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

(特定事業における排出の抑制)

第 143 条 事業者は、特定物質の総量を抑制するため、特定物質を排出する工場等のうち規則で定める規模以上のものの設置その他の特定物質の排出の抑制のために必要な措置を効果的に講ずることができる事業のうち規則で定めるもの（以下「特定事業」という。）を行おうとするときは、知事が定める指針に基づき必要な措置を講ずること等により、特定物質の排出を抑制するように努めなければならない。

2 事業者は、特定事業を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業の目的及び内容
- (3) 特定物質の排出を抑制するために講ずる措置
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第7章 雑則

(違反事業者名等の公表)

第150条 知事は、第36条第1項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第45条若しくは第48条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。

2 知事は、第108条の2第2項、第118条第4項若しくは第5項、第118条の2第4項若しくは第5項又は第142条の6の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第45条 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (2) パーフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第2条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (3) 六ふっ化硫黄
- (4) 三ふっ化窒素

2 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める工場等は、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げるエネルギーの年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量について、当該アからウまでに掲げるエネルギーの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量（次号及び第45条の3において「原油換算エネルギー使用量」という。）が、1,500キロリットル以上である工場等

ア 前年度において使用した化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第2項に規定する化石燃料をいう。以下同じ。）

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。イ及びウにおいて「省令」という。）第4条第1項各号に掲げる方法

イ 前年度において他人から供給された熱（化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であって、当該熱のみを供給する者から供給されたものを除く。） 省令第4条第2項各号に掲げる方法

ウ 前年度において他人から供給された電気（化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であって、当該電気のみを供給する者から供給されたものを除く。） 省令第4条第3項各号に掲げる方法

- (2) 原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル未満であって、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置している工場等

- (3) 排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が前年度の12月31日以前の1年間当たり3,000トン以上である工場等

3 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める自動車運送事業者は、自動車運送事業（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいう。）の用に供する自動車（使用の本拠の位置が県の区域内に存するものに限る。以下この条において「自動車」という。）の前年度の末日における総数が、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める台数以上である自動車運送事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車（けん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものを除く。） 100台

- (2) 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（次号に規定するものを除く。）の用に供する自動車 100台

- (3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 175台

4 条例第142条の2第1項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項（第2項第2号に掲げる工場等にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- (1) 工場等の名称及び所在地
- (2) 工場等において行う事業又は自動車運送事業の内容
- (3) 事業活動に伴って使用する第2項第1号アからウまでに掲げるエネルギーの量（自動車運送事業者にあつては、自動車運送事業の用に供する自動車の台数）
- (4) 特定物質の排出の抑制に関する方針
- (5) 特定物質の排出の抑制を図るための推進体制
- (6) 事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したものに限る。）
- (7) 特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度
- (8) エネルギーの使用の合理化、製造工程における対策、低公害車の導入等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項

5 条例第142条の2第1項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日までにしなければならない。

(措置の結果の報告)

第45条の2 条例第142条の3第2項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の7月31日までにしなければならない。

(特定物質排出抑制計画等の公表の対象)

第45条の3 条例第142条の4第2項に規定する規則で定める特定規模排出事業者は、第45条第2項各号に掲げる工場等(同項第2号に掲げる工場等にあつては、原油換算エネルギー使用量が500キロリットル以上であるものに限る。)を設置し、又は管理している者及び同条第3項に規定する自動車運送事業者とする。

附 則

1～4 (略)

(特定物質排出抑制計画の提出期限の特例)

5 令和3年度に新たに第45条第2項各号に掲げる工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者及び同年度に新たに同条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者に対する同条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「令和4年7月31日」とする。

附 則(平成15年9月30日規則第79号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第45条第2項に規定する工場等(改正前の環境の保全と創造に関する条例施行規則第45条第2項に規定する工場等に該当するものを除く。)を設置し、又は管理している者及びこの規則の施行の際現に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者である者に対する同条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成18年12月28日」とする。

附 則(平成26年6月12日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第45条第1項に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第45条第2項第3号及び第45条の4第1項第2号の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、これらの規定中「六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素」とあるのは、「又は六ふっ化硫黄」とする。

3 次に掲げる者(この規則の施行の日前に環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。)第142条の2第1項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した者を除く。)に対する改正後の規則第45条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成26年12月26日」とする。

(1) この規則の施行の際現に改正後の規則第45条第2項第2号又は第3号に規定する工場等を設置し、又は管理している者

(2) 平成26年度に改正後の規則第45条第2項第1号に規定する工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者

(3) 平成26年度に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者

4 平成25年度において講じた措置の結果に係る条例第142条の3第2項の規定による報告に対する改正後の規則第45条の2の規定の適用については、同条中「7月31日」とあるのは、「12月26日」とする。

3 提出方法（条例対象）

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください。

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」
https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_422



カテゴリーリスト	
計画・施策	+
融資・助成	+
報告・届出	+
再エネ	+
その他	+

特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画

制度の概要

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、2003(平成15)年10月から、特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画・措置結果報告制度を実施しています。
対象事業者(一定規模以上の工場等又は自動車運送事業者)(※)は、目標年度の温室効果ガス排出目標量等を記載した特定物質排出抑制計画書を作成・提出するとともに、計画に基づき実施した措置結果を報告する必要があります。
また、計画及び報告書の概要(※)については、兵庫県のホームページ等で公表されます。



ページダウンスクロール

※様式（エクセルファイル）をダウンロードして計画書・報告書を作成してください。（措置結果報告書は前年度実績を毎年提出する必要がありますが、計画書は計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）

エネルギー使用量(原油換算)1500kL未満でばい煙発生施設を設置する事業所はこちらの様式を使用して下さい。

提出様式

1 工場・事業場

- (1) 燃料、熱及び電気の年間使用量が原油換算1,500kL以上の事業所又は

ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量が3,000t-CO2以上の事業所

[届出マニュアル\(2022\(令和4\)年4月\)\(工場・事業場用\)](#) (PDFファイル)

【計画】(計画に変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。)

① [\(様式第1号\) 特定物質排出抑制\(変更\)計画書\(工場・事業場\)](#) (EXCELファイル) 工場・事業場ごとに作成

④ [\(様式第4号\) 公表用\(変更\)計画書\(工場・事業場 事業者\)](#) (EXCELファイル) 事業者単位でとりまとめ

【報告】

⑤ [\(様式第5号\) 特定物質排出抑制措置結果報告書\(工場・事業場\)](#) **XLS** (EXCELファイル) 工場・事業場ごとに作成
様式の一部に変更がありますので必ずダウンロードして使用してください。

⑧ [\(様式第8号\) 公表用報告書\(工場・事業場 事業者\)](#) (EXCELファイル)

一 事業者単位でとりまとめ

一 県内に複数、(1)の工場・事業場を設置する事業者は、工場等毎にも提出

- (2) 燃料、熱及び電気の年間使用量が原油換算1,500kL未満で、大気汚染防止法ばい煙発生施設(非常用を除く。)を設置している事業所

届出マニュアルは[届出マニュアル\(2022\(令和3\)年4月\)\(工場・事業場用\)](#)を参照ください。

【計画】(計画に変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。)

② [\(様式第2号\) 排出抑制計画書](#) (EXCELファイル) 工場・事業場ごとに作成

④ [\(様式第4号\) 公表用\(変更\)計画書\(工場・事業場 事業者\)](#) (EXCELファイル) 事業者単位でとりまとめ

※ 原油換算500kL未満の工場等は不要です。

【報告】

⑥ [\(様式第6号\) 排出抑制措置結果報告書](#) **XLSX** (EXCELファイル) 工場・事業場ごとに作成

⑧ [\(様式第8号\) 公表用報告書\(工場・事業場 事業者\)](#) (EXCELファイル)



提出方法

以下のリンクから簡易申請で提出してください。

※新指針に基づく「特定物質排出抑制計画書」の作成については、後日、県からお知らせいたします。

[\(簡易申請\)排出抑制措置結果報告書の提出について](#) [外部サイト](#)

[提出方法について](#) **PDF** [PDFファイル]

ページアップスクロール

※作成した計画書・報告書を簡易申請システムで報告します。

「(簡易申請)排出抑制措置結果報告書の提出について」をクリック

簡易申請システム 「措置結果報告書の提出について」

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1711195478068>

情報入力ファイルの添付

申請日 必須	年 月 日
団体・法人名 必須	64文字以下で入力してください。
役職・部署名（担当部署） 必須	
お名前（担当者名） 必須	
郵便番号	012-3456のように、半角ハイフンで区切って入力してください。 住所検索
住所	〇〇県△△市1-1-1のように、全角で入力してください。
電話番号 必須	012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。
内線番号	半角数字で入力してください。
FAX	012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。
メールアドレス	システムからの通知メールを受信するために、メールアドレスを入力してください。 確認用の欄には、同じメールアドレスをもう一度入力してください。 メールアドレス1 確認用 メールアドレス2 確認用 ※両方にメールアドレスを入力した場合は、両方のメールアドレス宛てにメールが送信されます。 ※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を受信できるよう指定してください。
事業所番号	
（様式第1号、様式第3号）排出抑制計画書 （様式第2号）（要綱様式第1号）排出抑制計画書	こちらに計画書（Excelファイル）を添付してください。（計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。） ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、 Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),圧縮ファイル(zip) です。 参照...
（様式第4号）公表用計画書	こちらに公表用計画書（Excelファイル）を添付してください。（計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。） ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、 Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),圧縮ファイル(zip) です。 参照...
（様式第5号、様式第7号）排出抑制措置結果報告書 （様式第6号）（要綱様式第2号）排出抑制措置結果報告書	こちらに措置結果報告書（Excelファイル）を添付してください。 ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、 Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),圧縮ファイル(zip) です。 参照...

必要事項を記入してください。
内容について問い合わせ
することがありますので
「お名前」欄には担当者の
連絡先を記入してくだ
さい。

事業所番号を記入してく
ださい。

※暗号化されたファイル
は添付できません。

「参照」 ボタンを押して
作成した提出ファイルを選
択してください。計画書
（様式第1号又は様式
第3号もしくは様式第2
号）を添付します。
（計画に変更がない限
り、一度提出していただ
ければ毎年提出する必要
はありません。）

「参照」 ボタンを押して
作成した提出ファイルを選
択してください。公表
用計画書（様式第4号）
を添付します。（計画に
変更がない限り、一度提
出していただければ毎年
提出する必要はありませ
ん。）

「参照」 ボタンを押して
作成した提出ファイルを選
択してください。措置
結果報告書(様式第5号
又は様式第7号若しくは
様式第6号)を添付しま
す。

（様式第8号）公表用報告書（事業者用）

こちらに公表用措置結果報告書（事業者用）（Excel）を添付してください。
ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。
登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。
登録できるファイルの種類は、
Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm)、圧縮ファイル(zip)です。

参照...

（様式第8号）公表用報告書（事業者用） + その他参考資料

こちらに公表用措置結果報告書（事業者用）（Excel）を添付してください。
ファイルは1つしか添付できません。
計画書・報告書様式(Excelファイル)以外に添付ファイルがある場合にも、こちらに添付してください。

複数ファイルがある場合は圧縮して添付してください。
ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。
登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。
登録できるファイルの種類は、
Microsoft Word文書(doc,docx),Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),Microsoft PowerPoint(pptx),Adobe PDF文書(pdf),テキスト文書(txt,csv),リッチテキスト文書(rtf),画像ファイル(jpg,jpeg,gif,ファイル(zip),Microsoft Excel文書 2003形式(xls),Microsoft Word文書 2003形式(doc)です。

参照...

通信欄

「ひょうご環境」ホームページからダウンロードした様式（Excelファイル）を必ず使用して提出してください。
PDFへ変換したり、ファイルの行やシート削除を含めた改変はしないでください。

お問い合わせ
環境部環境政策課温暖化対策班
TEL 078-362-3284

申請内容を一時保存する 申請内容の確認に進む

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。公表用措置結果報告書（事業者用）を添付します。

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。公表用措置結果報告書（事業者用）を添付します。その他様式以外に提出するファイルがある場合、ご利用ください。複数ファイルがある場合は圧縮して添付してください。

内容の確認



「申請内容確認」をクリック

申請日 必須	2023/04/01
団体・法人名 必須	兵庫県
役職・部署名（担当部署） 必須	環境政策課
お名前（担当者名） 必須	兵庫 太郎
郵便番号	650-8567
住所	兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話番号 必須	078-341-7711
内線番号	3367
FAX	
メールアドレス	メールアドレス1 kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp
事業所番号	
（様式第1号、様式第3号）排出抑制計画書（様式第2号）（要綱様式第1号）排出抑制計画書	（様式第1号）計画書(工場・事業場).xls (2.37MB)
（様式第4号）公表用計画書	（様式第4号）公表用計画書(工場・事業場).xls (84KB)

提出するファイルがアップロードされているか確認してください。

(様式第5号、様式第7号) 排出抑制措置結果報告書 (様式第6号) (要綱様式第2号) 排出抑制措置結果報告書	(様式第5号)報告書(工場・事業場).xls (1.77MB)
(様式第8号) 公表用報告書(事業者用)	(様式第8号) 公表用報告書(工場・事業場 事業者).xls (71KB)
(様式第8号) 公表用報告書(事業者用) + その他参考資料	ファイルが指定されていません。

「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードした様式(Excelファイル)を必ず使用して提出してください。
PDFへ変換したり、ファイルの行やシート削除を含めた改変はしないでください。

印刷用ページ

修正する 申請する

申請完了

提出するファイルがアップロードされているか確認してください。

「申請する」をクリック